



ディスクロージャー誌

長野県信連の現況 2022



Contents

ごあいさつ	3
経営理念・経営方針	4
リスク管理の状況	10
リスク管理体制	10
法令遵守体制	13
利用者保護等の体制	15
貸出運営に対する考え方	19
内部監査体制	20
J Aグループ・J Aバンクシステム	21
J Aグループの仕組み	21
長野県J Aバンクの仕組み	21
J Aバンクシステム	22
事業の概況	24
経営環境	24
業績	24
損益の状況	25
不良債権処理の状況	26
県域における業務の効率化、高度化	27
トピックス	28
地域貢献情報	33
当会の考え方	33
地域からの資金調達の状況	33
地域への資金供給の状況	34
お客さま本位の業務運営に関する取組方針	35
災害等に対する緊急時対応	36
地域密着型金融への取り組み	38
文化的・社会的貢献活動に関する事項	43
利用者ネットワーク	44
業務のご案内	45
組織等について	53
資料編	57

輝く地域のパートナー



経営管理委員会会長
神農佳人



代表理事理事長
佐藤卓治

ごあいさつ

平素より私ども長野県信用農業協同組合連合会をお引き立ていただき誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年の設立以来、皆さまのご愛顧、ご支援をいただくなか、相互扶助精神のもと、農業専門金融機関として県下JAと一体となり長野県農業の発展と農家経済の向上を金融面から支援させていただくとともに、地域金融機関として地域社会、経済の持続的発展に貢献すべく歩んでまいりました。

令和3年度は、日本銀行のマイナス金利政策の長期化や、従来からの人口減少等を背景とした構造不況に加え、オミクロン変異株の出現により日本経済は再び下押されました。このような厳しい情勢において、JAグループが地域の信頼と期待に応える組織となっていくため、各JAは組合員・准組合員の皆さまとのさらなる対話の深化により「自己改革実践サイクルの構築」に向けた取り組みを進めてまいります。

また当会では、中期3ヵ年計画の最終年度として、県下JAの「貸出の強化」や「ライフプランサポートの実践」を支援するとともに、担い手経営体の成長とJA総合事業の成長の両立を図るため「担い手コンサルティング」の取り組みを開始いたしました。今後も役職員一人ひとりが、当会を取り巻く環境の変化に順応し、柔軟な発想を持って、業務の革新に取り組むことが重要と考えております。

私どもの経営理念「いのちを育む農業を基本に据え、安全安心な生活環境・地域づくりを限りなく支援します」を実現すべく、事業機能の絶えざる革新や財務内容の健全・充実化に総力を結集し、会員、地域の皆さまに貢献する地域金融機関として鋭意活動してまいりますので、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

この度、当会の業務内容、活動状況等について皆さまにご紹介するため、ディスクロージャー誌「長野県信連の現況2022」を作成いたしました。特に財務諸表については、当会の活動結果をご確認いただくうえで極めて重要な情報であることを認識し、信頼性確保に努めております。この小冊子により当会に対するご理解を一層深めていただければ幸いです。

令和4年7月

経営管理委員会会長 神農佳人
代表理事理事長 佐藤卓治

経営理念・経営方針

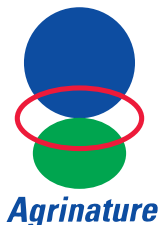
経営理念

いのちを育む農業を基本に据え、

安全安心な生活環境・地域づくりを限りなく支援します。

当会の経営理念は、制定以来その本質を継承し、日々の業務の根底として、経営の大きな指針となるものです。

この経営理念のもと、農業と自然を基本とした、みどり豊かな信州づくりと地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たすため、自信と責任を持って行動し、地域経済の持続的発展に貢献してまいります。

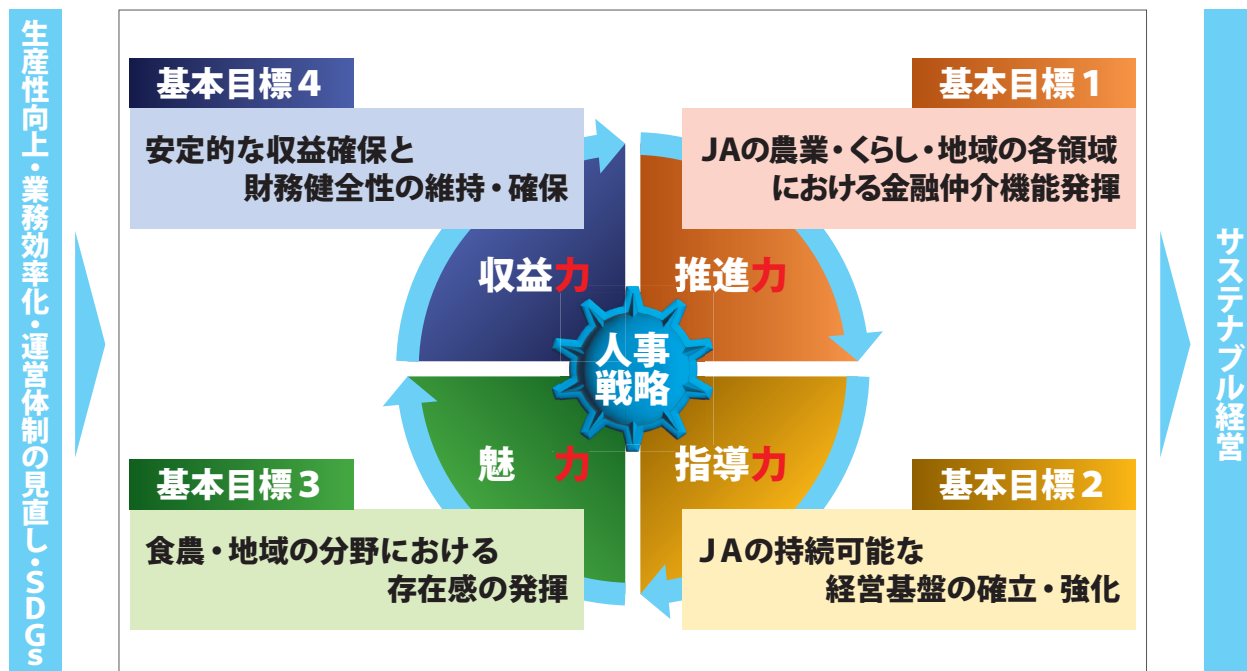


中期経営計画（2022年度～2024年度）

経営方針

長野県JAバンクの県域機能を担う金融機関として、JAと一体となり持続可能な社会の実現に向け農業・地域の活性化を支援します。

基本目標



2022年度～2024年度中期計画においては、業務効率化による生産性の向上、適時適切な運営体制の見直しを図りつつ、人材の育成を含む新たな人事戦略を原動力とし、4つの力『推進力・指導力・魅力・収益力』を効果的に循環する仕組みを構築して基本目標に取り組み、会員や地域社会から必要とされ続ける存在を目指します。

事業方針

基本目標1（長野県JAバンク中期戦略 基本方針1～3関連）

JAの農業・暮らし・地域の各領域における金融仲介機能発揮



- 重点施策(1) 農業者のニーズに応じた資金供給
- 重点施策(2) 農業者所得の向上に向けた「担い手コンサルティング」の実践
- 重点施策(3) 生活資金ニーズへの対応
- 重点施策(4) 資産形成・運用、相続対策ニーズへの対応
- 重点施策(5) ライフイベントに応じた利用者接点の強化
- 重点施策(6) JAの自主運用強化による総合運用利回りの向上

基本目標2（長野県JAバンク中期戦略 基本方針4～5関連）

JAの持続可能な経営基盤の確立・強化



- 重点施策(1) 機能発揮の土台としての組合員・利用者接点の再構築
- 重点施策(2) 店舗に持ち込まれる事務の削減・解消・抑制
- 重点施策(3) 店舗に持ち込まれた事務の効率化
- 重点施策(4) 見える化プログラムの展開およびJA収支改善に向けた取り組み
- 重点施策(5) 不祥事未然防止にかかる取り組み
- 重点施策(6) 財務基盤の維持・確保
- 重点施策(7) 内部管理態勢の強化・構築

基本目標3

食農・地域の分野における存在感の発揮



- 重点施策(1) 取引先に対するコンサルティング機能の実践とノウハウ蓄積
- 重点施策(2) メイン・準メイン先等への重点訪問と提案型営業の実践
- 重点施策(3) 事業性評価の質の向上と本業支援の実践による地域中核企業の付加価値創出
- 重点施策(4) 農業、食品関連、地域創生分野にターゲットを絞った重点営業
- 重点施策(5) 持続可能な社会への貢献

基本目標4

安定的な収益確保と財務健全性の維持・確保



- 重点施策(1) 効果的な経営資源の配分
- 重点施策(2) 余裕金運用利回りの確保
- 重点施策(3) 統合的リスク管理の実践
- 重点施策(4) 安定的な収益確保に向けた貸出実収利息等の積み上げ

長野県信連におけるSDGsの取組方針

SDGsの17のゴール、169のターゲットの実践にあたり、「食と農を基軸とした地域に根ざした地域金融機関」として、環境・経済・社会の3つの側面に基づき重点テーマを4つに整理し、SDGsの達成に貢献してまいります。

長野県信連 SDGs宣言

長野県信連は、「SDGs（持続可能な開発目標）」の理念に賛同し、事業活動を通じて社会的課題に向き合い、持続可能な地域社会・農業の実現に貢献してまいります。



環境

テーマ
1

金融仲介機能の発揮を通じた 環境課題解決への貢献

- ◆環境配慮型融資等により環境負荷低減に向けた事業者の取り組みを支援する
- ◆ESG投資の観点を組み入れた運用手法を確立する



テーマ
2

社会的課題の解決を通じた 経済の持続的な成長への貢献

- ◆コンサルティング機能の発揮を通じて事業者の課題解決と成長を支援する
- ◆地域の特性に応じた解決策を提供し地域創生へ貢献する
- ◆社会の多様性に配慮した金融商品・サービスを提供する



経済

テーマ
3

食と農をつなぎ 持続可能な地域社会の形成を支援

- ◆農業収益構造の改善に向けたソリューション提供を支援する
- ◆持続可能な食料生産と消費に向けた食農バリューチェーンを構築・強化する
- ◆農業の発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入を支援する

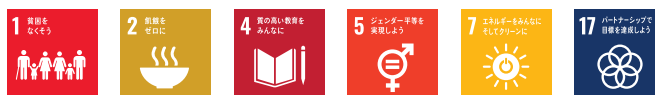


社会

テーマ
4

多様な人材が成長し活躍できる職場づくり

- ◆職員の多様性を活かし組織とともに成長できる体制を構築する
- ◆主体的なキャリア形成支援と能力発揮に向けた人材育成を実践する



内部統制基本方針

当会は、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理、その他業務執行の適正性確保のため、以下の方針を定め取り組んでいます。

内部統制基本方針

長野県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」といいます。）は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理、その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を次のとおり制定する。

1. 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、「法令等遵守（コンプライアンス）基本方針」を制定し、基本方針のもと「行動憲章」、「理事の行為規範」、「職員の心得」、「コンプライアンス・マニュアル」を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し、誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
- (2)理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、コンプライアンスに関する統括部署を設置し、「コンプライアンス委員会」等の会議体にて検討・審議し、重要事項の決定にあたっては、「経営管理委員会」または「理事会」に付議する。
- (3)コンプライアンスに関して、職員がコンプライアンス統括部署に相談・情報提供できる「ヘルプライン」制度を設置する。
- (4)「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
- (5)社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (1)理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
- (2)業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理組織体制と仕組み等を定めた「リスク管理基本方針」を制定する。
- (2)管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理するとともに、これらをグループ会社も含め統合的にマネジメン

トする。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理の統括部署を設置し、「リスク管理委員会」をリスク管理にかかる協議機関とし、役割・責任を明確に定義して、実施体制を整備する。

- (3)種々のリスクを計量化したうえで、その合計額を自己資本額の範囲内に収まるよう、あらかじめ部門別にリスクキャピタルを配賦し、これを上限とした運用を行うエコノミックキャピタルマネジメントの実施により、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
- (4)農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められた要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。
- (5)大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を整備する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
- (2)理事会の意思決定を効率的に行うため、理事が招集または経営課題等について付託した事項を協議する会議体を設置し、理事会の議決事項にかかる原案の検討等を行う。
- (3)役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。

5. 当会およびその子法人等における業務の適正を確保するための体制

- (1)当会の業務の適正を確保するため、「子会社管理規程」を定める。
- (2)円滑なグループ運営を図るため、当会と各グループ会社の間において協議または報告すべき事項を定め、各グループ会社の経営・業務の執行状況等を把握し、適宜指導・助言・管理・実績検討を行う。

6. 内部監査体制

- (1)当会の適正な業務運営の遂行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査部を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
- (2)内部監査は、当会および業務監査に関する合意書を締結するグループ会社を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。
- (3)監査部長は、内部監査終了後、内部監査結果を理事長および理事会に報告し、理事長は年度内部監査実施状況の概要を経営管理委員会へ報告する。
- (4)監査部長は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。

7. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項

- (1)監事の職務遂行を補助するため、監事業務に関する事務および指示する事項にかかる業務に従事する専任の職員を配置する。
- (2)専任の職員は、監事の指揮命令に従い業務を遂行する。

(3)専任の職員の人事異動等については、常勤監事の意見を聴取し、当該意見を尊重する。

8. 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1)理事は、当会および当会グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告する。
- (2)コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
- (3)監査部は、内部監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
- (4)主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を、監事の閲覧に供する。

9. 監事へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

適正な目的により監事へ報告を行った当会の役職員およびグループ会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。

10. 監事の職務執行について生ずる費用にかかる方針

監事はその職務の執行について生ずる費用等を支弁するために、適切な予算枠を設けるとともに、監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要でない認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとする。

11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

- (1)監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議体に出席して、意見を述べることができるものとする。
- (2)代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
- (3)理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
- (4)その他、理事および職員は、「監事監査規程」および「監事職務にかかわる諸細則」に定めのある事項を尊重する。

リスク管理の状況

リスク管理体制

リスク管理基本方針

新型コロナウイルス感染症の長期化や国際的な金融政策転換による経済・市場環境の変化等、当会を取りまく環境は刻一刻とそして急速に変化しています。こうした環境下、当会は、利用者保護の立場を堅持し、会員・利用者のための地域金融機関、また、長野県JAバンクの一員として健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要であると認識しています。

このため、当会は、有効な内部管理態勢を構築し、直面するさまざまなリスクに対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組み等、リスク管理の基本的な枠組みを通じて、リスク管理体制の充実・高度化に努めています。

● リスクの種類と定義

リスクの種類と定義		
市場リスク	金利、為替、株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、および資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク	
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク	
流動性リスク	運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金流出により必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）、および市場の混乱等により市場において取引できなかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）	
オペレーショナル・リスク	事務リスク	業務の過程または役職員の活動が不適切であることにより損失が発生するリスクであり、具体的には、当会が行う業務にかかる事務について、手続に定められたとおりに事務処理を行うことを怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク、実務規程の整備が不十分あるいは規定する業務プロセス自体に不備があり、適切な処理が行われないリスク
	法務リスク	経営判断や個別業務の執行において、法令違反や不適切な契約締結に起因し、当会に損失が発生したり、取引上のトラブルが発生するリスク
	システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
	人的リスク	労務慣行の問題、労働安全衛生環境の問題または役職員等の不法行為により当会が使用者責任を問われる問題に起因して、当会が損失を被るリスク
	有形資産リスク	自然災害、犯罪（テロ・強盗等）、交通事故、資産管理の瑕疵等の外生的事象の結果、有形資産の毀損による損失を被るリスク
その他、情報漏えい等リスク、系統組織の経営リスクがあります。		

統合的なリスク管理態勢

当会では経営の健全性を確保するため、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクを、一定の前提で計量化し、自己資本額に見合ったリスク量にコントロールするための「経済資本管理要綱」を制定し、統合的なリスクの把握と管理に努めています。

●各リスクの管理

【市場リスク管理】

当会は、市場リスクを極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行い、リスクコントロールすることにより、効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益確保を目指しています。このため「市場リスク管理要綱」等を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差損限度額の基準を設定し日々の管理を行うとともに、市場統合VaR等によりリスク量等を計測し、自己資本対比での状況把握・管理に努めています。

※VaR（バリュー・アット・リスク）とは過去の一定期間（観測期間）のリスクファクターの変動データに基づき、将来のある一定期間（保有期間）のうち、ある一定の確率（信頼水準）の範囲内で金融資産・負債が被る可能性のある最大損失額を統計的手法で推定したものです。

【信用リスク管理】

当会は、信用リスクを優良貸出資産形成にあたっての重要なリスクと認識し、信用リスク取引にかかる「信用リスク管理要綱」等を定め、与信内容の健全性・安全性確保のための適切なリスク管理を行っています。与信集中を回避するために毎月、当会全体の信用格付別一貸出先・グループ与信、業種別および運用目的別与信、各種シーリングに関する与信等についてのモニタリングを実施、さらに信用リスクポートフォリオのリスク量について計測し、自己資本対比での状況把握、管理に努めています。

〈融資審査体制〉

当会は、地域金融機関として地域経済の高度化・多様化する資金ニーズに対応するため、農業・観光産業をはじめ広い分野にわたる融資審査ノウハウを蓄積・強化し、地域貢献を果たすべく取り組んでいます。

第一次審査機能を有する営業店が受け付けた案件を、営業部門から独立した部署であるリスク統括部（審査セクション）が専任審査役制によって厳正な融資審査を行っており、資産の健全化を図るための重層的なチェック体制・リスク管理態勢を整えています。

また、信用リスク管理の高度化と貸出資産の健全性を確保するために「信用格付システム」、「自己査定システム」、「不動産担保評価システム」等を含む「融資総合支援システム」を導入し、厳正な信用格付と自己査定を実施しています。

【流動性リスク管理】

当会は、流動性リスクを業務の健全性および適切性の観点から重要なファクターと位置付け、「流動性リスク管理要綱」を定め、適切なリスク管理に努めています。資金繰りリスクは業務継続およびポートフォリオの安定的な運営を行ううえでの前提となることから、主体的なリスク管理を行うことにより、資金の調達とポートフォリオの変化に対する適切なコントロールを行っています。また、有価証券運用にあたっては、アセットクラスによって異なる市場流動性リスクについて、市場ポートフォリオ運営の一環として管理を行うこととし、具体的な投資方針決定の際に市場流動性を含めて検討を行っています。

【オペレーショナル・リスク管理】

当会は、業務を遂行する際に発生するリスクのうち、市場、信用、流動性リスクを除いたその他リスクをオペレーショナル・リスクとし、事務リスク・法務リスク・システムリスク等の個々のリスクについて発生する可能性を極小化することを目的に、要綱等を制定し適切な管理を行っています。

●事務リスク管理

事務リスク管理にあたっては、多種多様な事象・項目を管理する必要性に留意し、発生頻度と影響度合いを踏まえつつ、発生する可能性を極小化するため「事務リスク管理要綱」を定め適切な管理を行っています。

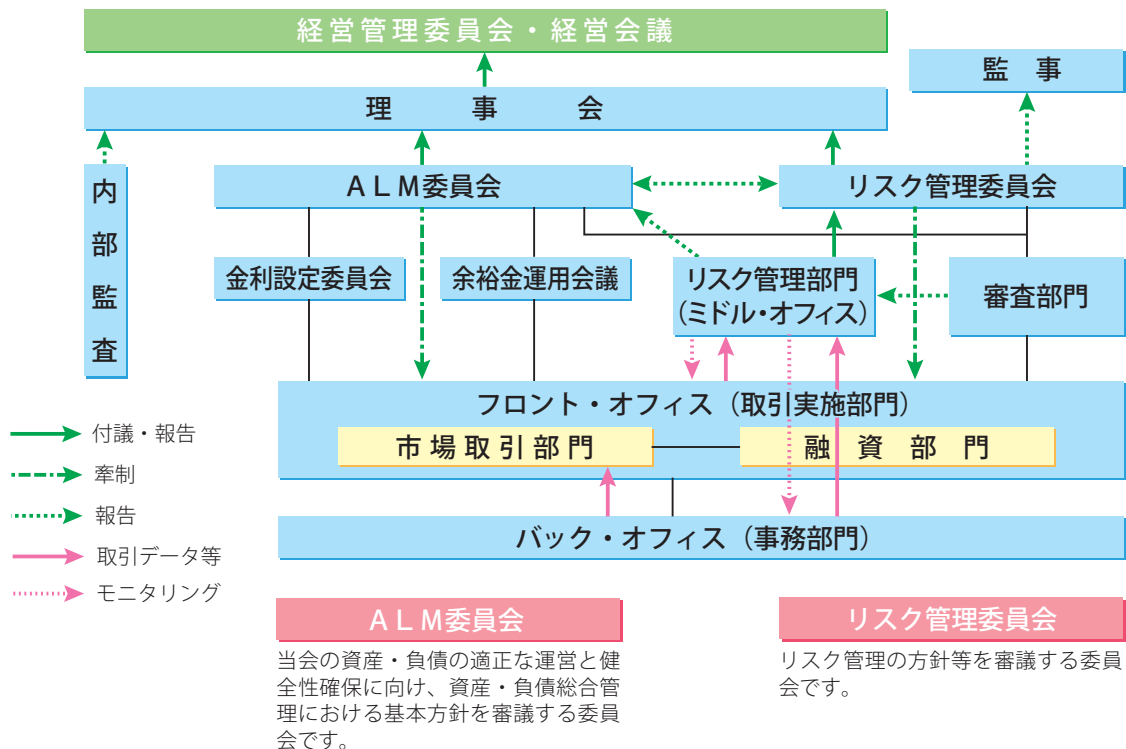
●法務リスク管理

当会の業務等に関連する法令等を把握したうえで規程類を制定し、また、法令等の改廃や環境の変化に応じて随時、規程類を改廃するための「法務リスク管理要綱」を定め適切な管理を行っています。

●システムリスク管理

情報資産を適切に保護するための基本方針として「セキュリティ基本方針」を定めるとともに、「システムリスク管理要綱」等を整備し、システムリスク管理体制の強化に努めています。また、システム等が不慮の災害や事故、犯罪、障害等により重大な損害を被り業務の遂行が果たせなくなった場合に、各種業務の中断の範囲と期間を極小化し、迅速かつ効率的に必要な業務の復旧を行うための「コンティンジェンシープラン」を定め適切な管理を行っています。

リスク管理体制図



当会のリスク管理体制を上記の【リスク管理体制図】のとおりとし、資産・負債の総合管理、各種リスクの管理、測定、モニタリング等を行っています。また、組織機構をフロント・オフィス（取引実施部門）、ミドル・オフィス（リスク管理部門）、バック・オフィス（事務部門）に分離して位置付けることにより、相互牽制機能が十分に発揮される体制を構築しています。

法令遵守体制

法令等遵守（コンプライアンス）基本方針

当会は、系統信用事業の都道府県段階の連合会組織であり、農業者および地域の企業・住民のための協同組織金融機関として、①農業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会の発展に貢献することを基本的な役割・使命としています。

当会は、経営を取り巻くさまざまな環境変化の中にあってもこうした基本的役割・使命を全うし、これまで以上に揺るぎない地域社会からの信頼を確立していくため、法令等遵守（コンプライアンス）基本方針を策定しています。

法令等遵守（コンプライアンス）基本方針

（1）基本的使命と社会的責任

信連は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「J Aバンクシステム」における県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

（2）質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

（3）法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適応し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

（4）反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

（5）透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

（6）持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、管理本部長（代表理事専務）を「コンプライアンス統括本部長」とし、コンプライアンスの推進を行うため各部署に「コンプライアンス責任者」・「コンプライアンス担当者」を設置し、コンプライアンス統括部署と連携して、当会の業務運営や役職員の行動がコンプライアンスに基づき具体的に実践されるよう、コンプライアンス態勢の日常的運営に努めています。

このため役職員の行動規範や遵守すべき法令等の解説等を取りまとめた手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、コンプライアンス実現に向けた実践計画（コンプライアンス・プログラム）を毎年度策定して、役職員一人ひとりがコンプライアンス意識の向上を図るため、啓発・教育研修活動に取り組んでいます。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の防止および反社会的勢力等への対応

当会は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用の防止と、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対して確固たる信念を持って排除する姿勢を堅持するため、以下の方針を定め取り組んでいます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業を行うにつくまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下「マネー・ローンダリング」といいます。）の防止に取り組めます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下「政府指針」といいます。）」等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

1. 運営等

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

2. マネー・ローンダリング等の防止

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

3. 反社会的勢力との決別

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

4. 組織的な対応

当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

5. 外部専門機関との連携

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

利用者保護等の体制

利用者保護等管理方針

利用者保護等管理については、当会の業務の健全性および適切性の観点から極めて重要であると認識し、「利用者保護等管理方針」をはじめ利用者保護等管理規程類を策定して、当会業務の利用者の保護および利便の向上に努めています。

利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（今後、利用者になろうとする方を含み、以下も同様とします。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの問い合わせ、相談、苦情および紛争については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応および金融ADR制度において求められる措置・対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

※本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当会との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

金融商品の勧誘方針

当会では、役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本的事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1. お客さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容等重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供する等、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

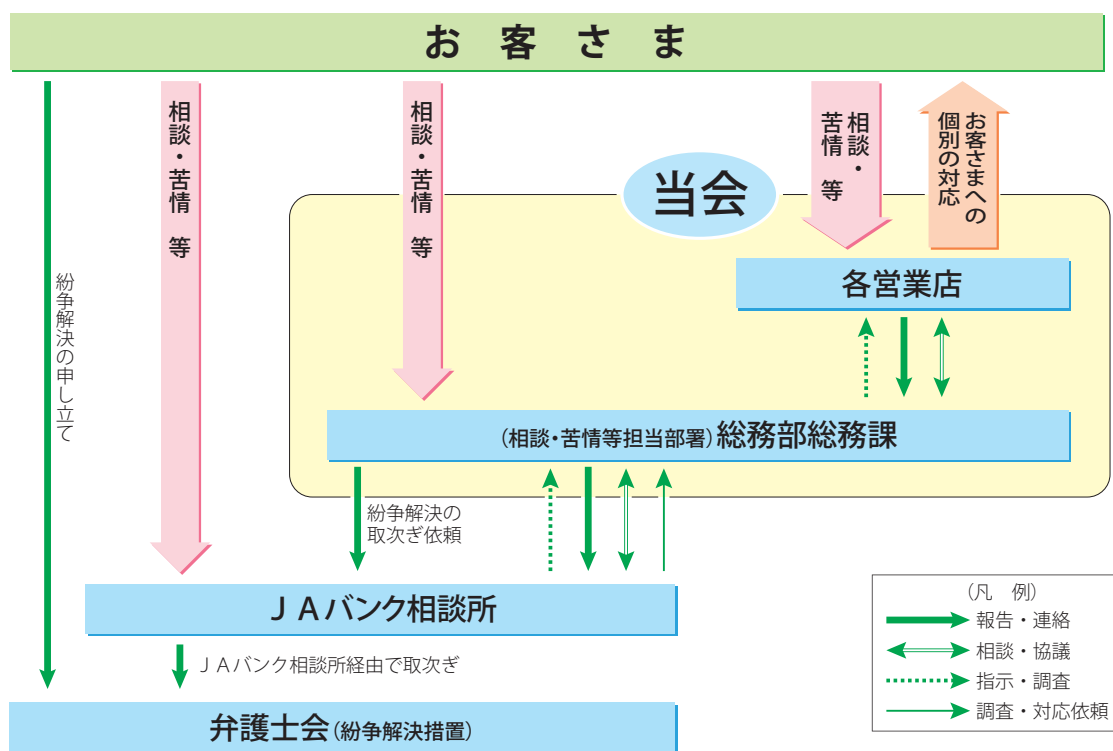
金融ADR制度への対応

●苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図っています。

●苦情等受付・対応態勢

当会は下図のとおり、お客さまからの声を真摯に受け止め、迅速な解決に努めるとともに、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に努めています。



●当会の苦情等受付窓口

【当会営業店窓口】

本店営業部 ☎026-236-2110
 松本営業部 ☎0263-35-3125
 飯山事務所 ☎0269-62-3101

【相談・苦情等担当部署】

総務部総務課 ☎026-236-2058

〈受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）〉

当会の苦情等受付窓口のほか、JAバンク相談所でも苦情等をお受けしています。

JAバンク相談所 ☎03-6837-1359

〈受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）〉

● 紛争解決措置の概要

苦情等のお申し出については、当会が対応いたしますが、お客さまが外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会をご利用いただけます。

東京弁護士会 紛争解決センター ☎03-3581-0031 ●受付時間： 午前9時30分～12時、午後1時～4時 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く※）	第一東京弁護士会 仲裁センター ☎03-3595-8588 ●受付時間： 午前10時～12時、午後1時～4時 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く※）	第二東京弁護士会 仲裁センター ☎03-3581-2249 ●受付時間： 午前9時30分～12時、午後1時～5時 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く※） ※詳しくは弁護士会にご確認ください。
--	--	--

上記弁護士会の利用に際しては、当会相談・苦情等担当部署またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」といいます。）には直接お申し立ていただくことも可能です。

また、東京三弁護士会の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- ①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。
 例えば、お客さまは、長野県弁護士会にお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。
- ②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。
 例えば、埼玉県弁護士会や愛知県弁護士会等の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。

情報セキュリティ基本方針

当会では、会内の情報およびお預かりした情報の適切な保護・管理・利用は極めて重要な経営課題であると認識し、情報セキュリティ管理態勢の基本方針として「セキュリティ基本方針」を策定して、適切な情報の管理に努めています。

セキュリティ基本方針

当会は、利用者等の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 当会は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および行政庁の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、情報の取り扱い、情報システムならびに情報ネットワークの運用管理にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

個人情報保護方針

当会は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、当会業務に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報保護法その他の関連法令等を遵守し、個人情報および特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を適正に取り扱うための「個人情報保護方針」を策定するとともに、安全管理について適切な措置を講じ、漏えい事故の防止等に努めています。

個人情報保護方針

長野県長野市大字南長野北石堂町1177番地3
長野県信用農業協同組合連合会
代表理事理事長 佐藤 卓治

長野県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、利用者等の皆様の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者等の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用者等の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会の本支店に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 仮名加工情報の取扱い

当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置

を講じます。

8. 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

9. 開示、訂正等・利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等ならびに第三者提供の停止のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒380-0826 長野県長野市大字南長野北石堂町1177番地3

長野県信用農業協同組合連合会 総務部 TEL 026-236-2058

貸出運営に対する考え方

当会は、金融業務の公共性に鑑み、金融機関が担う社会的機能を果たすとともに、県下系統信用事業の中核的機関として会員・組合員・地域の負託に応えています。

また、長野県農業と地域産業の維持・発展に資するべく、法令等の遵守および利用者保護等を基本に据え、適切な貸出運営に努めています。

クレジット・ポリシー（融資理念）

法令等の遵守および経営理念を基本とした融資業務を通じ、地域金融機関としての社会的責務を果たすことを目的とした融資業務取組方針を「クレジット・ポリシー（融資理念）」として制定しています。

クレジット・ポリシー（融資理念）

〈農業・地域への貢献と融資の対象〉

1. (1) 融資業務を通じ、農業ならびに地域産業の発展と、環境への配慮を踏まえた安全安心な生活・地域づくりに貢献する。
- (2) 農業協同組合金融機関として、この会の会員、その傘下の組合員、農業関連企業、ならびに当会の公共性および社会的責任を踏まえ、妥当性を有する企業等を融資の対象とする。

〈健全な融資慣行の確立〉

2. (1) 取引先とは信頼と節度ある関係の構築に努め、取引先と当会相互の成長発展に寄与する融資を行う。
- (2) 金融機関としての公共性および社会的責任を認識し、コンプライアンスを踏まえ、反社会的勢力を排除した誠実かつ健全な融資を行う。
- (3) 取引先等に対しては、適切な説明責任を果たすとともに、優越的な地位を濫用した不公正な取引等は行わない。
- (4) 融資条件の設定にあたっては、取引先の返済能力等を踏まえた客観性・妥当性のあるものとし、過度に担保・保証に依存した融資は行わない。

〈資産の健全性確保〉

3. (1) リスク管理基本方針等に基づき、適切な信用リスク管理に努め、信用格付の精緻化・高度化を図ることにより貸出資産の健全性確保に努める。
- (2) 貸出資産が固定化することのないよう流動性に配慮しつつ、適正で安定的な収益を確保する。
- (3) 与信集中リスクを回避するため、クレジット・ガイドラインを設定し遵守する。
- (4) 取引先の経営状況を継続的に把握し、問題債権の発生の未然防止に努めるとともに、適切な経営支援策等を講ずることにより、その早期解消に努める。

地元企業再生支援に向けた取り組み

地域金融機関として、企業、事業者の方々に対する経営改善支援に取り組んでいます。

なお、中小零細企業者等につきましては、金融円滑化にかかる基本的方針に則り、事業の特性を勘案しつつ、関係機関と連携し、積極的に再生支援に取り組むよう努めています。

内部監査体制

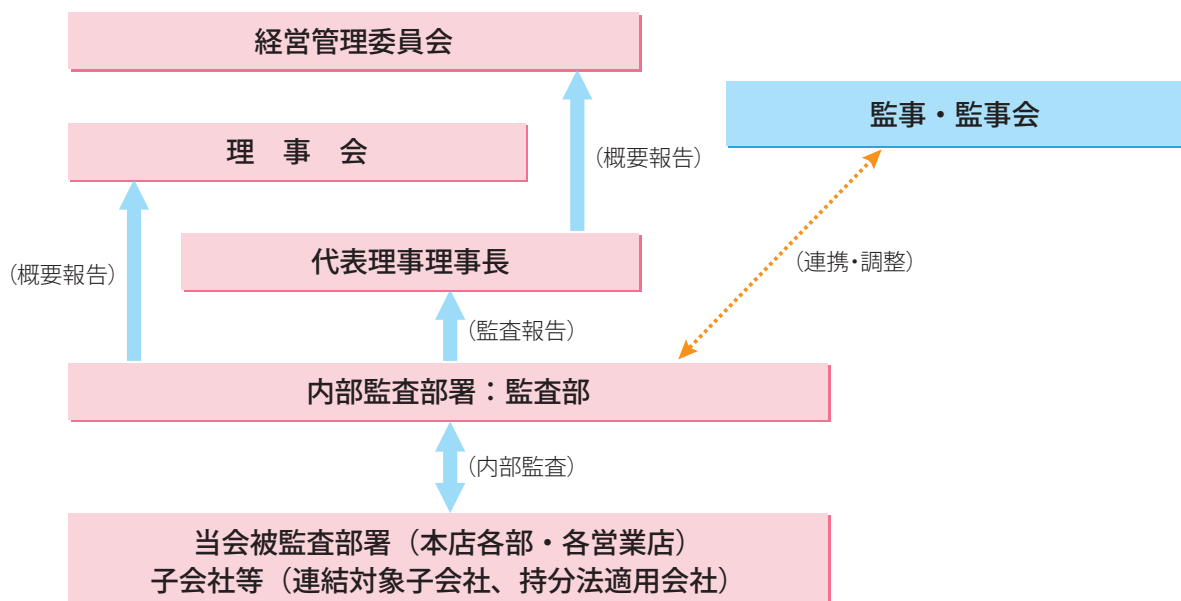
当会では、内部監査部署として被監査部署から独立した「監査部」を設置しています。監査部では、経営諸活動の全般にわたる管理運営の制度および業務の遂行状況を、内部統制の適切性と有効性の観点から検討・評価し、内部監査結果の報告および改善・合理化への助言・提案等を通じて、経営の健全性の確保、業務運営の適切性の維持・向上に努めています。

内部監査は、当会の業務全般および連結子会社等の業務を対象として、年度の内部監査方針および内部監査計画に基づき実施しています。

監査結果は代表理事理事長に報告したのち被監査部署に通知され、定期的に被監査部署の改善取組状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会および経営管理委員会に報告しています。

監査部は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を通じて効率的で実効性ある内部監査に努めています。

内部監査体制図

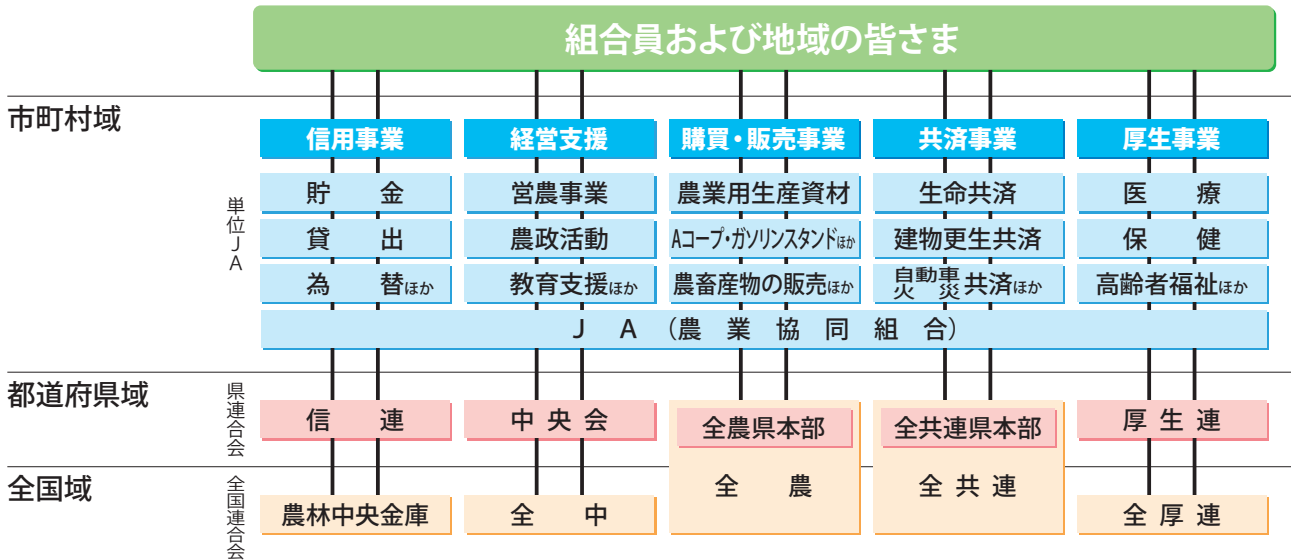


JAグループ・JAバンクシステム

JAグループの仕組み

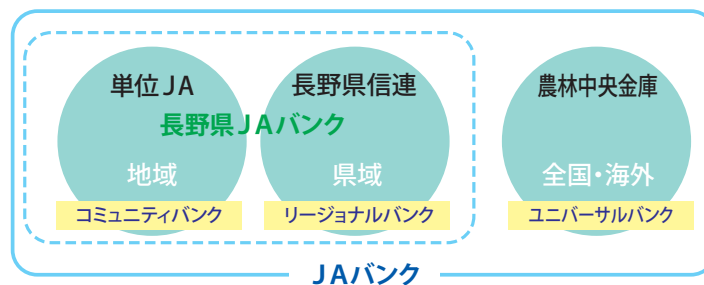
各市町村のJAでは、指導・購買・共済・厚生等の事業とともに貯金をはじめ、融資や振込・口座振替等の信用事業を行っています。

信連は、単位JAが行っている信用事業の都道府県段階の組織です。各JAの活動をサポートするとともに、より広いエリアでの金融サービスを提供しています。



長野県JAバンクの仕組み

長野県JAバンクでは、JA・信連が一体となって、組合員・地域利用者の皆さまに「便利」で「安心」な金融機関としてご利用いただけるよう努めています。また、商品・事務の統一化に取り組み、業務の効率化と堅確性の向上を図っています。



長野県内JA決算時の概況（令和4年2月末現在）

組合員数	315,639人
（正組合員）	164,824人
（准組合員）	150,815人
単位JA数（総合農協のみ）	14組合
年度末貯金高（総合農協のみ）	34,125億円
自己資本比率（総合農協平均）	17.76%
不良債権比率（総合農協平均）	3.09%
	（金融再生法開示債権ベース）

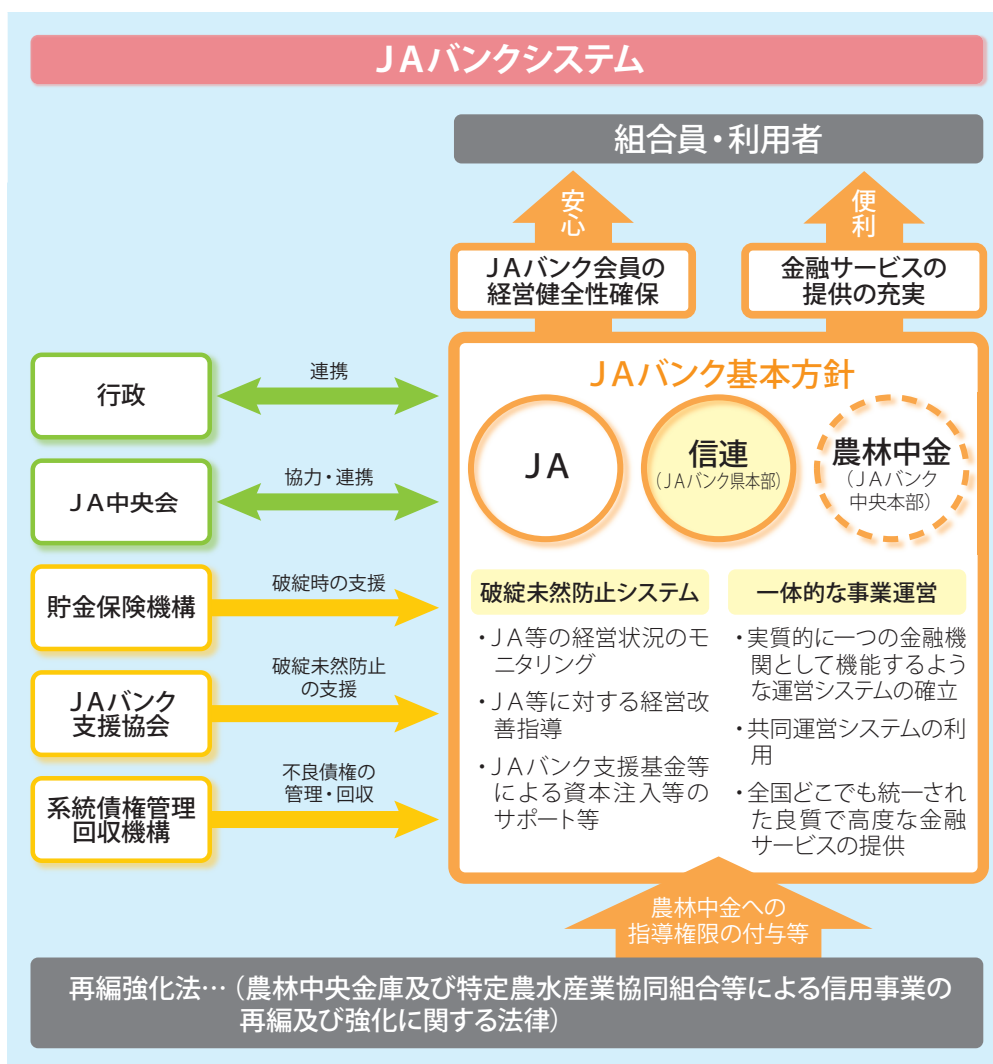
農林中央金庫格付（令和3年3月31日現在）

格付機関	格付種類	ランク
スタンダード&ブアーズ社	長期債務格付	A
	短期債務格付	A-1
ムーディーズ社	長期債務格付	A1
	短期債務格付	P-1

JAバンクシステム

組合員・地域の皆さまから一層信頼され利用される信用事業を確立するために、再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと、平成14年1月に「JAバンク基本方針」を策定しています。

この「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り進む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的な事業運営」の2つの柱で成り立っています。



「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。個々のJAの経営上の問題点の早期発見・適切な改善に向け、長野県JAバンク県本部においては「実質自己資本比率8%以上」という基準を設定し、県内JAの健全性・安全性を維持しています。

破綻未然防止システム

(実効性のある破綻未然防止策)

Point-1

経営状況をチェック（モニタリング）

個々のJAの業務体制や財務状況等についてJAバンク中央本部・県本部がチェック（モニタリング）を行います。これにより問題点（改善を要する事項）を早期発見します。

Point-2

経営改善への取り組み

モニタリングの結果、業務体制や財務状況等の問題点がある場合、一定の基準に基づき資金運用制限を行いつつ、改善に向けた取り組み（計画の設定・遂行）を行います。JAバンク中央本部・県本部は中央会と連携し、その取り組みをサポートします。

Point-3

指定支援法人（JAバンク支援協会）によるサポート

JAが上記の経営改善への取り組みや事業運営形態の見直し（事業譲渡、合併等）を行う場合、全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、必要なサポート（資本注入や資金援助等）を行います。

「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、法令等を遵守したうえでJAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営に取り組んでいます。

「JAバンク・セーフティネット」

JAバンクでは、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度※」により「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。この2重のセーフティネットにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心を届けています。

※貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）とは、農水産業協同組合が貯金等の払い戻しができなくなった場合等に、貯金者を保護し、また、資金決済の確保を図ることにより、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

事業の概況

経営環境

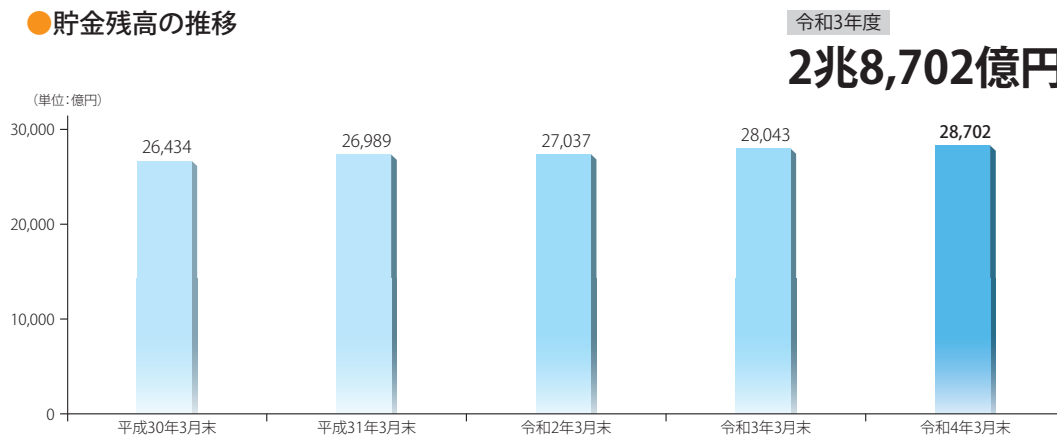
令和3年度は、前年度に続き新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、感染の拡大と収束が繰り返されました。9月の緊急事態宣言等の解除を受け、一部国内の飲食・観光・娯楽などサービス消費が持ち直したほか、半導体不足などの供給の混乱も一旦解消に向かい、10～12月期の国内経済はコロナ危機前の水準まで回復しました。しかし、令和4年に入ると、オミクロン変異株の出現により新規感染者数が増加に転じ、国内経済は再び下押しされました。

業績

貯金

当会の貯金は、JAからの貯金預入に加え、地方公共団体や大口法人取引先等から貯金獲得に取り組みました。その結果、令和4年3月末の残高は2兆8,702億円（前年比2.3%増）となりました。

●貯金残高の推移

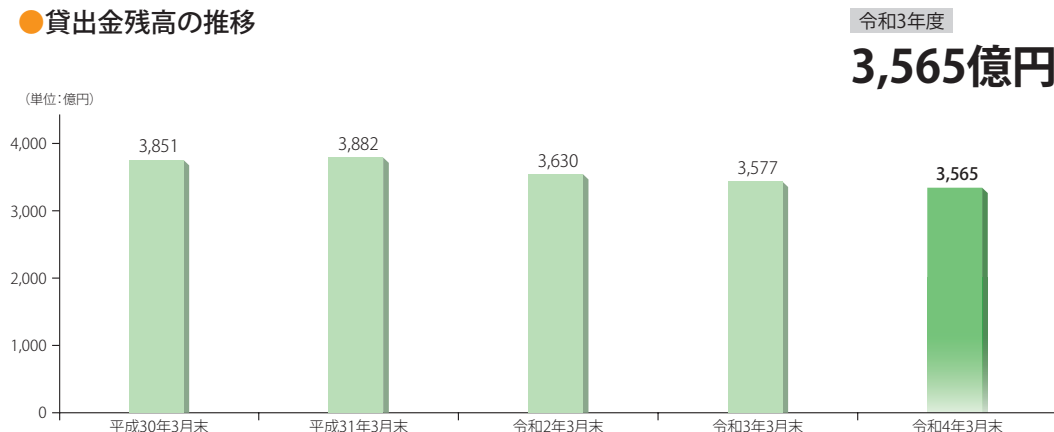


貸出金

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける取引先の支援に引き続き努めました。また、農業・農業関連等の産業を中心に、事業の再構築に取り組む企業の支援、生産性向上に資する設備投資への資金供給等に努め、地域産業顧客に対する貸出資産の質の向上、成長支援と金融仲介機能の発揮に取り組みました。

その結果、令和4年3月末残高は3,565億円（前年比0.3%減）となりました。

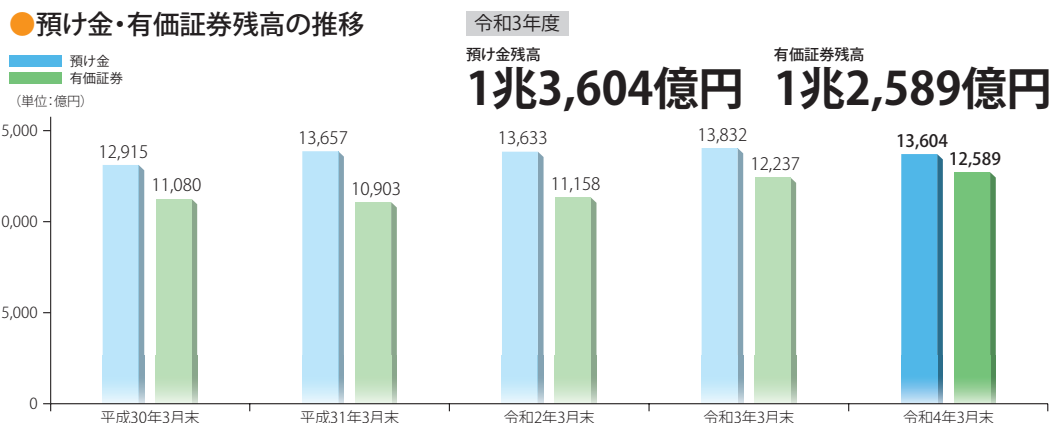
●貸出金残高の推移



預け金、有価証券

A L M委員会協議を踏まえ、投資環境の変化に応じた最適なアセットアロケーション（資産配分）の実践と計画目標収益の実現に向けて、分散投資を基本に収益性や安全性、流動性の確保に努めるとともに、ポートフォリオ全体の体質改善に取り組みました。

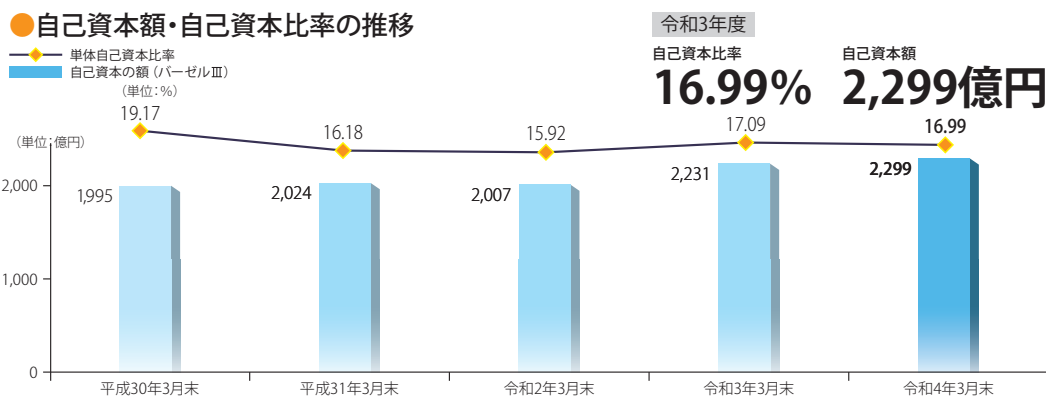
その結果、令和4年3月末の預け金残高は1兆3,604億円（前年比1.6%減）、有価証券残高は1兆2,589億円（前年比2.9%増）となりました。



自己資本比率（単体）

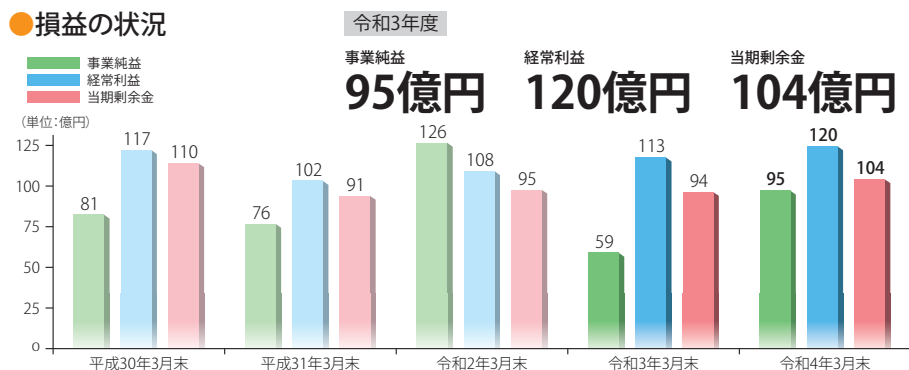
会員への安定・持続的な還元に必要な収益とこれを確保するためのリスクテイクに必要な自己資本（量・質）の増強に努めました。

その結果、法定自己資本比率は、16.99%となりました。



損益の状況

経常利益は前期比7億円増加の120億円、当期剰余金は前期比10億円増加の104億円となりました。

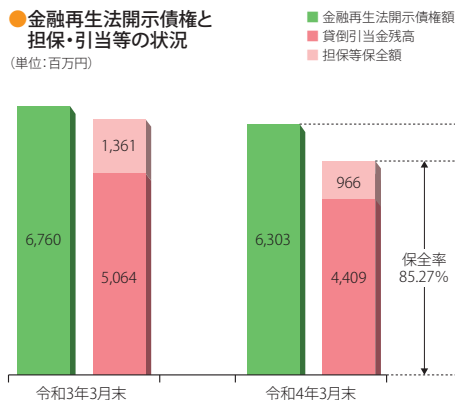


不良債権処理の状況

金融再生法開示債権（除く正常債権）6,303百万円のうち、担保・保証付債権額は966百万円、貸倒引当金残高は4,409百万円となっています。

(単位:百万円)

自己査定		金融再生法に基づく開示債権
破綻先	6	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 29
実質破綻先	22	
破綻懸念先	4,526	危険債権 4,526
要注意先	要管理先 2,408	要管理債権 三月以上延滞債権 — 貸出条件緩和債権 1,747
	その他の要注意先 9,887	
正常先	341,692	正常債権 352,241
合計	358,545	合計 358,545



●自己査定における債務者区分

- 破綻先・実質破綻先…法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先及び実質的に経営破綻に陥っている先
- 破綻懸念先…今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先
- 要注意先…今後の管理に注意を要する先（要注意先は、その債務者のうち当該債務者の債権の全部又は一部が三月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権である「要管理先」と、要管理先以外の要注意先に属する「その他の要注意先」に区分されます。）
- 正常先…業況が良好であり、かつ財務内容にも問題がないと認められる先

●金融再生法に基づく開示債権区分

- 破産更生債権及び…破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらにこれらに準ずる債権 準ずる債権
- 危険債権…債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- 要管理債権…農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額
- 三月以上延滞債権…元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないもの
- 貸出条件緩和債権…債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないもの
- 正常債権…債務者の財政状態及び経営成績に特に問題ないものとして、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、及び「要管理債権」以外のものに区分される債権

県域における業務の効率化、高度化

当会では、県域として、J Aにおける資産形成・資産運用業務の取組強化支援やローン・為替決済の各業務について、県域センターによる業務の集中・効率化、高度化を図っています。

資産相談センター業務

お客さま一人ひとりのライフプランに寄り添ったサポート・提案の実現に向けて、J Aにおける「資産形成・資産運用」「年金」「相続対策」についての相談機能を強化するため、J Aの人材育成やお客さまのニーズに応える商品・サービスの企画、年金相談会や顧客向けセミナー等を行っています。

また、日々高度化・専門化するお客さまの悩みや不安にお応えできるよう、専門家と連携した対応も行っていきます。

ローン事務サポートセンター業務

長野県J Aバンクホームページにローンの申込窓口を設け、WEBからお気軽にお申込みいただけるシステムを構築しています。お客さまからお申込みいただいたローンは、当会のローン事務サポートセンターにて、申込情報等のシステム入力集中化を行っています。

同センターシステムによる稟議書・契約書の作成支援やオペレーション支援により、県下J Aにおけるローン事務の効率化を実現しています。

令和3年度の同センターにおける取扱状況は、事前審査申込受付件数が15,976件、本審査申込受付件数が6,226件、条件登録代行入力件数が5,997件となりました。

事務集中センター業務

長野県J Aバンクでは、効率化経営の一環としてバックオフィス機能を集約することにより事務の効率化・集中化、決済機能の高度化を図っています。

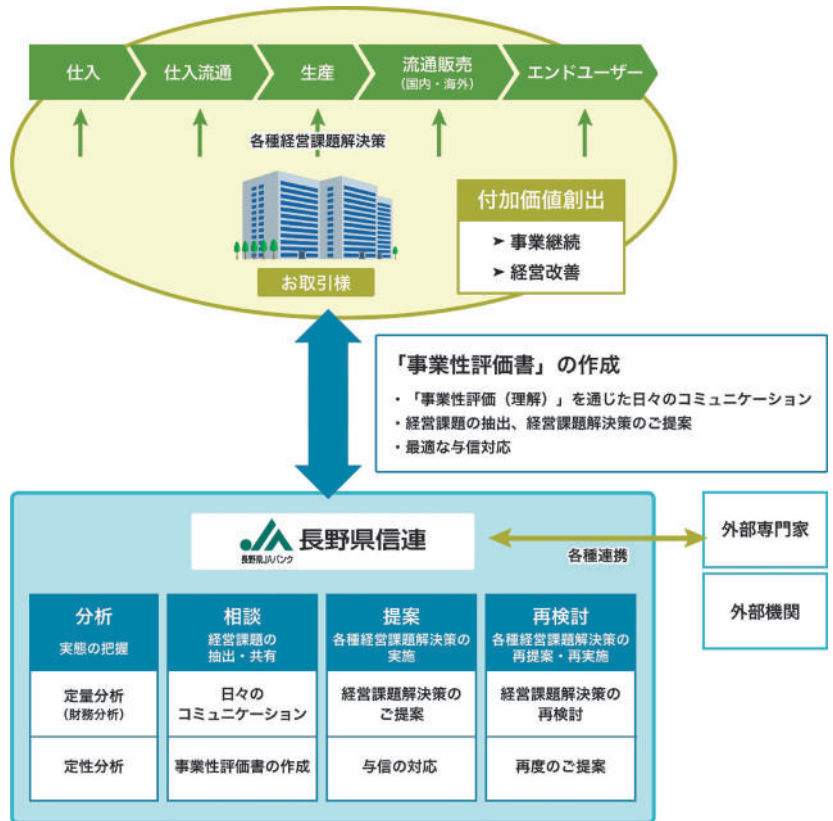
- 為替イメージ・OCRシステム**：県内J A窓口で受け付ける振込依頼書の画像を当会のOCRセンターが受信し、データ変換処理することにより正確かつ効率的に振込手続を行っています。
- 交換手形集中決済システム**：広域手形交換所の管内J Aに対し当会が代理交換を行い、J A店舗が支払場所となる手形の資金決済を代行して行っています。
- 口座振替依頼書管理システム**：口座振替依頼書の受付・管理・保管業務を、当会の登録センターがJ A窓口で代わり一括処理しています。登録センターに送付されるJ A口座指定の口座振替依頼書は年間10万件を超えており、県域集中処理とすることにより受付事務の効率化を実現しています。引き続き貯金者と口座振替実施企業に対し、より迅速・確実なサービスを提供してまいります。
*一部対象外の口座振替依頼書があります。
- 公金イメージ処理システム**：J A窓口で受け付けた公金・公共料金等の取りまとめを、当会の事務集中センターに集中化し処理しています。送付された納付書類はOCR装置によりデータ変換したうえで一括集中処理し、年間10万件を超える納付書の収納処理を正確かつ効率的に行っています。
*一部対象外の納付書類があります。

トピックス

事業性評価（理解）に向けた取り組み

「事業性評価（理解）」とは、お客さまとの日々のコミュニケーションや業界・財務・ビジネスモデル等の分析を通じて、企業経営の現状や課題を相互に理解することで、個別企業の経営改善や地域活性化を目指す取り組みです。

当会は、こうした「事業性評価（理解）」に基づき、お客さまの事業継続（成長）に向けた課題解決手法の検討・実行サポートによって、農業・地域社会の発展に貢献してまいります。

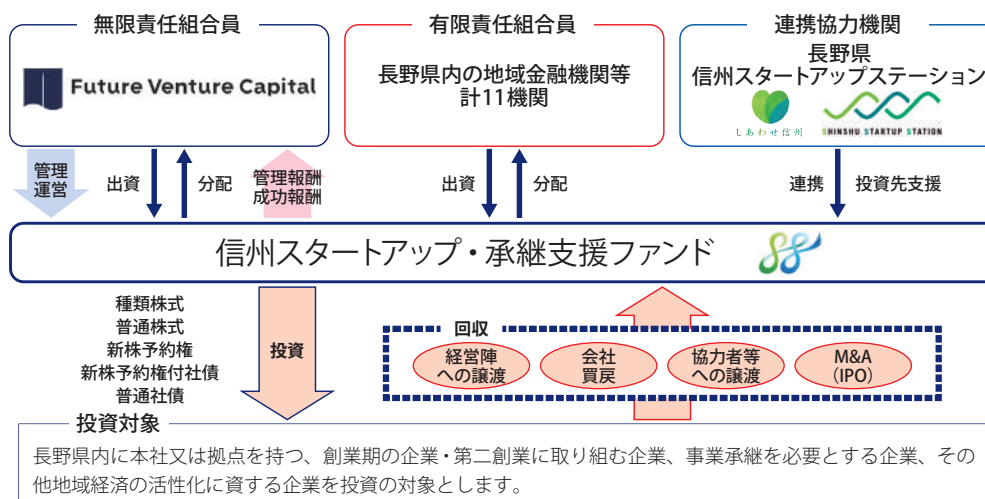


創業・事業承継支援の取り組み

当会は、令和4年4月1日付で長野県がフューチャーベンチャーキャピタル株式会社と連携し、創業・第二創業、事業承継支援等を目的に設立した「信州スタートアップ・承継支援ファンド（信州SSファンド）」へ出資をいたしました。

本ファンド等を通じて、創業期の企業・第二創業に取り組む企業、事業承継を必要とする企業、地域経済の活性化に取り組む企業の円滑な事業活動、資金調達、情報提供等を支援してまいります。

<信州SSファンドの概要>



優遇プログラムサービス

令和4年4月のコンビニATM手数料有料化に併せ、令和4年3月25日より「長野県JAバンク優遇プログラム」のサービスを開始しました。本サービスにより、お客さまのお取引状況等に応じて、コンビニ3社（セブン銀行・イーネット・ローソン銀行）ATMの入出金手数料が月2回まで無料となります。



JAバンクアプリ・JAネットバンク

JAバンクでは、窓口に出向くことなく利用できる便利で安心なサービスを提供し、さらなる機能拡充に努めています。

JAバンクアプリは、残高や入出金明細の照会ができるスマートフォン専用のアプリです。令和4年4月には、払込票決済サービス「PayB（ペイビー）」の提供を開始し、払込票のバーコードをJAバンクアプリで読み取ることで、税金・公共料金や通販代金などの支払いが可能となりました。また、JAバンク公式キャラクターの「よりぞう」が積立式定期貯金や定期積金の取り組み状況をグラフで表示する等、わかりやすく親しみやすいデザインで、2021年度グッドデザイン賞を受賞しました。

JAネットバンクは、振込・振替等の各種取引ができるサービスであり、新規申込登録の翌日より利用可能です。初期設定の手順も簡単で、利用しやすいサービスとなっています。

JAバンクは、いつでもどこでも手軽で便利なサービスを提供し、より身近に感じていただける金融機関となるよう、取り組んでまいります。



「JAネットローン」金利軽減対応

長野県JAバンクでは、「JAネットローン」で仮申込みをいただいたお客さまに対し、年0.1%の金利軽減を行っています。

これまで「JAネットローンキャンペーン」として期間限定で実施してきましたが、利用者の皆さまにご好評をいただいたことから、令和3年7月より通年で実施しています。

また、「JAネットローン」をより多くの皆さまにご利用いただくため、テレビCMのほか、さまざまな媒体を用いて積極的なPRを行っています。



JA住宅ローンの新商品展開

長野県JAバンクでは、お客さまの幅広いニーズに対応するため、JA住宅ローン固定変動選択型20年固定「セレクト20」の派生商品として、令和4年1月より「ステップダウン型 住宅ローン」の取り扱いを開始しました。

「ステップダウン型 住宅ローン」は、固定金利期間20年間のなかで、お借り入れから10年経過後、当初借入金利から金利を引き下げる商品です。

お子さまの進学等により教育費用が高む時期の金利負担を軽減させることで、お客さまには安心してライフプランをご検討いただけます。



JAカードローン「Lip」をリニューアル

長野県JAバンクでは、住宅ローンという長いお付き合いのなかで、“もしもの時のお守り”としてカードローン「Lip」をご利用いただけるよう、令和4年3月より、住宅ローンの利用者の皆さまに限定した取組を実施しています。

住宅ローンの利用者の方で、新たに「Lip」をご契約いただいた方には金利軽減を行います。さらに「Lip」をご契約後3ヵ月以内に3万円以上ご利用いただいた方には、特別特典として“長野県産のちょっと贅沢なお米2kg”をプレゼントするとともに、こども食堂等を運営するNPO法人にもお米2kgを寄付いたします。

この特別特典は、住宅ローンの利用者の皆さまへのお米のプレゼントにとどまらず、利用者の皆さまの「社会に貢献したい」というお気持ちに長野県JAバンクがお応えする取り組みとして、令和4年3月から令和7年2月までの3年間実施いたします。



JAバンク給与受取ありがとうキャンペーン

長野県JAバンクでは、「長野県で働く皆さまに、JAバンクをもっと身近に感じていただきたい」との思いから、令和4年2月から5月の間に新たに給与振込の口座指定と、当該口座にてJAネットバンクをご契約いただいたお客さまを対象に、Amazonギフト券5,000円分をプレゼントする「JAバンク給与受取ありがとうキャンペーン」を実施しました。



年金キャンペーン

令和4年3月から令和5年2月までの間、新たに県内JAで公的年金のお受け取りを始められた方とその方をご紹介いただいた方（ご紹介時に県内JAで公的年金をお受け取りいただいている方）のお二人に、「選べるプレゼント」を贈呈するキャンペーンを展開しております。

また、正しい年金記録に基づいた年金をお受け取りいただけるよう、年金記録の確認サービスやお受け取り手続きのサポートを実施しています。

今後も「年金ならJAバンク」と言ってもらえるよう、皆さまの充実したセカンドライフのサポートに努めてまいります。



長野県JAバンクオリジナルテレビCMの展開

長野県JAバンクでは、県統一PRとして各種キャンペーン等を実施し、長野県JAバンクの利便性や魅力ある商品ラインナップを訴求するとともに、親しまれる「JAバンク」としてイメージアップに取り組んでいます。

特にテレビCMについては、長野県JAバンクオリジナルCMによるPRを積極的に展開しています。

●ローン



住宅ローン「父篇」



住宅ローン「母と娘篇」



住宅ローン「息子篇」

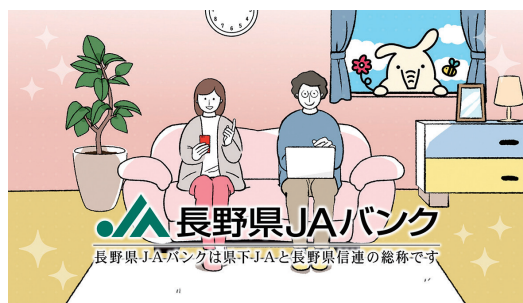


JAネットローン

●非対面チャネル



非対面チャネル「アプリ篇」



非対面チャネル「総合篇」



非対面チャネル「ネットバンク篇」

●年金



年金ならJAバンク篇

●相続



相続の準備はJAバンク篇

テレビ番組への冠協賛

住宅の新築・購入を検討される方への有益な住宅情報の提供、ならびに長野県JAバンクが提携している住宅関連会社の応援を目的に、長野県JAバンクとしてNBS「長野県JAバンクpresents長野のスゴイ家」へ冠協賛しました。

令和3年4月から令和4年3月までの1年間に、全24の住宅関連会社を紹介いたしました。

番組ナビゲーター
ビルドくん

地域貢献情報

当会の考え方

当会は、長野県を事業区域として、県内のJA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた農家組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としております。当会では、資金を必要とする農家組合員の皆さまをはじめ、JA・農業に関連する企業・団体、県内の地場企業、地方公共団体等の皆さまにご利用いただいております。

当会は、農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

●会員数

(単位: 会員)

資格区分	令和3年3月末	令和4年3月末
正会員	35	35
准会員	101	101
合計	136	136

●出資口数

(単位: 口)

資格区分	令和3年3月末	令和4年3月末
正会員	20,502,775	20,781,800
准会員	2,983	2,983
合計	20,505,758	20,784,783

地域からの資金調達の状況

当会の譲渡性貯金を含めた貯金残高は、令和4年3月末で前年比2.3%増加の2兆8,791億円となりました。

当会では、農家組合員をはじめ地域の皆さまの計画的な資産づくりをお手伝いさせていただくため、目的に応じた各種貯金や国債、投資信託等の各種商品の取り扱いをしております。

総合事業を活かした商品 懸賞品付定期貯金「Slow風土」

JA長野県グループは、「食の安全・安心」をモットーに「食農教育」や「地産地消」の活動に取り組んでおります。長野県JAバンクの「Slow風土」は、豊かな信州の地で地元農家が愛情を込めて作り育てた食材を味わっていただくことで、皆さまに信州の食と風土についてあらためて考え、親しんでいただきたいという思いから、平成21年より取り扱いをしております。

懸賞品として、県内各地の自慢の逸品である「信州の食」をご用意し、さらに「ジビエセット」を加え、ジビエ料理の普及拡大を通じた農業・自然環境の保護と地域活性化支援にも取り組みました。

今後もJA事業の基盤である農業に対して、信用事業を通じたPRを行い、長野県の農業をあらゆる角度からバックアップしてまいります。



退職金専用定期貯金「GOGO人生」 年金受給者・予約者専用定期貯金「虎の子」

人生100年時代、長野県JAバンクではお客さまのライフステージに合わせた商品として、大切な退職金をお預けいただく「退職金専用定期貯金『GOGO人生』」や、JAでの公的年金受給者・予約者の方を対象とした「年金受給者・予約者専用定期貯金『虎の子』」をご用意しております。

また、長野県JAバンクでは、退職金の運用や年金相談等を実施しており、今後も地域に根差した金融機関として、皆さまのセカンドライフを応援してまいります。



県内温泉施設との提携商品「湯遊（ゆ～ゆ～）定期積金」

「湯遊（ゆ～ゆ～）定期積金」は、「長野県内の温泉等施設をご利用いただき、地域観光の活性化を図りたい」との思いから生まれた特典付き定期積金で、県内JAにて展開しております。ご契約いただいた方に、提携温泉等施設に応じた割引サービスが受けられる利用券を差し上げるもので、利用券は定期積金積立契約期間内に何回でもご利用いただけます。

●提携温泉等施設

(令和4年4月1日)

北信地区	湯田中渋温泉郷、戸倉上山田温泉等
東信地区	別所温泉、鹿教湯温泉、春日温泉等
中信地区	大町温泉郷、浅間温泉、穂高温泉郷等
南信地区	上諏訪温泉、蓼科温泉、昼神温泉郷等



※画像はイメージです

地域への資金供給の状況

皆さまからお預かりしているJA貯金を源とした当会の資金は、農家組合員やJA、事業者、地元企業、地方公共団体等においてご利用いただいております。

貸出金残高

区分	令和3年3月末	令和4年3月末
会員	23,705百万円	21,128百万円
地方公共団体等	57,684百万円	57,200百万円
その他（法人・個人）	276,358百万円	278,264百万円

●制度資金の取扱状況

(令和4年3月末)

資金名	概要	残高 (件数)
(株)日本政策金融公庫 (農林水産事業) 資金	国の施策に基づき、食糧の安定供給・農林漁業の振興・農山漁村の活性化等のために、農林漁業や食品産業への融資を長期かつ低利に行う資金	10,437百万円 (1,220件)
(株)日本政策金融公庫 (国民生活事業) 資金	教育資金（入学資金および在学資金等）を低利にて融資する資金	63百万円 (130件)
独立行政法人 住宅金融支援機構資金	住宅の建設および購入等に必要な資金を長期固定かつ低利にて融資する資金	11,888百万円 (1,366件)
農業近代化資金	施設の設置、農機具・家畜の購入等農業を営む方をバックアップする資金	949百万円 (50件)
中小企業融資制度資金	中小企業の皆さまが、事業経営に必要とする資金を円滑に調達し、大きく飛躍していただくための低利融資制度	1,372百万円 (47件)

※当会が取り扱っている制度資金の一部です。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当会は、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、お客さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定しました。今後、本方針に基づく取り組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

- お客さまへの最適な商品提供
 - お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】
- お客さま本位のご提案と情報提供
 - お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。【原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】
 - お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】
 - お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】
- 利益相反の適切な管理
 - お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。【原則3本文および（注）】
- お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築
 - 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。

災害等に対する緊急時対応

JA長野県グループでは、凍霜害や強風被害等の自然災害により被害を受けられた皆さまに対し、一日も早い復旧・復興のための支援に取り組んでまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、円滑な資金供給や、事業者・農業者の皆さまの経営課題に応じた解決策を提案し、その実行支援に積極的に取り組んでおります。

自然災害による農業被害

●被災された農業者の皆さまに対する緊急支援

長野県JAバンクでは、被災後の農業復旧・復興を目指す農業者の皆さまに向けた対策資金を用意しております。

令和3年4月～5月にかけて県内全域で発生した凍霜害に際しては、JA長野県グループ・JA・県・市町村協調のもと創設された「令和3年度凍霜害対策資金」に対し、当会は保証料の全額助成による支援を実施いたしました。

令和3年7月～8月に発生した大雨および強風の被害に際しては、県下JAおよび当会に相談窓口を設置するとともに、被災された農業者の皆さまにJAバンク利子補給により低利でお借り入れいただけるJAアグリマイティーローン「災害緊急資金」を用意いたしました。

●被災された組合員・利用者の皆さまに対する緊急支援

長野県JAバンクでは、リフォームローン、マイカーローン、教育ローン、フリーローンに通常商品と比べて貸出利率（保証料率）等の負担を軽減した「災害対策資金」を用意し、取り扱っております。

新型コロナウイルス感染対策

●各種資金対応

長野県JAバンクでは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている農業者の皆さまに向けて、JAアグリマイティーローン「災害緊急資金」のJAバンク利子補給に加え、保証料の全額助成による支援を実施しております。また、中小企業等事業者の皆さまに向けて、「長野県中小企業融資制度」を活用した各種制度資金を取り扱っております。

このほか当会として、経営の維持に必要な資金や貸出条件の変更等について、引き続き迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

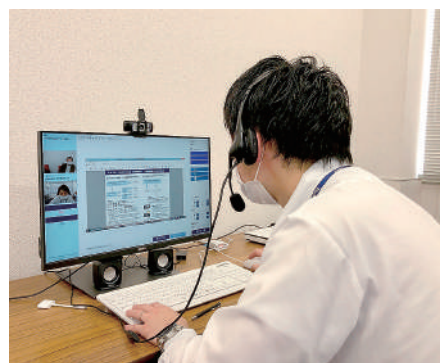
●投信窓販の非対面対応

金融機能の維持と顧客保護の観点から、投資信託新規契約および解約ニーズに非対面でもお応えできるよう、専用の携帯端末を県内JAの投信取扱店舗へ配備しています。事前に必要な書類等を郵送し、通話が記録される電話を介した説明・意向確認等により、そのままお電話でご契約いただけます。

●「遠隔相談システム」の導入について

新型コロナウイルス感染症対策等「新しい生活様式」に対応した信用事業店舗の運営が求められているなか、長野県JAバンクでは「遠隔相談システム」を導入いたしました。

JAの信用事業店舗やその他の事業拠点に「遠隔相談システム」を設置し、本所や相談センター等の遠隔地にいる信用事業スタッフが、映像・音声通話を通じて口座開設/届出事項変更等の窓口業務に対応するものです。当システムにより、JA職員と組合員・利用者の皆さまとの接触時間を縮減することで、感染リスクの低減を図るとともに、信用窓口・相談業務の拠点が物理的に遠い組合員・利用者の皆さまの利便性向上に努めてまいります。



遠隔相談システム

●研修会・セミナーの非対面化

JA職員向け研修については、非対面形式を基本とし、外部講師による研修は県下同時開催のオンライン研修、信連職員による研修は各JAで視聴可能な録画配信研修により開催いたしました。

また、事業者の皆さま向けセミナーについてもオンライン形式にて開催いたしました。



オンライン研修（講師の様子）



録画配信研修

●当会各店舗の感染予防策

当会の各店舗における感染予防策として、アルコール消毒液・飛沫防止パネル設置のほか、ATMタッチパネルへの抗菌シート貼付、ATMブース入り口やお客さま用ベンチで間隔を空けるためのシール設置等を行っております。

今後もお客さまに安心してご来店いただけるよう、感染予防の徹底に努めてまいります。

●当会事務所内の感染予防策

当会における感染予防対策として、アルコール消毒液・飛沫防止パネルの設置、WEB会議システムを活用した非対面対応、営業担当者のアルコール消毒液携行等を実施しております。引き続き感染予防の徹底に努めてまいります。

地域密着型金融への取り組み

当会は経営理念に基づき、県下JAと一体となり長野県農業の発展と農家経済の向上を金融面から支援させていただくとともに、引き続き地域金融機関として地域社会、経済の持続的発展に貢献してまいります。

農山村等地域の活性化のための融資をはじめとする支援への取り組み

●農業・地域の成長支援

- ① 長野県JAバンクでは、当会農業部での農業金融センター機能と県内JAでの実践力発揮により、地域農業のメインバンク機能強化に取り組んでおります。県下JAおよび当会に41名（令和4年4月1日現在）の「担い手金融リーダー」を設置し、個別連携を図るとともに、JAおよび当会役割分担に基づく計画的な訪問活動を継続実施し、担い手農業者の資金要請・経営相談対応等を通じた関係強化に取り組んでおります。
- ② 農業者満足度向上に向けたJA担当者の知識・対応力の向上と部門間連携の促進を目的に、金融部門担当者のみならず、営農・経済・工機部門担当者といった幅広い部門の職員が参加する「農業融資カスタム研修会※」を実施しております。令和3年度は、コロナ禍が継続するなか、引き続き開催を見送るJAもありましたが、7JAにて全9回の研修を行いました。（参加者延べ86名、うち金融部門延べ63名、営農・経済・工機部門等延べ23名、令和4年3月末時点）

また、日本政策金融公庫農林水産事業の実施する「農業経営アドバイザー」資格取得に取り組み、令和3年度までの累計取得者は、当会46名・JA117名となりました。

※ 農業融資カスタム研修会とは、農業者満足度（CS）向上に向けた知識・対応の習得を目的として、農業融資にかかる基礎的事項だけでなく、農業者からの相談対応や、経営改善資金計画書の作成演習、融資申込にかかる実務手続き等の現場で活かせる実践的な内容まで網羅した全3回の研修メニューから各JAが選択したメニューを出向して行う研修会です。

●長野県JAバンクの農業者向け資金

- ① 長野県JAバンクでは、農業者の皆さまからの資金要請に対応するため各種農業資金を用意しております。JAプロパー資金としては、幅広く利用しやすい「JAアグリマイティーローン」や農機具購入にスピーディに対応できる「JA農機ハウスローン」、農業経営に必要な運転資金として「農業経営ローン（ゆたか）」等の取り扱いを行っております。

また、農業近代化資金や（株）日本政策金融公庫（農林水産事業）資金をはじめとする、各種制度資金等の利用促進に向けて取り組んでおり、令和3年度の新規実行額は農業近代化資金1,514百万円、公庫資金1,135百万円となっております。

- ② 農業近代化資金、JAアグリマイティーローン、JA農機ハウスローンをお借り入れの際に必要な長野県農業信用基金協会保証料の全額助成を実施しております。支払利息の負担を軽減する「JAバンク利子補給（既往事業）」や、保証料の全額助成により、お借り入れ負担を大幅に軽減し、設備投資を行う農業者の皆さまを後押ししてまいります。

- ③ 引き続き農業者の皆さまのニーズ把握に努め、商品力拡充に取り組むとともに、全農長野県本部主催の「農機&資材フェスタ」等のイベントやマスメディアを通じたPRを行い、長野県の農業をバックアップしてまいります。



担い手の経営のライフステージに応じた支援への取り組み

●新規就農者支援

長野県JAバンクでは、新規就農者の経営と生活をサポートするための、各種新規就農者向け資金の取り扱いを行っております。

●経営不振農家の経営改善支援

長野県JAバンクでは、負債整理資金の対応等、行政および関係機関と連携して経営不振農家の経営再建に向けた支援に取り組んでおります。

経営の将来性を見極める融資手法をはじめ担い手に適した資金供給手法への取り組み

●農業融資への利子補給・保証料助成の実施

農業経営の安定化・効率化を金融面から支援することを目的として、JA・当会が融資する農業関係資金のうち、一定の要件を満たす場合において、農業者の金利負担および保証料負担を軽減するJAバンク利子補給事業および保証料助成事業を実施しております。

令和3年度は、3,288件・54百万円の利子補給申請を受けました。また農業信用基金協会への信用保証料助成についても774件・51百万円の申請を受け付けました。

これらの事業を通じて、引き続き農業者の方々への支援に積極的に取り組んでまいります。

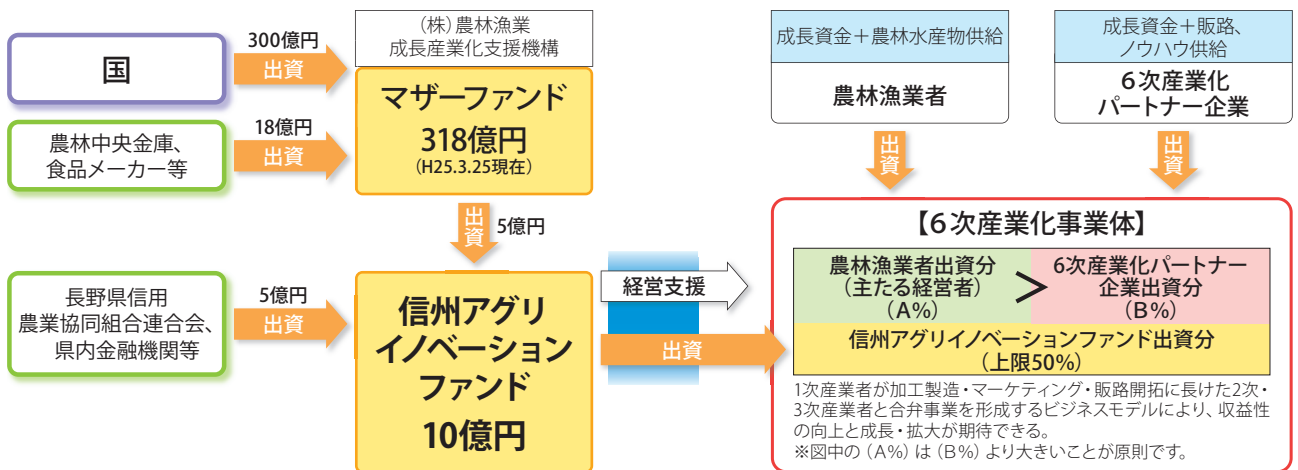


●農業法人向け資本供与

- ① 平成22年度より、アグリビジネス投資育成(株)の農業法人に対する資本供与手法の一環である「アグリシードファンド」の活用促進に取り組んでおり、これまでの成約実績は14件・113百万円となっております。
- ② 6次産業化にかかる成長資本提供の手法の一環である“6次産業化ファンド”については、平成25年4月にJA全国グループによる広域ファンドとしての「JA・6次化ファンド（農林水産業投資事業有限責任組合）」が設立され、また、平成25年7月には、当会と県内金融機関等により地域ファンドとして「信州アグリイノベーションファンド（略称＝SAIF）」を設立し、県内一次産業者と二次、三次産業者の連携支援に努め、これまでに累計で5案件が組成されております。



●信州アグリイノベーションファンド概念図

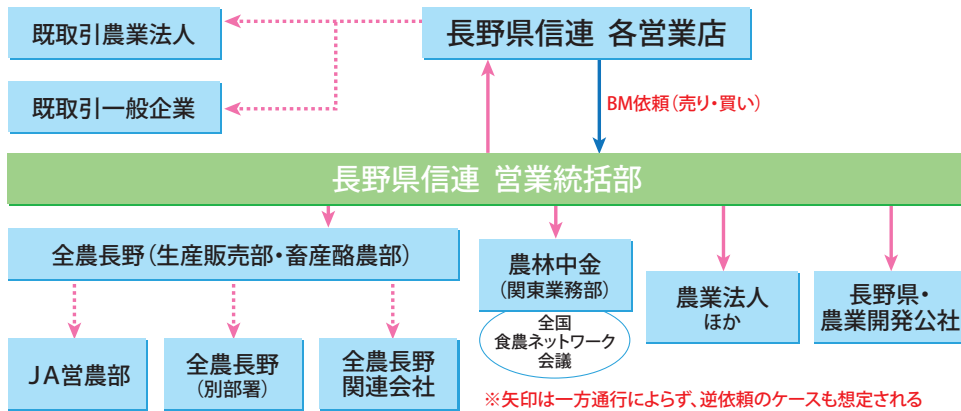


食農ビジネスマッチングの取り組み

当会取引先を起点とした農業法人等とのビジネスマッチングについては、マッチングニーズへの対応を強化するため、当会農業部を窓口として、取引先農業法人・取引先企業、JA、全農県本部、農林中央金庫、農業開発公社、農業委員会等とのネットワークを通じた「食農ビジネスマッチング」のスキームを構築し、取り組みを強化しています。

平成30年度からは、農林中央金庫のビジネスマッチングプラットフォームである食農ネットワーク会議への参画を通じた全国を対象エリアとする各種ニーズへの対応や、農林中央金庫海外拠点を活用した輸出等海外ニーズへの対応にも積極的に取り組んでいます。

また、食農ビジネスマッチングの一環として、取引先農業法人・取引先企業の販路拡大に繋がるさまざまな取り組みを展開してまいりました。



●主な取組事例

花き栽培を行うA社は単価低迷からの業況改善を目指して、数年前から高単価な野菜栽培へ品目を転換。新品目の栽培技術習得とともに高い品質の栽培は行えるようになったものの、これまでとは異なる農産物の販売先確保に苦慮し、特定の販売先へ依存するより他なく、高品質であるにもかかわらず優位販売ができずにいた。

そこで当会はA社より新たな販路開拓の相談を受け、当会ネットワークを活かし、高品質な農産物の仕入先を模索していた県内農産物直売所、県内百貨店やECサイトなどを紹介。

A社と当会が紹介した販売先の間で複数の商談が成立し、課題であった特定販売先への依存からの脱却にも兆しが見え、自社農産物の品質に自信が持てるようになった。新たな販売先での売れ行きも順調に進んでおり、取引量の更なる拡大を目指している。

事業者向けセミナーの開催

当会では、地域経済の活性化（地域創生）に向け、事業者の皆さまの経営の安定や成長をサポートすべく、各種セミナーを開催しております。

セミナーでは、各種制度や時事問題への対応等、事業者の皆さまの経営に役立つ情報を提供しております。令和3年度は「インボイス制度導入セミナー」や「観光関連会社向けセミナー」等を開催し、多くのご参加をいただきました。

今後も、幅広くお気軽にご参加いただけるよう、対面集合形式に加え、オンライン形式も活用しながら、セミナーのテーマを厳選し、開催してまいります。



事業者向けオンラインセミナー（配信の様子）

経営改善・事業再生支援への取り組み

● 「信州中小企業支援ネットワーク会議」「信州みらい応援2号ファンド」

「信州中小企業支援ネットワーク会議」の正会員として長野県信用保証協会や長野県中小企業活性化協議会等と連携し、県内金融機関との企業再生ノウハウの共有と担当者間の連携強化に取り組んでおります。

また、当会を含む信州中小企業支援ネットワーク会議メンバーおよび独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する長野県版の中小企業再生ファンド「信州みらい応援2号ファンド」を活用し、個別貸出先等の経営改善支援・事業再生支援に取り組んでおります。

観光産業活性化に向けた取り組み

平成20年より信州キャンペーン実行委員会に加入し、構成団体の一員として観光の発展に繋がる取り組みを行っております。

多くの観光事業取引先が新型コロナウイルスの感染長期化により厳しい経営環境に直面するなか、探求的対話を通じた事業性評価に基づく金融対応を行い、県内観光地の面的支援に取り組むほか、各種経営課題に対して当会の提携専門家や長野県よろず支援拠点等と連携し、本業支援および事業承継支援に取り組んでおります。

また、当会を含む県下金融機関出資の官民ファンド「ALL信州観光活性化ファンド」を通じた投資実行により、県内観光地の活性化に向けた支援を行いました。

中小企業の経営改善および地域活性化への取り組み

中小企業の経営の改善については、「金融円滑化にかかる基本の方針」に基づき、適切な業務遂行に向け、経営改善計画の策定支援や貸出条件の変更、新規貸出対応を行っております。

また、外部専門家・外部機関と連携して、お客さまの経営課題の解決支援を通じ、地域の活性化に取り組んでおります。

● 金融円滑化にかかる基本の方針

当会は、農業協同組合等を基盤とする協同組織金融機関として、「金融業務の公共性に鑑み、利用者保護を確保しながら金融の円滑化を図る」ことを地域金融機関としての存在意義、および社会的責任と認識しています。

平成25年3月末に中小企業等金融円滑化法の期限は到来しましたが、引き続き以下の方針に基づき、金融円滑化の取り組みに努めてまいります。

金融円滑化にかかる基本的方針

1. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等のご相談、およびお申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
また、お客さまの経験等に応じて、説明を適切かつ十分に行うように努めるとともに、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的、かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。
2. 当会は、与信判断にあたって、過去の貸付条件対応等にかかわらず、お客さまの事業の成長性や将来性等を勘案しつつ、実情に応じた検討や判断を行うよう努めてまいります。
3. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に、積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、上記対応のため、各担当者の能力向上に努めてまいります。
4. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件変更等のご相談・お申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件変更等のお申込みに、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換を行う等、連携に努めてまいります。
6. 当会は、金融円滑化にかかる体制として、「コンプライアンス委員会」でその対応を協議・管理するとともに、営業本部長を「金融円滑化管理責任者」とし、さらに、各営業店および関係部署に「金融円滑化管理担当者」を配置して、金融円滑化の方針等の徹底に努めてまいります。

● 「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針について

当会では、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しております。

引き続き、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

文化的・社会的貢献活動に関する事項

当会は経営理念に基づき、地域に密着した事業を通じて、農業と自然を基本とした、みどり豊かな信州づくりを目指しております。

地域社会との信頼関係を築き、地域社会の一員としての責任を果たすため、本来の事業活動に加え、地域文化・スポーツ活動への貢献、環境問題にも積極的に取り組んでまいりました。

これからも当会の経営理念に基づき、農村・地域・住民の方々本位のサービスに徹し、地域社会の発展に貢献してまいります。

J Aバンク食農教育応援事業

J Aバンクアグリ・エコサポート基金とJ Aバンクでは、食農教育を中心とする教育実践活動を通じ、子どもの農業に対する理解の深耕を図り、農業ファンづくりや地域の発展に貢献することを目的として、「J Aバンク食農教育応援事業」に取り組みました。

この取り組みの一環として、「食農教育」「環境保全」「金融経済」をテーマとする小学生向けオリジナル教材本「農業とわたしたちの暮らし」と補助教材DVDを制作し、県内の全小学校と特別支援学校に寄贈しています。



地域イベントへの協賛

●長野県J Aバンクカップ SBC長野県少年サッカー交歓会

県内プロサッカーチームの活躍もあり、スポーツを中心とした「地域密着」や「地域活性化」の動きが顕著となっています。近年では少年少女のサッカーチームも増加傾向にあり、さまざまな大会や教室が開催されています。

そのなかでも本大会は50年続く歴史ある大会であり、将来のプロサッカー選手を夢見る小学生たちが熱戦を繰り広げています。

長野県J Aバンクでは、平成28年度から本大会の冠スポンサーとして協賛し、スポーツを通じた地域活性化と子どもたちの夢を応援しています。

(開催日：令和3年10月30日)



利用者ネットワーク

日頃、ご利用いただいている皆さまに有益な情報をご提供し、相互の交流を一層深める目的でさまざまな活動を行っております。

共栄会

融資のお取引をいただいている法人の皆さまを対象に、外部より講師を招いての経済セミナー、制度改正等時宜のテーマに沿った実務セミナーを開催しご好評いただいております。

また、親睦会を通じ会員相互の交流によるネットワークづくりのお手伝いをしております。

JA年金友の会

県下JAで年金をお受け取りいただいている約19万人の皆さまにより組織されているのが「JA年金友の会」です。

JA年金友の会では、旅行、芸能祭、スポーツ等さまざまなイベントを開催して、会員の皆さまのいきがいや仲間づくりのお手伝いをさせていただきます。

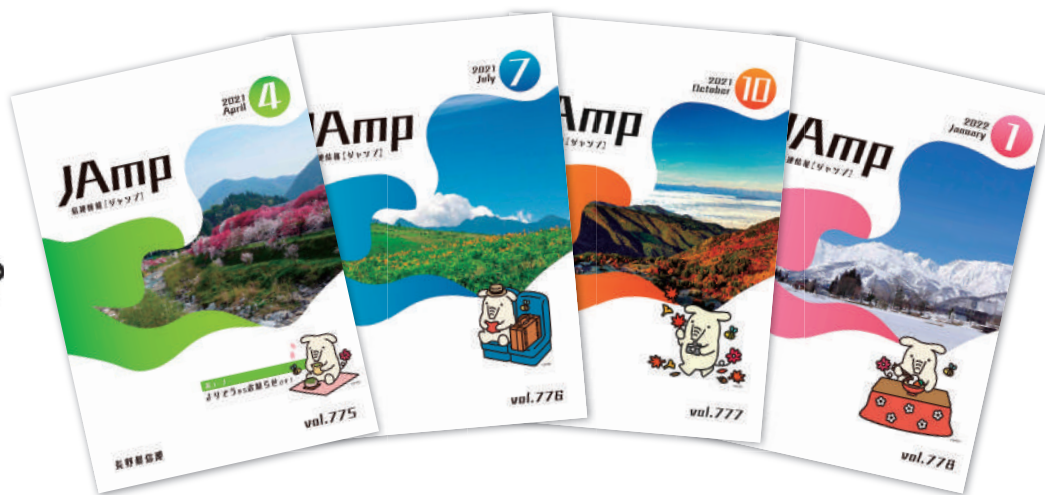
特にマレットゴルフについては、各JAでの大会のほか、県大会も実施し、会員の皆さまが日頃の練習の成果を発揮する機会であるとともに、交流の場ともなっております。(令和2年度・令和3年度は新型コロナウイルスの影響を考慮し中止いたしました)

また、新たに年金を受給する皆さま等を対象に、県下4地区に年金相談員を置き、各JAの店舗において年金相談会を開催しております。



金融情報誌「JAmp」

情報誌「JAmp」を季刊で発行し、県内JAバンクの業務案内やトピックス等、会員の皆さま向けに有益な情報を提供しております。



業務のご案内

貯金業務

当会では、当座貯金、総合口座、貯蓄貯金をはじめとして各種定期貯金、定期積金等ご利用の目的や期間、金額等に応じてお選びいただけるさまざまな貯金を取り扱っております。

また、当会では長野県の指定代理金融機関をはじめとし、各種税金、国民年金等の収納事務を通じて広く皆さま方にご利用いただいております。当会を含む長野県 J Aバンクでは39の市町村において、指定金融機関（交代制を含みます）の役割を担っております。

今後ともお客さまのニーズにお応えできる商品の開発に努めるとともに、地域金融機関として、身近にご利用いただけるよう取り組んでまいります。

商品のご案内

●主な貯金

貯金の種類	特 色	期 間	お預け入れ金額	
当座貯金	小切手・手形がご利用いただけます。	—	1円以上	
総合口座	普通貯金と定期貯金を一冊の通帳にセットした貯金です。お預けいただいた定期貯金の90%、最高300万円まで自動融資がご利用いただけます。	—	普通貯金、定期貯金のお預け入れ金額によります。	
普通貯金 (含 決済用貯金)	お財布代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。(決済用貯金には、お利息はつきません。)	—	1円以上	
貯蓄貯金	普通貯金と同様、簡単に出し入れできる貯金です。残高に応じて5段階の金利が適用されます。	—	1円以上	
納税準備貯金	税金の納付に備えるための貯金です。	—	1円以上	
通知貯金	1週間以上の短期のお預け入れにご利用いただけます。	7日以上	50,000円以上	
教育資金 一括贈与貯金	「J A教育資金贈与専用口座」を開設し、当該口座から教育資金を支払うことで、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用を受けることができます。	原則、受贈者が30歳に達した日まで (諸条件有り)	1,500万円以内	
定期貯金	期日指定定期貯金	お利息が1年複利で計算される定期貯金です。1年の据置期間後はお引出し自由、一部のお引出しもできます。	最長3年	1円以上 300万円未満
	スーパー定期	おいからでもお預入れいただけます。個人のお客さまの場合、満期日前にお利息を受け取ることができる利息分割受取型も選択できます。	1か月以上10年以下	1円以上
	大口定期貯金	1,000万円以上の大口資金の運用に最適な商品です。	1か月以上10年以下	1,000万円以上
	変動金利定期貯金	市場金利に応じて6か月ごとに金利が変更となる貯金です。	2年・3年	1円以上
積立型貯金	グリーン積立	毎月のお積立では、期日指定定期貯金で有利に増やします。積立期間は自由でいざという時には一部のお支払機能もあります。	—	1円以上
	積立式定期貯金 満期型	毎月のお積立で、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	据置期間 1か月以上3年以下 積立期間 6か月以上10年以下	1円以上
財形貯金	一般財形貯金	お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引によるお積立となります。	3年以上	1円以上
	財形年金貯金	退職後の生活に備えての資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形住宅と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
	財形住宅貯金	マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形年金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
定期積金	毎月一定額のお積立で、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6か月以上5年以下	1,000円以上	
譲渡性貯金 (NCD)	大口資金の運用に適しています。また、満期日前に譲渡できます。	2週間以上5年以下	1,000万円以上	

融資業務

当会では、農業関連団体の皆さまをはじめ、地域経済を支える地元企業および事業者の皆さまの幅広い資金ニーズにお応えするべくさまざまな用途の資金を用意し、生産活動・企業活動にご利用いただいております。

農業および地域経済の健全な発展に資することを当会の使命とし、経営のアドバイスや各種情報の提供に努め、金融の専門知識を身につけた営業担当者がご融資の相談にお応えしております。

また、長野県をはじめとする県内自治体・公社等が取り組む事業への融資を通じて、みどり豊かな住みよい「まち・むらづくり」に取り組んでおります。

商品のご案内

●農業者向けご融資

	ご利用いただける方	お使いみち等	ご融資金額	ご返済期間およびご返済方法	保証・担保
アグリサポートローン	農業を営む個人・法人・団体等の皆さま	設備資金・長期運転資金（農業振興が目的となる事業資金）等にお使いいただけます。	個人… 5,000万円以内 法人… 1億円以内	最長15年 （資金のお使いみち等に応じてご相談のうえ決定しております。）	原則、長野県農業信用基金協会保証。必要により保証・担保を徴求いたします。
		運転資金	3,000万円以内	1年以内 期日一括	
制度資金	農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金等各種制度資金を取り扱いしております。				

●一般企業等法人向けご融資

	ご利用いただける方	お使いみち等	ご融資金額	ご返済期間およびご返済方法	保証・担保
一般事業資金	事業を営まれている一般企業等の皆さま	設備資金・運転資金（長期・短期ならびに手形割引）および季節資金（決算・賞与資金等）等にお使いいただけます。	特に制限はありません。	資金のお使いみち等に応じてご相談のうえ決定しております。	必要によりご相談のうえ決定しております。
医療関連事業資金	最新医療技術の普及による地域の皆さまの生活向上を目的に、医療関連施設等の資金需要にお応えする資金。				
介護・高齢者福祉関連事業資金	地域の福祉・介護の充実による地域の皆さまの生活向上を目的に、介護・高齢者福祉関連事業を行う法人等の資金需要にお応えする資金。				
制度資金	県中小企業融資制度資金、農業近代化資金等各種制度資金を取り扱いしております。				

※長野県信用保証協会保証による資金の取扱金融機関となっております。

●個人向けご融資 長野県JAバンクの一員として、県下各JAの貸付ローンを補完する立場から取り扱いしております。

	ご利用いただける方	お使いみち等	ご融資金額	ご返済期間およびご返済方法	保証・担保
住宅ローン	当会にお口座をお持ちの個人のお客さま	住宅の新築、増改築、住宅または土地の購入資金	最高1億円まで （一部制限があります）	最長40年（コースにより異なります）、元利均等毎月返済、元金均等毎月返済、ボーナス併用年2回等	必要に応じて当会指定保証機関の保証を受けていただきます。また、ご融資対象物件等を担保に差し入れていただきます。
マイカーローン		自動車・バイクの購入資金、運転免許取得資金、車庫の新改築資金、車検費用等	最高1,000万円まで （一部制限があります）	最長10年	必要に応じて当会指定保証機関の保証を受けていただきます。担保は不要です。
教育ローン		高校・大学・専門学校等の入学金、学費、生活費等	最高1,000万円まで （一部制限があります）	最長16年10カ月（在学中を据置きとすることができます）	

※金利は資金ごと固定・変動がお選びいただけます。詳しくは窓口へご相談ください。

※その他各種ローンの取り扱いをしておりますので、商品内容等詳しくは窓口へご相談ください。

代理業務

当会は、農業者・農業関連団体の皆さまに、生産基盤の整備や農業生産力の増大および生産性の向上に必要な長期低利資金をご融資するため、(株)日本政策金融公庫等の受託金融機関として各種制度資金を取り扱うとともに、農業関連情報の提供や経営相談に応じております。

また、豊かな住環境づくりのため、独立行政法人住宅金融支援機構をはじめとする住宅関連制度資金を取り扱っているほか、(株)日本政策金融公庫の受託金融機関として教育ローンの取り扱いも行っております。

さらに、資産の運用相談・流動化等のニーズにお応えするため、信託契約代理業務の取り扱いを2店舗（本店営業部・松本営業部）で行っております。

商品のご案内

●代理貸付業務

政府系金融機関等の取扱窓口として、次の各機関の代理貸付業務を取り扱いしております。

金融機関等	資金名
(株)日本政策金融公庫 (農林水産事業)	農業経営基盤強化資金（通称：スーパーL） 青年等就農資金、経営体育成強化資金、農業改良資金 畜産経営環境調和推進資金、農林漁業施設資金 農業基盤整備資金、担い手育成農地集積資金 農林漁業セーフティネット資金 振興山村・過疎地域経営改善資金、中山間地域活性化資金 食品流通改善資金、特定農産加工資金 食品産業品質管理高度化促進資金（通称：H A C C P 資金） 農業競争力強化支援資金 食品安定供給施設整備資金、新規用途事業等資金
(株)日本政策金融公庫(国民生活事業)	教育資金
独立行政法人住宅金融支援機構	災害復興住宅融資、地すべり等関連住宅融資、宅地防災工事融資 (大規模災害発生時等必要な場合に限る)、賃貸住宅融資

●代理店業務等

農中信託銀行(株)の代理店として業務を取り扱いしております。

取扱業務
<ul style="list-style-type: none"> ・信託契約代理店業務 【土地信託（処分型土地信託を除く）、特定贈与信託、公益信託、有価証券信託、金銭信託 ほか】 ・遺言信託代理店業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務を受託しております。

取扱業務	取扱業務の内容
小規模企業共済業務	加入申込受付ならびに掛金の受入 共済金等の支払事務

資金・証券業務

当会がお預かりした貯金をご融資のほか、農林中央金庫への預け金や有価証券投資等により運用しております。

有価証券への投資に際しては安全性、収益性、流動性を考慮し、国債・外国証券等の債券運用を中心に、受益証券や株式投資、地方債の引き受け等に取り組んでおります。

また、長野県 J Aバンクの資金決済および貯金支払いの準備のため、所要資金の確保と安定した資金繰りに努めております。

証券窓販業務（国債／証券投資信託）

当会では、お客さまの多様化する資産運用ニーズに応えるため、国債および証券投資信託の窓口販売業務を2店舗（本店営業部・松本営業部）で行っております。

商品のご案内

●窓口販売

種類	内 容
長期・中期利付国債	国が発行する債券で、2年・5年・10年の期間で、お客さまのご希望する投資期間に合わせて選択ができます。発行時に設定された利率で利子が半年に1回支払われる固定利付型です。
個人向け国債	国が個人のお客さまを対象として発行する債券で、現在「個人向け国債（変動10年）」、「個人向け国債（固定5年・3年）」のタイプがあります。 「個人向け国債（変動10年）」は半年に1回支払われる利子の適用利率が、市場の実勢金利に応じて変動する変動利付型です。 「個人向け国債（固定5年・3年）」は発行時に設定された利率で利子が半年に1回支払われる固定利付型です。
投資信託	多くのお客さまからお申込みいただいた資金をひとつにまとめ、運用の専門家が株式や債券等に分散して投資し、その成果をお客さまに還元する仕組みの商品です。 お客さまの投資目的、投資経験、リスク許容度等にあわせ、日本国内外の債券、株式、不動産等さまざまなファンドを取り扱いしております。（少額投資非課税制度「NISA・つみたてNISA」の取り扱いもごさいます。）

J A指導・相談・研修業務

お客さまのニーズが多様化、高度化するなかで、J Aに求められる機能役割も大きく変化してきております。

当会では、お客さまのニーズにお応えするために J A信用事業の機能の強化、拡充を図るべく J A指導を行っております。

また、お客さまの財産づくりや生活設計等のご相談に応じる人材育成のため、融資、資産形成・運用、年金、相続対策等の各種研修会を J A職員向けに実施し、お客さまのさまざまなご相談にお応えできる体制づくりに努めております。

為替/決済サービス

全国のJ Aをはじめ、すべての金融機関とオンラインで結び、振込・代金取立等が安全、迅速、確実にできる内国為替の取り扱いをしております。

また、給与・年金等のお受け取り、公金・公共料金の口座振替や各種支払サービス、全国の民間金融機関・ゆうちょ銀行との間でキャッシュカードによる相互支払サービス等、お客さまのお仕事や暮らしのなかで生じるさまざまな資金決済について各種サービスを提供しております。

個人のお客さま

●非対面サービス

J Aバンクアプリ	定期性を含めた貯金残高や取引明細、および投資信託の残高を、どこでも簡単に照会できるスマートフォンアプリです。公共料金等の払込票のバーコードを読み込み、J Aバンクの口座から直接お支払いができる「PayB（ペイビー）」サービスをはじめ、「J Aネットバンク」などさまざまなサービスへ手軽にアクセスすることができます。
J Aネットバンク	お手持ちのインターネットに接続されているパソコン、スマートフォンから、残高照会、振込・振替、税金・公共料金等のお支払い（ペイジーサービス）等の各種サービスをご利用いただけます。J Aネットバンクでは、インターネット上の危険・脅威からお客さまの情報を保護するために、高度な暗号化技術を採用し、セキュリティの確保・維持に努めております。

●キャッシュレス関連サービス

【定期的なお支払い・お受取り】

各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等の各種年金、配当金等がお客さまの口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取りに出かけられる手間も省け期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつかますので大変お得です。（決済用貯金には、お利息はつきません。）
各種自動支払（口座振替）サービス	電気料、NHK放送受信料、電話料のほか、税金、水道料等、普通貯金（決済用貯金・総合口座）、当座貯金から自動的にお支払いいたしますので集金、払い込みのわずらわしさがなくなります。
ペイジー 口座振替受付サービス	口座振替の受付がお届け印なしで、キャッシュカードで行えるサービスです。本サービスを導入済みの収納機関の窓口では、J Aバンクのキャッシュカードをご提示いただき、口座振替受付端末に暗証番号を入力していただくだけで、口座振替がご利用になれます。
Web 口座振替受付サービス	J Aバンクと連携した収納機関のホームページから、インターネットを通じて口座振替の手続きが完了するサービスです。J A窓口へのご来店や口座振替依頼書のご記入は必要なく、手軽に便利にご利用いただけます。
自動送金サービス	毎月ご指定の日にお客さまのご指定口座から、ご指定の金額を自動的に送金いたします。1回の手続で、毎月確実に送金できます。

【お買い物等でのお支払い】

J Aカード (クレジットカード)	J AカードはJ A独自の特典を備えた「J Aならではの」クレジットカードです。ご旅行・お買い物・お食事等にご利用いただけるほか、現金が必要なときのキャッシングサービス、携帯電話料金および公共料金（一部を除く）のお支払いにもご利用いただけます。さらにお得なサービスが受けられるゴールドカード、ロードアシスタンスサービス付カードの取り扱いもしております。また、ICキャッシュカード機能とクレジット機能が一枚になった便利なJ Aカード（一体型）も用意しております。
J デビットカード	当会のキャッシュカードでお買い物ができます。J デビットカード加盟店で、端末機にカードを差し込み、暗証番号を入力するだけでお支払い代金がキャッシュレスで決済できます。また、お客さまには手数料は一切かかりません。
即時口座振替サービス	J Aバンクと連携した各種キャッシュレス決済サービスに、J Aバンクの口座から即時でチャージ（入金）や口座振替を行うことができるサービスです。

●JAバンクキャッシュサービス

長野県JAバンクでは、県下に約430台のATMを設置しており、当会を含めたJAバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、JAバンクのATMによるご入金、ご出金、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。また、三菱UFJ銀行、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行、JFマリンバンク、およびMICS（全国キャッシュサービス）に提携する金融機関のATMによるご利用が可能です。

金融機関名	お取引内容	ご利用手数料	
		平日 8:45～18:00	平日のその他時間帯 および土曜日・日曜日・祝日
JAバンク	入出金	無料	無料
三菱UFJ銀行	出金	無料	110円
セブン銀行	入出金	110円 ^(*)	220円 ^(*)
イーネット ^{**2**4}	入出金	110円 ^(*)	220円 ^(*)
ローソン銀行 ^{**3**4}	入出金	110円 ^(*)	220円 ^(*)
JFマリンバンク	出金	無料	無料
その他(MICS提携)	出金	110円 ^{*1}	220円 ^{*1}

* 優遇プログラムにおける手数料無料化の対象です。

稼働時間はATMにより異なります。また、ATM稼働時間であってもJAバンクのキャッシュカードによるお取引ができない場合がございます。詳しくはお近くのJA金融窓口または、ご利用ATMの掲示等でご確認ください。

※1 ご利用の金融機関により、手数料が異なる場合がございます。詳しくはご利用ATMの掲示等でご確認ください。

※2 ファミリーマート等のコンビニエンスストアに設置されています。

※3 ローソンに設置されているローソン銀行ATM以外のATMはサービス内容が異なる場合があります。詳しくはご利用ATMの掲示等でご確認ください。

※4 コンビニエンスストア等の一部の店舗においては、ATMが設置されていない場合、金融機関が直接

ATMを設置している場合、他ATM運営会社のATMが設置されている場合があります。詳しくはご利用ATMの掲示等でご確認ください。

※5 改正利息制限法の施行に伴うATMご利用時の影響は長野県JAバンクHP「お知らせ」欄をご覧ください。



個人事業主・法人のお客さま

●非対面サービス

法人JAネットバンク	インターネットに接続されているパソコンから、振込や振替の資金移動、口座振替データや、総合振込・給与振込による複数件の振込データを1回の操作でまとめてご依頼できる伝送サービス等、豊富なメニューを用意しています。安心してご利用いただけるよう、電子証明書による認証や、不正送金防止に対して有効なスマートフォンによる二経路認証等、セキュリティが充実しています。
アンサーサービス	お客さまが現在お使いのOA機器（パソコン・ファクシミリ・プッシュホン）とJAバンクのコンピュータを通信回線（電話回線・インターネット）で結ぶことにより、「資金の移動」や「お取引内容についての照会」をオフィスに居ながらにしてスピーディーに行えます。
伝送サービス	給与振込、総合振込および口座振替の明細データの授受を、お客さまがお使いのパソコン等の機器から通信回線を介して行うことができるサービスです。通信回線としてISDNを利用する従来型のサービスに加え、インターネットや閉域ネットワーク(LGWAN,Connecure)が利用可能なJAデータ伝送サービス(AnserDATAPORT方式)を提供しております。

●自動振込・振替サービス

総合振込・給与振込サービス	お客さまが作成した大量の振込データを、インターネット等のネットワーク、または記録媒体で送っていただくことにより、自動的にお振り込みいたします。
口座振替サービス	お客さまが作成した大量の振替データを、インターネット等のネットワーク、または記録媒体で送っていただくことにより、自動的に集金しお客さまの口座にお振り込みいたします。

その他のサービス

貸金庫	貯金証書、有価証券、権利証等お客さまの重要な書類をお預かりいたします。
-----	-------------------------------------

主な手数料

※各手数料はいずれも消費税・地方消費税を含んでいます。

為替手数料		(振込の手数料金額欄は 3万円未満/3万円以上 で表示)			
		同一店内あて	当会本支店・ 県内J Aあて	県外J Aあて	他行あて
振込	窓口利用	110円/330円	220円/440円	220円/440円	550円/770円
	自動送金利用	無料	220円/440円	220円/440円	550円/770円
	A T M利用 ^(※)	無料	110円/330円	110円/330円	440円/660円
	アンサー利用	無料	110円/220円	110円/220円	220円/440円
	ネットバンク利用	無料	110円/220円	110円/220円	220円/440円
	法人ネットバンク利用	無料	110円/330円	110円/330円	385円/550円
	J Aデータ伝送サービス (ADP) 利用	無料	110円/330円	110円/330円	385円/550円
代金取立		—	440円	(至急扱) 880円 (普通扱) 660円	
その他為替手数料					
送金・振込組戻料				1件	660円
不渡手形返却・取立手形組戻・取立手形店頭提示料				1通	660円

(※) 他行カードによる振込の場合、A T M利用にかかる別途出金手数料がかかります。

でんさい手数料		同一店内あて	当会本支店あて	県内外J Aあて	他行あて
発生記録	債務者請求	330円	330円	330円	660円
	債権者請求	330円	330円	330円	660円
譲渡記録		165円	165円	165円	330円
分割(譲渡)記録		330円	330円	330円	660円
変更記録		330円			
保証記録		330円			
支払等記録		330円			

A T Mご利用手数料 (※当会ATMをご利用の場合)				
キャッシュカードの種類	利用時間帯			手数料
当会のカード	平日・土・日・祝日	出金・入金	稼働時間中	無料
県内J Aのカード	平日・土・日・祝日	出金・入金	稼働時間中	無料
全国J Aのカード	平日・土・日・祝日	出金・入金	稼働時間中	無料
他行のカード	平日	出金	8:45 ~ 18:00	110円
	上記以外			220円

手形・小切手発行手数料			
		署名鑑印無	署名鑑印有
小切手	1冊(50枚)あたり	660円	770円
約束手形	1冊(25枚)あたり	440円	495円
為替手形	10枚あたり	176円	—
自己宛小切手	1枚あたり	550円	—
署名鑑印刷新規・変更登録料		1署名鑑につき 5,500円	

その他の主な手数料				
両替手数料	窓口	持込、受取枚数のいずれが多い方	1～100枚	無料
			101～1,000枚	330円
			1,001枚以上	千枚毎に330円を加算
	両替機	受取枚数	1～100枚	100円（当会キャッシュカードを差し込むことで、1日1回100枚まで無料）
			101～1,000枚	100円
			1,001枚以上	200円
金種指定出金手数料	紙幣・硬貨の合計枚数	1～100枚	無料	
		101～1,000枚	330円	
		1,001枚以上	千枚毎に330円を加算	
窓口硬貨入金手数料	硬貨の持込枚数	1～100枚	無料	
		101～300枚	110円	
		301～500枚	220円	
		501～1,000枚	330円	
		1,001枚以上	千枚毎に330円を加算	
残高証明書発行手数料	当会指定用紙（自動発行）		440円	
	当会指定用紙（都度発行）		660円	
	お客さまご指定の用紙		1,100円	
	監査法人さまからのご依頼		3,300円	
取引履歴明細表発行手数料	1通につき（取引店毎、取引種類毎に通数を計算します。なお、流動性貯金は、1口座につき1通とします。）		660円	
個人ICキャッシュカード発行	1枚あたり		無料	
法人ICキャッシュカード発行	1枚あたり		1,100円	
キャッシュカード再発行	1枚あたり		1,100円	
証書再発行	1枚あたり		1,100円	
通帳再発行	1冊あたり		1,100円	
自動送金サービス申込	1申込あたり		110円	
国債・投資信託	保護預り兼振替決済口座管理手数料		無料	
貸金庫使用料	タイプにより年額		5,500円～19,800円	
個人情報利用目的の通知・開示請求手数料	請求1件あたり		880円	
未利用口座管理手数料	対象口座基準残高10,000円未満	年額	1,320円	

融資関連手数料				
不動産担保事務手数料	新規設定	事業資金他	1契約	33,000円
		個人ローン	1契約	16,500円
	追加設定	事業資金他	1契約	33,000円
		個人ローン	1契約	16,500円
	極度額変更・債務引受等変更契約		1契約	16,500円
	一部解除		1契約	16,500円
	全部解除		—	無料
	担保解除関係書類再発行		1件	11,000円
条件変更手数料	事業資金他	1件	5,500円	
	個人ローン	1件	4,400円	
融資証明書発行手数料		1通	1,100円	

ホームページのご案内

当会を紹介するホームページを開設し、ディスクローズに積極的に取り組んでおります。当会の組織概要や財務情報等を掲載しております。長野県JAバンクのホームページともども、是非ご覧ください。

長野県信連ホームページURL

<https://www.naganoken-jabank.or.jp/kenshinren/>

長野県JAバンクホームページURL

<https://www.naganoken-jabank.or.jp/>

長野県JAバンクホームページでは、各種商品ラインアップや各種マネーシミュレーション、お近くのJA店舗、ATM機器設置場所等のご照会およびネットバンク取引（事前にお申込みが必要です）がご利用いただけます。また、長野県JAバンク会員の各JAホームページへのリンクもごさいます。

組織等について

役員 (令和4年7月現在)

●経営管理委員会

会長 神農 佳人 副会長 千國 茂

経営管理委員
津金 一成 浅沼 博 小松 八郎 寺沢 寿男 田屋 万芳 田中 均 北沢 泉
.....
武井 宏文 栗林 和洋 望月 隆 宮澤 清志

●理事会

代表理事理事長 佐藤 卓治 代表理事専務 (管理本部長) 西村 敬典 常務理事 (JAバンク本部長) 桑原 稔 常務理事 (運用本部長・営業本部長) 鈴木 輝

●監事会

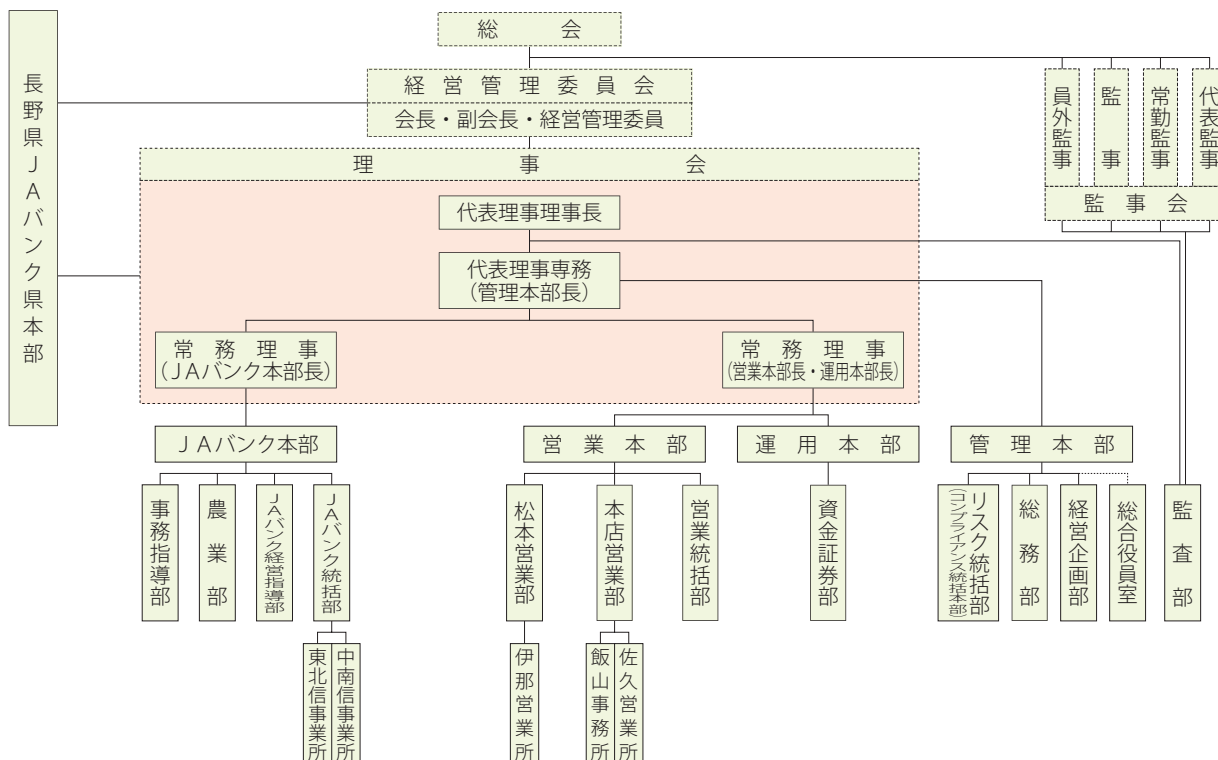
代表監事 眞島 実 監事 西村 篤 常勤監事 滝澤 豊彦 員外監事 鮎澤 英之

職員数

区分	令和3年3月末	令和4年3月末
男子職員	144人	144人
女子職員	84人	84人
常勤嘱託	29人	23人
合計	257人	251人

当会組織図 (令和4年7月現在)

●組織機構図



沿革

当会は、大正2年「有限責任長野県信用組合联合会」として設立され、県庁農商課に事務所を置き業務を開始しました。

昭和17年「保証責任長野県信用販売購買利用組合联合会」、翌昭和18年「長野県農業会」に改組し、昭和23年、農業協同組合法に基づいて設立された県下農協の総意により「長野県信用農業協同組合連合会」として、農業、農家の復興を目指してスタートしました。

以来地域の皆さまのご支援、ご協力をいただき今日に至っています。

大正 2年 2月	産業組合法による「有限責任長野県信用組合联合会」設立	6年10月	国債等窓口販売業務開始
2年 4月	事業開始（県庁農商課内）	7年 8月	長野県市場公募債引受シンジケート団加入
4年 3月	「保証責任長野県信用組合联合会」に変更	9年 3月	アンサーサービス取扱開始
昭和17年 3月	「保証責任長野県信用販売購買利用組合联合会」に改組	9年 6月	信託代理店業務開始
18年11月	「長野県農業会」に改組	10年10月	公益信託「JA長野信連50周年記念自然ふれあい教育基金」認可
23年 8月	農業協同組合法による「長野県信用農業協同組合連合会」設立	10年12月	投資信託窓口販売業務開始
29年 4月	農林漁業金融公庫（現（株）日本政策金融公庫（農林水産事業））業務開始	11年 6月	貯金量2兆円達成
31年 9月	長野県から農業金庫の指定を受ける	12年10月	デビットカード取扱開始
36年 7月	住宅金融公庫（現 独立行政法人住宅金融支援機構）業務開始	12年12月	FAX・OCRによる為替集中処理システム稼働
39年 4月	長野県指定代理金融機関の指定を受ける 飯山市指定金融機関の指定を受ける	13年 7月	経営管理委員会制度導入
41年 7月	内国為替業務取扱開始	13年11月	JAネットバンク取扱開始
42年 8月	県庁内事務所を開設	13年12月	印鑑照会システム運用開始
44年12月	貯金量1千億円達成	14年 1月	長野県JAバンク県本部設立
54年 1月	貯金量5千億円達成 総合オンラインシステム稼働	15年 1月	口座振替依頼書集中管理システム稼働
55年 4月	年金相談所開設 手形センター開設	15年 5月	郵貯（ゆうちょ銀行）オンラインネット提携開始
58年 4月	協同クレジットカード（JAカード）取扱開始	18年 5月	JASTEMシステムへの移行
59年12月	貯金量1兆円達成	18年 5月	セブン銀行とのATM提携開始
61年12月	国債等代理窓販業務開始	18年10月	ICキャッシュカード生体認証付き取扱開始
63年10月	JA長野県ビル竣工	19年 4月	長野県JAバンクローン審査センター設置
平成元年12月	貯金量1兆5千億円達成	20年 7月	JAバンクATM顧客手数料の全国一律無料化
2年 7月	都銀・地銀等とのキャッシュサービス提携開始	22年10月	東信支店、諏訪支店、南信支店 廃止 佐久営業所、伊那営業所 設置
3年 4月	サンデーバンキング開始	22年11月	インターネット伝送サービス取扱開始
3年 6月	日銀歳入金窓口受入れ取扱開始	23年 7月	印鑑照会システムの全国印鑑システム移行
5年 4月	メールセンター開設	24年 4月	遺言信託代理店業務取扱開始
5年 5月	信用情報系システム稼働	25年 3月	統一事務手続の制定完了
5年10月	日銀歳入金復代理店業務開始	25年 7月	「信州アグリイノベーションファンド」共同設立
		27年 6月	JA直売所クーポン券付き定期貯金「マルシェ」の販売開始
		27年10月	貯金量2兆5千億円達成
		28年 4月	長野県JAバンク県域サポート事業の取組開始
		令和元年 7月	資産相談センター設置
		令和2年 7月	ローン事務サポートセンター設置



店舗の所在地 (令和4年7月現在)

◆本店

〒380-0826

長野県長野市大字南長野北石堂町1177番地3

☎026 (236) 2058 (代表) / (236) 2110 (本店営業部)



◆松本営業部

〒390-0815

長野県松本市深志1丁目4番1号

☎0263 (35) 3125

◆飯山事務所

〒389-2292

長野県飯山市大字飯山1110番地1号
(飯山市役所庁舎内)

☎0269 (62) 3101

◆佐久営業所

〒385-0022

長野県佐久市岩村田5037番地10

☎0267 (68) 7460

◆伊那営業所

〒396-0014

長野県伊那市狐島4381番地

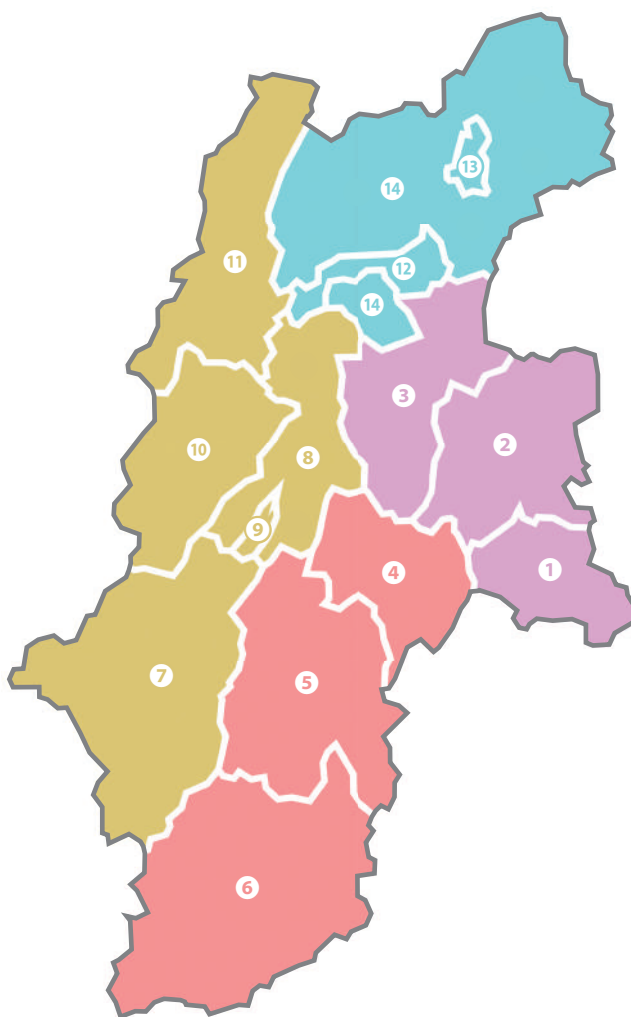
☎0265 (74) 1620



特定信用事業代理業者の状況 (令和4年7月現在)

該当する取引はありません。

長野県JAバンクエリアMAP (令和4年7月現在)



	名 称	郵便番号	住 所
①	JA長野八ヶ岳	384-1305	南佐久郡南牧村大字野辺山106-1
②	JA佐久浅間	385-8585	佐久市猿久保882
③	JA信州うえだ	386-8668	上田市大手2-7-10
④	JA信州諏訪	392-8578	諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841
⑤	JA上伊那	396-8510	伊那市狐島4291
⑥	JAみなみ信州	395-0192	飯田市鼎東鼎281
⑦	JA木曾	397-0001	木曾郡木曾町福島2800
⑧	JA松本ハイランド	390-8555	松本市南松本1-2-16
⑨	JA洗馬	399-6493	塩尻市大字洗馬2720-3
⑩	JAあづみ	399-8283	安曇野市豊科4270-6
⑪	JA大北	398-0002	大町市大町字光明寺3091-1
⑫	JAグリーン長野	388-8511	長野市篠ノ井布施高田961-2
⑬	JA中野市	383-8588	中野市三好町1-2-8
⑭	JAながの	380-0936	長野市大字中御所字岡田131-14

財務諸表	58	代理業務	81
貸借対照表	58	代理貸付残高	81
損益計算書	59	自動機	81
剰余金処分計算書	60	現金自動機器設置台数	81
令和2年度注記表	61	自己資本の充実の状況	82
令和3年度注記表	66	自己資本の充実の状況（単体）	82
会計監査人の監査	70	1. 自己資本の状況	82
貯金	71	2. 信用リスクに関する事項	85
科目別貯金平均残高	71	3. 信用リスク削減手法に関する事項	88
定期貯金残高	71	4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項	89
貸出金	71	5. 証券化エクスポージャーに関する事項	90
科目別・貸出先別貸出金平均残高	71	6. オペレーショナル・リスクに関する事項	93
貸出金の金利条件別内訳残高	71	7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	93
貸出金の担保別内訳残高	72	8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	94
債務保証の担保別内訳残高	72	9. 金利リスクに関する事項	95
貸出金の使途別内訳残高	72	連結情報	97
貸出金業種別残高	72	グループの概況	97
主要な農業関係の貸出金残高	73	子会社等の状況	97
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	73	事業の概況	97
貸出金償却額	73	最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	98
農協法に基づく開示債権の状況及び		連結貸借対照表	98
金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	74	連結損益計算書	99
元本補てん契約のある信託に係る		連結剰余金計算書	99
農協法に基づく開示債権の状況	74	連結キャッシュ・フロー計算書	100
有価証券	75	令和2年度連結注記表	101
種類別有価証券平均残高	75	令和3年度連結注記表	106
商品有価証券種類別平均残高	75	財務諸表の適正性等にかかる確認	111
有価証券残存期間別残高	75	連結事業年度の農協法に基づく開示債権の状況	111
外貨建資産残高	75	事業の種類別情報	111
有価証券の時価情報等	76	自己資本の充実の状況（連結）	112
1. 有価証券	76	1. 連結の範囲に関する事項	112
2. 金銭の信託	76	2. 自己資本の状況	112
3. デリバティブ取引等（デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引）	77	3. 信用リスクに関する事項	115
損益の状況	78	4. 信用リスク削減手法に関する事項	117
最近の5事業年度の主要な経営指標	78	5. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項	117
事業純益	78	6. 証券化エクスポージャーに関する事項	118
利益総括表	78	7. オペレーショナル・リスクに関する事項	119
資金運用収支の内訳	79	8. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	120
受取・支払利息の増減額	79	9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	120
経費の内訳	79	10. 金利リスクに関する事項	120
役員等の報酬体系	80	索引	122
1. 役員	80		
2. 職員等	80		
3. その他	80		
その他の諸指標	81		
利益率、経営諸指標	81		
出資金の推移	81		

※金額は原則として単位未満を切り捨てのうえ表示していますので、合計が一致しないことがあります。
また、単位未満の科目については「0」で表示しております。

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和2年度 (令和3年3月31日現在)	令和3年度 (令和4年3月31日現在)	科 目	令和2年度 (令和3年3月31日現在)	令和3年度 (令和4年3月31日現在)
■資産の部			■負債の部		
現金	3,466	3,409	貯金	2,804,302	2,870,268
預け金	1,383,268	1,360,417	当座貯金	14,294	31,833
系統預け金	1,382,698	1,359,634	普通貯金	62,584	63,609
系統外預け金	569	783	貯蓄貯金	107	109
金銭の信託	68,106	64,028	通知貯金	10,610	7,410
有価証券	1,223,778	1,258,912	別段貯金	6,992	820
国債	271,911	213,581	定期貯金	2,709,284	2,766,029
地方債	5,390	—	定期貯金	428	454
社債	59,091	51,190	譲渡性貯金	9,563	8,875
外国証券	564,579	631,653	借入金	56,000	28,500
株式	11,929	10,858	代理業務勘定	1	1
受益証券	309,811	350,539	その他負債	10,895	28,825
投資証券	1,063	1,088	未払法人税等	739	511
貸出金	357,748	356,593	金融派生商品	6,585	23,361
手形貸付	5,443	6,216	資産除去債務	100	102
証書貸付	264,197	265,387	その他の負債	914	2,285
当座貸越	31,353	29,638	未払費用	2,491	2,491
金融機関貸付	56,171	54,811	前受収益	52	59
割引手形	583	539	未決済為替借	9	10
その他資産	9,332	23,230	諸引当金	8,300	8,302
金融派生商品	364	—	相互援助積立金	6,502	6,601
金融商品等差入担保金	2,214	16,335	賞与引当金	72	73
その他の資産	2,325	2,170	退職給付引当金	1,431	1,343
未収収益	4,414	4,691	役員退職慰労引当金	41	56
未決済為替貸	13	31	特別業務負担金引当金	253	228
有形固定資産	1,869	1,798	繰延税金負債	18,475	7,300
建物	838	788	債務保証	1,872	1,773
土地	848	848	負債の部合計	2,909,412	2,953,846
その他の有形固定資産	182	161	■純資産の部		
無形固定資産	173	185	出資金	102,528	103,923
ソフトウェア	164	175	(うち後配出資金)	(87,312)	(88,280)
その他の無形固定資産	9	9	資本準備金	0	0
外部出資	138,027	137,985	再評価積立金	31	31
系統出資	136,280	136,280	利益剰余金	117,507	122,864
系統外出資	1,221	1,179	利益準備金	49,900	51,800
子会社等出資	525	525	その他利益剰余金	67,607	71,064
債務保証見返	1,872	1,773	経営安定化積立金	23,300	25,500
貸倒引当金	△ 5,626	△ 4,952	特別積立金	31,000	31,000
			当期末処分剰余金	13,307	14,564
			(うち当期剰余金)	(9,418)	(10,427)
			会員資本合計	220,067	226,820
			その他有価証券評価差額金	52,536	22,714
			評価・換算差額等合計	52,536	22,714
			純資産の部合計	272,604	249,534
資産の部合計	3,182,016	3,203,381	負債及び純資産の部合計	3,182,016	3,203,381

● 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)	令和3年度 (自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)
経常収入	72,026	72,030
資金運用収入	28,968	29,418
貸出金利息	3,023	2,831
預り金利息	103	34
有価証券の利息	17,096	17,420
その他受取利息	8,745	9,131
(うち受取特別配当金)	(8,371)	(7,907)
(うち受取特別配当金)	(373)	(1,217)
役員受取手数料	198	195
その他の役員受取手数料	49	47
その他の役員受取手数料	145	139
その他の役員受取手数料	4	7
その外国債の利息	35,032	39,572
その外国債の利息	31,095	35,473
その外国債の利息	1,691	1,843
その外国債の利息	2,245	2,255
(うち受取配当金)	(2,210)	(2,209)
その倒引当金戻入	7,825	2,844
貸債株金の売却	—	591
債権の売却	24	64
株式の売却	5,535	214
株金の売却	2,207	1,869
その他の売却	57	104
経常費用	60,656	60,027
資金調達費用	14,820	14,776
貯蓄借入の利息	292	171
渡り金の利息	0	0
その他の利息	91	—
(うち支払奨励金)	14,436	14,603
(うち支払奨励金)	(14,423)	(14,590)
役員支払手数料	301	375
支那の役員支払手数料	8	6
その他の役員支払手数料	293	368
その他の役員支払手数料	0	0
その国債の利息	38,247	39,893
その国債の利息	4,765	3,565
その国債の利息	33,478	36,325
その国債の利息	3	2
経常費用	4,871	4,661
人物税	1,928	1,929
人物税	2,793	2,594
人物税	149	137
その倒引当金繰入	2,414	321
貸相貸株金の売却	1,421	—
相互援助積立金の償却	96	99
株式の売却	0	11
株式の売却	18	3
株金の売却	69	196
その他の売却	808	10
経常利益	11,369	12,003
特別損失	4	2
固定資産処分損失	0	0
減価償却損失	3	2
税法引前住民税等	11,365	12,000
法人税、法人税	2,057	1,391
法人税、法人税	△109	181
法人税、法人税	1,947	1,573
当期首繰越剰余金	9,418	10,427
当期首繰越剰余金	3,889	4,137
当期首繰越剰余金	13,307	14,564

● 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目		令和2年度	令和3年度
当 期 未 処 分 剰 余 金 額		13,307	14,564
剰 余 金 処 分 額		9,170	10,452
利 益 準 備 金		1,900	2,100
任 意 積 立 金		2,200	2,800
経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金		2,200	2,800
出 資 配 当 金		1,221	1,346
普通出資に対する配当金(配当率)		450(3.0%)	466(3.0%)
後配出資に対する配当金(配当率)		770(1.0%)	880(1.0%)
事 業 分 量 配 当 金		3,849	4,206
次 期 繰 越 剰 余 金		4,137	4,112

●令和2年度 注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
 - ・売買目的有価証券・・・時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他有価証券
時価のあるもの・・・原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価を把握することが極めて困難と認められるもの・・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) テリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～50年
その他	2年～60年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当細則」に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,500百万円であります。
 - ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
 - ③ 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用又は収益処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：その発生年度において全額費用又は収益処理
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金については、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金内規」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
 - ⑤ 相互援助積立金
相互援助積立金は、「長野県」Aバンク支援制度要領に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。
 - ⑥ 特別業務負担金引当金
特別業務負担金引当金については、農林漁業団体職員共済組合に対する特別業務負担金の費用に充てるため、当年度における将来負担見込額を計上しております。
- (9) ヘッジ会計の方法
外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該先物為替予約についてはヘッジ会計の要件を満たしていることから、時価ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。
- (10) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

2. 表示方法の変更に関する事項

- (1) 農業協同組合法施行規則第126条の3の2の改正により、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を適用し、当年度より貸倒引当金及び金融商品の時価に関する見積りに係る情報を「3. 会計上の見積りに関する事項」に記載しています。

3. 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 貸倒引当金
 - ① 当年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 5,626百万円
 - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」「(8) 引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。
 - b 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 - c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 金融商品の時価
 - ① 当年度に係る計算書類に計上した額
「6. 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。
 - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
金融商品の時価の算出方法は、「6. 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定方法」に記載しております。

- b 主要な仮定
 主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。
- c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
 市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、2,977百万円であります。
- (2) リース契約により使用している重要な固定資産としては、端末機・車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。
- | | 1年以内 | 1年超 | 合計 |
|------------------|-------|-------|-------|
| 所有権移転外ファイナンス・リース | 7百万円 | 13百万円 | 20百万円 |
| オペレーティング・リース | 13百万円 | 51百万円 | 64百万円 |
- (3) 貸借対照表上の債務に対応する担保提供はありません。対応する債務がないものでは、為替決済に係る担保として預け金66,000百万円、先物取引の証拠金等の代用として有価証券2,249百万円、また、県公金収納代理及び指定金融等事務取扱の担保として、現金41百万円、預け金35百万円を差し入れております。
- (4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に95,331百万円含まれております。
- (5) 子会社等に対する金銭債権、金銭債務の総額は、次のとおりであります。
- | | |
|-----------------|----------|
| 子会社等に対する金銭債権の総額 | 一百万円 |
| 子会社等に対する金銭債務の総額 | 5,140百万円 |
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、金銭債務の総額該当りません。
- (7) 貸出金のうち、破綻先債権額はあります。延滞債権額は6,171百万円あります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- (8) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はあります。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (9) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は511百万円あります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (10) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,683百万円あります。なお、(7)から(10)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (11) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、583百万円あります。
- (12) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、101,575百万円あります。
- (13) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金38,009百万円が含まれております。

5. 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益総額 6百万円
 うち事業取引高 6百万円
 うち事業取引以外の取引高 一百万円
- (2) 子会社等との取引による費用総額 316百万円
 うち事業取引高 316百万円
 うち事業取引以外の取引高 一百万円
- (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しております。相殺した金額は0百万円あります。
- (4) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。
- | 主な用途 | 種類 | 場所 | 減損損失 |
|------|-----|-----|------|
| 遊休資産 | 建物等 | 小諸市 | 3百万円 |
- 業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングしており、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。
 遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
 なお、当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額を零としております。

6. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
 当会は、長野県を事業区域として、県内のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、農業・地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。
 JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸し付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体、県内に事務所等を有する県外企業などに貸付を行っております。
 また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
 当会が保有する金融資産は、主として県内外の企業や団体などに対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。金銭の信託は金外信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式及び外貨建ての外国証券等であり、純投資目的（その他目的・運用目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。
 また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
 デリバティブ取引は、ALMの一環で行っている債券先物・オプション取引、株式先物・オプション取引及び先物為替予約取引等があります。このうち、外貨建有価証券については、為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理
 当会では、信用リスクを与信に付帯する本源的なリスクと位置づけ、信用リスク取引に係る「信用リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。
 「信用リスク管理要綱」等は、信用リスク管理部署が策定し、リスク管理委員会等で審議のうえ理事会において決定しております。
 与信審査については、フロント・営業セクションから独立した審査部署を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え、適正なリターンを確保を図っております。
 また、有価証券の発行体等の信用リスクに関しては、信用リスク管理部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 上記に加え、毎月、当会全体の信用格付別一貸出先・グループ与信、業種別及び運用目的別与信、各種シーリングに関する与信等についてモニタリングを行うとともに、信用リスクポートフォリオのリスク量について計測を行い、自己資本対比での状況把握、管理に努めるとともに、モニタリング状況・リスク量等はリスク管理委員会・理事会において報告・協議され、対応方針を決定しております。

b 市場リスクの管理

当会では、金利リスクを含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行い、リスクコントロールすることにより、効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益確保を目指しております。

このため「市場リスク管理要綱」等を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差損限度額の基準を設定し日々の管理を行うとともに、VaR法やBPV法によりリスク量を計測し、自己資本対比での状況把握・管理に努めております。

また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたって、投資方針等の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っております。具体的には、余裕金運用方針の決定については、ALMの協議内容を踏まえ余裕金運用会議・リスク管理委員会及び理事会、執行はフロント・セクション、モニタリングは市場リスク管理部が担当し、市場リスクに係る運営状況等について、毎月、リスク管理委員会及び理事会に報告しております。

なお、為替の変動リスクに関しては、必要に応じて先物為替予約等の措置を講じております。

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法(保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1,000日)により算出しており、令和3年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で42,203百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会では、流動性リスクを金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から、極めて重要なファクターと位置づけ、「流動性リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。

特に、資金繰りリスクについては、県内のJAバンク全体の信用にも影響することを認識し、その管理には万全を期しております。

適切な資金繰りリスク管理は、業務継続及びポートフォリオの安定的な運営を行う上での前提となることから、主体的なリスク管理を行うことにより、資金の調達とポートフォリオの変化に対応する適切なコントロールに努めております。具体的には、関係部署と連携をとり、資金動向、大口資金決済の情報、内外政治経済の動向及び市場流動性リスク等を踏まえつつ、安定的調達による資金繰り管理を行うことなどによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む。)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む。)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,383,268	1,383,284	16
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	15,000	15,000	—
その他の金銭の信託	53,106	53,106	—
有価証券			
その他有価証券	1,223,778	1,223,778	—
貸出金	357,748		
貸倒引当金	△ 5,574		
貸倒引当金控除後	352,174	356,628	4,454
資 産 計	3,027,327	3,031,797	4,470
貯 金	2,813,866	2,813,953	87
借入金	56,000	56,000	—
負 債 計	2,869,866	2,869,953	87
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(6,221)	(6,221)	—
デリバティブ取引計	(6,221)	(6,221)	—

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金9,563百万円を含めております。

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格又は金融機関等から提示された価格によっております。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は通貨関連取引（為替予約）であり、取引金融機関等から提示された価格によっております。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品として外部出資があり、貸借対照表計上額 138,027 百万円は、①の金融商品の時価情報には含まれておりません。
- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,383,268	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券の うち満期があるもの	113,136	51,272	22,602	63,391	81,614	759,178
貸出金	73,707	44,496	46,950	33,226	24,998	134,325
合 計	1,570,112	95,769	69,553	96,618	106,613	893,503

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）8,909 百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金 32,109 百万円については「5年超」に含めております。

2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 44 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	2,801,353	2,508	294	63	71	10
譲渡性貯金	9,563	—	—	—	—	—
借 用 金	27,700	21,800	6,500	—	—	—
合 計	2,838,617	24,308	6,794	63	71	10

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

7. 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	国 債	271,911	256,626	15,284
	地 方 債	5,390	5,353	36
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	39,070	38,432	637
	外 国 証 券	426,248	402,540	23,707
	株 式	11,389	3,873	7,516
	受 益 証 券	184,617	149,749	34,868
	投 資 証 券	1,063	592	470
小 計	939,691	857,168	82,522	
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	20,021	20,232	△ 211
	外 国 証 券	138,331	144,620	△ 6,288
	株 式	539	740	△ 200
	受 益 証 券	125,193	128,891	△ 3,697
投 資 証 券	—	—	—	
小 計	284,086	294,484	△ 10,398	
合 計	1,223,778	1,151,653	72,124	

(注) 上記差額合計から繰延税金負債 19,869 百万円を差し引いた金額 52,255 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 当年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
債 券	243,251 百万円	1,243 百万円	1,003 百万円
株 式	1,554	588	18
その他	30,835	5,395	3,762
合 計	275,640	7,227	4,784

8. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、次のとおりであります。

- ① 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 15,000 百万円
当年度の損益に含まれた評価差額 ー百万円

- ② その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	53,106 百万円	52,718 百万円	388 百万円	1,090 百万円	△ 701 百万円

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債 107 百万円を差し引いた金額 280 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

9. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。この制度に加え、退職給付の一部に充てるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会に加入し、共済会規約に基づく退職金共済制度を採用しております。また、従業員の退職時に際して割増退職金を支払う場合があります。

② 確定給付制度

a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,622百万円
勤務費用	132百万円
利息費用	2百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 81百万円
退職給付の支払額	△ 80百万円
期末における退職給付債務	<u>2,595百万円</u>

b 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,138百万円
期待運用収益	6百万円
事業主からの拠出額	63百万円
退職給付の支払額	△ 43百万円
期末における年金資産	<u>1,164百万円</u>

c 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

年金資産	△ 1,164百万円
	△ 1,164百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,595百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,431百万円
退職給付引当金	<u>1,431百万円</u>

d 退職給付に関連する損益

勤務費用	132百万円
利息費用	2百万円
期待運用収益	△ 6百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 81百万円
確定給付制度にかかる退職給付費用	<u>47百万円</u>

e 年金資産の内訳

年金資産合計に対する年金資産分類ごとの比率	
現金及び預金	100%
合計	<u>100%</u>

f 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在の年金資産の配分と、年金資産を構成する資産の現在の収益率を考慮しております。

g 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）	
割引率	0.179%
長期期待運用収益率	0.527%

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、22百万円となっております。

また、存続組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、261百万円となっております。

10. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	1,219百万円
貸出金償却超過額	330百万円
退職給付引当金超過額	395百万円
相互援助積立金	1,798百万円
支払奨励金未払費用	641百万円
その他	466百万円
繰延税金資産小計	4,852百万円
評価性引当額	△ 3,347百万円
繰延税金資産合計 (A)	1,504百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 19,976百万円
その他	△ 3百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 19,980百万円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△ 18,475百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等損金不算入項目	0.06%
受取配当金益金不算入等	△ 3.06%
事業分量配当金等	△ 9.37%
評価性引当額の増減	1.10%
その他	0.75%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.14%

●令和3年度 注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資協定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
 - ・売買目的有価証券・・・時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他有価証券
 - 時価のあるもの・・・原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等・・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～60年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当細則」に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,104百万円であります。
 - ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
 - ③ 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用又は収益処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：その発生年度において全額費用又は収益処理
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金については、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金内規」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
 - ⑤ 相互援助積立金
相互援助積立金は、「長野県」Aバンク支援制度要領に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。
 - ⑥ 特例業務負担金引当金
特例業務負担金引当金については、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度における将来負担見込額を計上しております。
- (9) ヘッジ会計の方法
外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該先物為替予約についてはヘッジ会計の要件を満たしていることから、時価ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。
- (10) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する事項

- (1) 収益認識に関する会計基準
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。
これによる当年度の計算書類への影響はありません。
- (2) 時価の算定に関する会計基準
「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。
これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 貸倒引当金
 - ① 当年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 4,952百万円
 - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」「(8) 引当金の計上方法」「① 貸倒引当金」に記載しております。
 - b 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 - c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 金融商品の時価
 - ① 当年度に係る計算書類に計上した額
「6. 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- a 算出方法
金融商品の時価の算出方法は、「6.金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。
- b 主要な仮定
主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。
- c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、3,061百万円であります。
- (2) リース契約により使用している重要な固定資産としては、端末機・車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。
- | | 1年以内 | 1年超 | 合計 |
|------------------|-------|-------|-------|
| 所有権移転外ファイナンス・リース | 9百万円 | 11百万円 | 21百万円 |
| オペレーティング・リース | 13百万円 | 37百万円 | 51百万円 |
- (3) 貸借対照表上の債務に対応する担保提供はありません。対応する債務がないものでは、為替決済に係る担保として預け金66,000百万円、先物取引の証拠金等の代用として有価証券2,222百万円、また、県公金収納代理及び指定金融等事務取扱の担保として、現金41百万円、預け金35百万円を差し入れております。
- (4) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に101,559百万円含まれております。
- (5) 子会社等に対する金銭債権、金銭債務の総額は、次のとおりであります。
- | | |
|-----------------|----------|
| 子会社等に対する金銭債権の総額 | 一百万円 |
| 子会社等に対する金銭債務の総額 | 5,362百万円 |
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、金銭債務の総額
該当ありません。
- (7) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。
- | | |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 29百万円 |
| 危険債権額 | 4,526百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 一百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 1,747百万円 |
| 合計額 | 6,303百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (表示方法の変更)
- 令和2年12月23日に公布された農協法施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権の区分が一本化され、リスク管理債権の範囲や債権の種類は、金融再生法開示債権と実質的に同一の表示となっております。(令和4年3月31日施行)
- (8) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、539百万円であります。
- (9) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、106,788百万円であります。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金38,009百万円が含まれております。

5. 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益総額 6百万円
- | | |
|--------------|------|
| うち事業取引高 | 6百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 一百万円 |
- (2) 子会社等との取引による費用総額 351百万円
- | | |
|--------------|--------|
| うち事業取引高 | 351百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 一百万円 |
- (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しております。相殺した金額は82百万円であります。
- (4) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。
- | 主な用途 | 種類 | 場所 | 減損損失 |
|------|-----|-----|------|
| 遊休資産 | 建物等 | 小諸市 | 2百万円 |
- 業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングしており、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。
- 遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
- なお、当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額を零としております。

6. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
当会は、長野県を事業区域として、県内のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、農業・地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。
- JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸し付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。
- 当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体、県内に事務所等を有する県外企業などに貸付を行っております。
- また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
当会が保有する金融資産は、主として県内外の企業や団体などに対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。
- 金銭の信託は金外信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式及び外貨建ての外国証券等であり、純投資目的(その他目的・売買目的)で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、純投資目的(その他目的)で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている債券先物・オプション取引、株式先物・オプション取引及び先物為替予約取引等があります。このうち、外貨建有価証券については、為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理
当会では、信用リスクを与信に付帯する本源的なリスクと位置づけ、信用リスク取引に係る「信用リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。
- 「信用リスク管理要綱」等は、信用リスク管理部署が策定し、リスク管理委員会等で審議のうえ理事会において決定しております。

与信審査については、フロント・営業セクションから独立した審査部署を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え、適正なリターンを確保を図っております。

また、有価証券の発行体等の信用リスクに関しては、信用リスク管理部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

上記に加え、毎月、当会全体の信用格付別一貸出先・グループ与信、業種別及び運用目的別与信、各種シーリングに関する与信等についてモニタリングを行うとともに、信用リスクポートフォリオのリスク量について計測を行い、自己資本対比での状況把握、管理に努めるとともに、モニタリング状況・リスク量等はリスク管理委員会・理事会において報告・協議され、対応方針を決定しております。

b 市場リスクの管理

当会では、金利リスクを含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行い、リスクコントロールすることにより、効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益確保を目指しております。

このため「市場リスク管理要綱」等を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差損限度額の基準を設定し日々の管理を行うとともに、VaR法やBPV法によりリスク量を計測し、自己資本対比での状況把握・管理に努めております。

また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたって、投資方針等の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っております。具体的には、余裕金運用方針の決定については、ALMの協議内容を踏まえ余裕金運用会議・リスク管理委員会及び理事会、執行はフロント・セクション、モニタリングは市場リスク管理部署が担当し、市場リスクに係る運営状況等について、毎月、リスク管理委員会及び理事会に報告しております。

なお、為替の変動リスクに関しては、必要に応じて先物為替予約等の措置を講じております。

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1,000日）により算出しており、令和4年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で54,288百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会では、流動性リスクを金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から、極めて重要なファクターと位置づけ、「流動性リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。

特に、資金繰りリスクについては、県内のJAバンク全体の信用にも影響することを認識し、その管理には万全を期しております。

適切な資金繰りリスク管理は、業務継続及びポートフォリオの安定的な運営を行う上での前提となることから、主体的なリスク管理を行うことにより、資金の調達とポートフォリオの変化に対応する適切なコントロールに努めております。具体的には、関係部署と連携をとり、資金動向、大口資金決済の情報、内外政治経済の動向及び市場流動性リスク等を踏まえつつ、安定的調達による資金繰り管理を行うことなどによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、取引金融機関等の第三者から入手した評価価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,360,417	1,360,428	11
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	7,280	7,280	—
その他の金銭の信託	56,748	56,748	—
有価証券			
その他有価証券	1,258,912	1,258,912	—
貸出金	356,593		
貸倒引当金	△ 4,904		
貸倒引当金控除後	351,689	354,725	3,036
資 産 計	3,035,047	3,038,095	3,047
貯金	2,879,143	2,879,223	80
借入金	28,500	28,498	△ 1
負 債 計	2,907,643	2,907,721	78
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(23,361)	(23,361)	—
デリバティブ取引計	(23,361)	(23,361)	—

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金8,875百万円を含めております。

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

有価証券のうち、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては、観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、デフォルト率等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引(為替予約)であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては、観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

- ③ 市場価格のない株式等として外部出資があり、貸借対照表計上額137,985百万円は、①の金融商品の時価情報には含まれておりません。
 (注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。
- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,360,417	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券の うち満期があるもの	50,106	25,077	57,104	70,079	150,512	820,903
貸出金	85,370	47,049	35,648	27,456	27,560	133,489
合 計	1,495,894	72,126	92,752	97,535	178,072	954,393

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越(融資型を除く)7,971百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約貸出金32,109百万円については「5年超」に含めております。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等19百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	2,869,050	854	238	70	32	21
譲渡性貯金	8,875	—	—	—	—	—
借 用 金	22,000	6,500	—	—	—	—
合 計	2,899,925	7,354	238	70	32	21

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

7. 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	国 債	169,427	157,407	12,019
	地 方 債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	22,964	22,514	449
	外 国 証 券	257,416	248,009	9,407
	株 式	10,370	3,629	6,740
	受 益 証 券	220,498	183,351	37,147
	投 資 証 券	1,088	592	495
	小 計	681,765	615,505	66,260
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	国 債	44,154	45,554	△ 1,400
	地 方 債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	28,225	28,732	△ 506
	外 国 証 券	374,237	400,703	△ 26,466
	株 式	487	740	△ 252
	受 益 証 券	130,041	136,705	△ 6,664
投 資 証 券	—	—	—	
小 計	577,146	612,436	△ 35,289	
合 計	1,258,912	1,227,942	30,970	

(注) 上記差額合計から繰延税金負債8,519百万円を差し引いた金額22,450百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 当年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
債 券	419,764百万円	1,843百万円	3,129百万円
株 式	441	118	3
その他	3,009	95	435
合 計	423,215	2,057	3,569

8. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、次のとおりであります。

- ① 運用目的の金銭の信託
 貸借対照表計上額 7,280百万円
 当年度の損益に含まれた評価差額 -百万円
- ② その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	56,748百万円	56,384百万円	364百万円	1,424百万円	△ 1,060百万円

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債100百万円を差し引いた金額263百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

9. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。この制度に加え、退職給付の一部に充てるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会に加入し、共済会規約に基づく退職金共済制度を採用しております。また、従業員の退職時に際して割増退職金を支払う場合があります。

② 確定給付制度

a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,595 百万円
勤務費用	135 百万円
利息費用	4 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 128 百万円
退職給付の支払額	△ 67 百万円
期末における退職給付債務	<u>2,540 百万円</u>

b 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,164 百万円
期待運用収益	7 百万円
事業主からの拠出額	63 百万円
退職給付の支払額	△ 38 百万円
期末における年金資産	<u>1,197 百万円</u>

c 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	2,540 百万円
年金資産	△ 1,197 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,343 百万円
退職給付引当金	<u>1,343 百万円</u>

d 退職給付に関連する損益

勤務費用	135 百万円
利息費用	4 百万円
期待運用収益	△ 7 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 128 百万円
確定給付制度にかかる退職給付費用	<u>4 百万円</u>

e 年金資産の内訳

年金資産合計に対する年金資産分類ごとの比率	
現金及び預金	100%
合計	<u>100%</u>

f 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在の年金資産の配分と、年金資産を構成する資産の現在の収益率を考慮しております。

g 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	0.287%
長期期待運用収益率	0.677%

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、22 百万円となっております。

また、存続組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、235 百万円となっております。

10. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	940 百万円
貸出金償却超過額	212 百万円
退職給付引当金超過額	371 百万円
相互援助積立金	1,825 百万円
支払奨励金未払費用	645 百万円
その他	449 百万円
繰延税金資産小計	4,445 百万円
評価性引当金	△ 3,122 百万円
繰延税金資産合計 (A)	1,322 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 8,620 百万円
その他	△ 3 百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 8,623 百万円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△ 7,300 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久差異	0.06%
受取配当金益金不算入等	△ 2.82%
事業分量配当金等	△ 9.70%
評価性引当額	△ 1.88%
その他	△ 0.21%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.11%

● 会計監査人の監査

令和2年度及び令和3年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

貯金

科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種類	令和2年度		令和3年度		増減		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
流動性貯金	当座貯金	23,209	0.8	22,742	0.8	△467	0.0
	普通貯金	30,638	1.1	31,615	1.1	976	0.0
	貯蓄貯金	104	0.0	109	0.0	4	0.0
	通知貯金	17,236	0.6	13,455	0.5	△3,780	△0.1
	別段貯金	1,440	0.1	1,431	0.0	△8	△0.1
計	72,628	2.6	69,353	2.4	△3,275	△0.2	
定期性貯金	定期貯金	2,728,430	97.3	2,817,360	97.3	88,929	0.0
	うち積立定期貯金	433	0.0	357	0.0	△76	0.0
	うち定期貯金	2,727,996	97.3	2,817,003	97.3	89,006	0.0
	定期積金	470	0.0	484	0.0	13	0.0
計	2,728,901	97.3	2,817,844	97.3	88,943	0.0	
譲渡性貯金	3,061	0.1	8,347	0.3	5,286	0.2	
合計	2,804,591	100.0	2,895,545	100.0	90,953	0.0	

定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種類	令和3年3月末		令和4年3月末		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
固定金利定期貯金	2,708,903	100.0	2,765,737	100.0	56,833	0.0
変動金利定期貯金	4	0.0	4	0.0	0	0.0
定期貯金計	2,708,908	100.0	2,765,742	100.0	56,833	0.0

(注) 定期貯金残高には、積立定期貯金は含まれていません。

貸出金

科目別・貸出先別貸出金平均残高

(単位:百万円、%)

種類	令和2年度		令和3年度		増減		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
手形貸付金	5,152	1.4	5,392	1.5	240	0.1	
証書貸付金	268,469	74.4	263,156	74.7	△5,313	0.3	
当座貸越	28,413	7.9	27,553	7.8	△860	△0.1	
金融機関貸付金	58,036	16.1	55,515	15.8	△2,521	△0.3	
割引手形	612	0.2	503	0.1	△109	△0.1	
合計	360,684	100.0	352,120	100.0	△8,564	0.0	
会	総合農協	5,664	1.6	4,786	1.4	△878	△0.2
	その他農協・連合会	7,504	2.1	7,039	2.0	△465	△0.1
	会員の組合員	6,209	1.7	6,349	1.8	140	0.1
	准会員	2,454	0.7	2,386	0.7	△68	0.0
	会員みなし	55	0.0	129	0.0	74	0.0
計	21,888	6.1	20,691	5.9	△1,197	△0.2	
員	地方公共団体	66,860	18.5	57,045	16.2	△9,815	△2.3
	金融機関	58,036	16.1	55,515	15.8	△2,521	△0.3
	その他	213,898	59.3	218,868	62.2	4,970	2.9
計	338,795	93.9	331,429	94.1	△7,366	0.2	

(注) 「会員みなし」とは、地方公共団体以外の営利を目的としない法人に対し貯金又は定期積金を担保として貸付した者等をいいます。

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種類	令和3年3月末		令和4年3月末		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
固定金利貸出	213,690	59.7	214,688	60.2	998	0.5
変動金利貸出	144,058	40.3	141,905	39.8	△2,153	△0.5
合計	357,748	100.0	356,593	100.0	△1,155	0.0

(注) 手形貸付、割引手形等の短期資金については、変動金利貸出に含めています。

●貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和3年3月末		令和4年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
貯 金 等	335	0.1	362	0.1	27	0.0
有 価 証 券	180	0.1	202	0.1	22	0.0
動 産	50	0.0	20	0.0	△ 30	0.0
不 動 産	12,352	3.5	11,506	3.2	△ 846	△ 0.3
そ の 他 の 担 保	0	0.0	20	0.0	20	0.0
計	12,917	3.6	12,110	3.4	△ 807	△ 0.2
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	868	0.2	923	0.3	55	0.1
そ の 他 の 保 証	5,135	1.4	4,427	1.2	△ 708	△ 0.2
計	6,004	1.7	5,350	1.5	△ 654	△ 0.2
信 用	338,826	94.7	339,132	95.1	306	0.4
合 計	357,748	100.0	356,593	100.0	△ 1,155	0.0

●債務保証の担保別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和3年3月末		令和4年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
貯 金 等	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—	—	—
不 動 産	15	0.8	18	1.1	3	0.3
そ の 他 の 担 保	60	3.3	50	2.8	△ 10	△ 0.5
計	76	4.1	68	3.9	△ 8	△ 0.2
信 用	1,795	95.9	1,704	96.1	△ 91	0.2
合 計	1,872	100.0	1,773	100.0	△ 99	0.0

●貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和3年3月末		令和4年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
設 備 資 金	31,445	8.8	26,361	7.4	△ 5,084	△ 1.4
運 転 資 金	326,303	91.2	330,232	92.6	3,929	1.4
合 計	357,748	100.0	356,593	100.0	△ 1,155	0.0

●貸出金業種別残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和3年3月末		令和4年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
農 業	2,897	0.8	1,961	0.5	△ 936	△ 0.3
林 業	7	0.0	4	0.0	△ 3	0.0
水 産 業	—	—	—	—	—	—
製 造 業	51,535	14.4	53,550	15.0	2,015	0.6
鉱 業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	4,815	1.3	5,059	1.4	244	0.1
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	23,201	6.5	23,114	6.5	△ 87	0.0
運 輸 ・ 通 信 業	15,444	4.3	15,440	4.3	△ 4	0.0
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	37,809	10.6	36,165	10.1	△ 1,644	△ 0.5
金 融 ・ 保 険 業	84,771	23.7	85,411	24.0	640	0.3
不 動 産 業	19,150	5.4	19,422	5.4	272	0.0
サ ー ビ ス 業	59,980	16.8	58,793	16.5	△ 1,187	△ 0.3
地 方 公 共 団 体 ・ 公 社 等	57,848	16.2	57,327	16.1	△ 521	△ 0.1
そ の 他	286	0.1	344	0.1	58	0.0
合 計	357,748	100.0	356,593	100.0	△ 1,155	0.0

●主要な農業関係の貸出金残高

1. 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和3年3月末	令和4年3月末	増 減
農 業	3,396	2,502	△ 894
穀 作	519	753	233
野 菜 ・ 園 芸	2,129	1,208	△ 921
果 樹 ・ 樹 園 農 業	107	144	37
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	492	381	△ 110
養 鶏 ・ 養 卵	14	14	△ 0
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	131	—	△ 131
農 業 関 連 団 体 等	16,852	14,549	△ 2,302
合 計	20,249	17,052	△ 3,196

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、「貸出金業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2. 資金種類別

①貸出金

(単位：百万円)

種 類	令和3年3月末	令和4年3月末	増 減
プ ロ パ ー 資 金	19,537	16,103	△ 3,433
農 業 制 度 資 金	711	949	237
農 業 近 代 化 資 金	711	949	237
合 計	20,249	17,052	△ 3,196

(注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、

③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

②受託貸付金

(単位：百万円)

種 類	令和3年3月末	令和4年3月末	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	11,084	10,437	△ 647
合 計	11,084	10,437	△ 647

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和2年度					令和3年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	396	758	—	396	758	758	1,128	—	758	1,128
個別貸倒引当金	3,809	4,868	0	3,809	4,868	4,868	3,824	82	4,785	3,824
合 計	4,205	5,626	0	4,205	5,626	5,626	4,952	82	5,544	4,952

●貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
貸 出 金 償 却 額	0	11

(注) 1. 貸出金償却額は貸倒引当金相殺後の金額を表示しています。

2. 貸出金償却額には、債務保証に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び税務上の損金経理に伴う簿外債権の償却額が含まれています。

●農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円、%)

区 分	令和3年3月末	令和4年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (A)	55	29
危険債権 (B)	6,193	4,526
要管理債権 (C)	511	1,747
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	511	1,747
小計 (D = A + B + C)	6,760	6,303
正常債権 (E)	353,050	352,241
合計 (F = D + E)	359,810	358,545
担保等による保全 (G)	1,361	966
貸倒引当金 (H)	5,064	4,409
引当率 $H / (D - G)$	93.82	82.61
保全率 $(G + H) / D$	95.06	85.27

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題ないものとして、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、及び「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。
7. 引当率=引当額 / (債権額 - 担保等)
保全率= (担保等 + 引当額) / 債権額
8. 担保等による保全額のうち、要管理債権については、要管理先債権に対する根担保を債権毎の残高に応じて按分し割り付けて算出しています。
9. 貸倒引当金については、要管理債権の引当である一般貸倒引当金を含んでいます。

●元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

● 有価証券

● 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度		令和3年度		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	283,419	25.5	206,417	17.9	△ 77,002	△ 7.6
地 方 債	6,039	0.5	207	0.0	△ 5,832	△ 0.5
社 債	62,287	5.6	55,346	4.8	△ 6,941	△ 0.8
株 式	5,308	0.5	4,642	0.4	△ 666	△ 0.1
外 国 証 券	468,012	42.1	574,300	49.8	106,288	7.7
そ の 他 の 証 券	287,425	25.8	312,614	27.1	25,189	1.3
合 計	1,112,493	100.0	1,153,528	100.0	41,035	0.0

● 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

● 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和3年3月末								
国 債	92,084	11,242	23,036	11,341	56,413	77,793	—	271,911
地 方 債	5,390	—	—	—	—	—	—	5,390
社 債	10,975	6,087	3,002	15,066	12,217	11,742	—	59,091
株 式	—	—	—	—	—	—	11,929	11,929
外 国 証 券	3,438	37,952	45,866	139,025	328,824	9,471	—	564,579
その他の証券	1,968	19,842	76,530	13,371	112,406	7,118	79,637	310,875
令和4年3月末								
国 債	9,090	2,021	32,420	30,360	54,326	85,362	—	213,581
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	6,027	997	11,530	11,262	9,626	11,745	—	51,190
株 式	—	—	—	—	—	—	10,858	10,858
外 国 証 券	20,639	44,516	80,965	262,729	220,587	2,216	—	631,653
その他の証券	14,438	34,717	97,066	34,687	85,064	2,078	83,575	351,628

● 外貨建資産残高

(単位：百万円)

項 目	令和3年3月末	令和4年3月末
外 貨 建 資 産	513,976	576,010

●有価証券の時価情報等

1. 有価証券

①売買目的有価証券

該当する取引はありません。

②満期保有目的有価証券

該当する取引はありません。

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年3月末			令和4年3月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	11,389	3,873	7,516	10,370	3,629	6,740
	債 券	316,371	300,411	15,957	192,391	179,921	12,468
	国 債	271,911	256,626	15,284	169,427	157,407	12,019
	地 方 債	5,390	5,353	36	—	—	—
	社 債	39,070	38,432	637	22,964	22,514	449
	そ の 他	611,928	552,881	59,045	479,002	431,952	47,049
	外国証券	426,248	402,540	23,707	257,416	248,009	9,407
	その他の証券	185,681	150,342	35,339	221,587	183,944	37,643
小 計	939,691	857,168	82,522	681,765	615,505	66,260	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	539	740	△ 200	487	740	△ 252
	債 券	20,021	20,232	△ 211	72,379	74,286	△ 1,906
	国 債	—	—	—	44,154	45,554	△ 1,400
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	20,021	20,232	△ 211	28,225	28,732	△ 506
	そ の 他	263,524	273,511	△ 9,985	504,278	537,408	△ 33,130
	外国証券	138,331	144,620	△ 6,288	374,237	400,703	△ 26,466
	その他の証券	125,193	128,891	△ 3,697	130,041	136,705	△ 6,664
小 計	284,086	294,484	△ 10,398	577,146	612,436	△ 35,289	
合 計	1,223,778	1,151,653	72,124	1,258,912	1,227,942	30,970	

2. 金銭の信託

①運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和3年3月末		令和4年3月末	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	15,000	—	7,280	—

②満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和3年3月末					令和4年3月末				
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	53,106	52,718	388	1,090	701	56,748	56,384	364	1,424	1,060

※「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

3. デリバティブ取引等（デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引）

①金利関連取引

該当する取引はありません。

②通貨関連取引

(単位：百万円)

区 分			令和3年3月末			令和4年3月末		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	通貨先物	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ		—	—	—	—	—	—
	為替予約	売 建	391,396	397,617	△ 6,221	462,491	485,853	△ 23,361
		買 建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
買 建		—	—	—	—	—	—	
合 計			391,396	397,617	△ 6,221	462,491	485,853	△ 23,361

③株式関連取引

該当する取引はありません。

④債券関連取引

該当する取引はありません。

● 損益の状況

● 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、千口、人、%)

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	47,576	46,599	48,692	72,026	72,030
経常利益	11,725	10,278	10,881	11,369	12,003
当期剰余金	11,067	9,142	9,514	9,418	10,427
出資金	54,858	59,837	60,662	102,528	103,923
(出資口数)	(10,971)	(11,967)	(12,132)	(20,505)	(20,784)
純資産額	204,131	212,418	201,909	272,604	249,534
総資産額	2,976,724	3,062,042	3,055,897	3,182,016	3,232,440
貯金等残高	2,643,499	2,698,975	2,706,498	2,813,865	2,879,143
預け金残高	1,291,538	1,365,797	1,363,323	1,383,268	1,360,417
貸出金残高	385,191	388,257	363,004	357,748	356,593
有価証券残高	1,108,062	1,090,350	1,115,879	1,223,778	1,258,912
剰余金配当金額	5,247	5,195	5,142	5,070	5,552
普通出資配当額	406	420	433	450	466
後配出資配当額	576	621	459	770	880
事業分量配当額	4,264	4,153	4,248	3,849	4,206
職員数	264	263	254	257	251
単体自己資本比率	19.17	16.18	15.92	17.09	16.99

- (注) 1. 総資産額には、債務保証見返が含まれています。
 2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

● 事業純益

(単位:百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度	増 減
事業純益	5,978	9,506	3,527
実質事業純益	6,340	9,876	3,535
コア事業純益	9,415	11,598	2,183
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	13,640	13,913	272

- (注) 1. 事業純益=事業収益-(事業費用-金銭の信託運用見合費用)
 2. 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額
 3. コア事業純益=実質事業純益-国債等債券関係損益
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

● 利益総括表

(単位:百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	増 減
資金運用収支	14,530	15,037	507
資金運用収益	28,968	29,418	449
資金調達費用	14,438	14,380	△57
役務取引等収支	△102	△179	△77
役務取引等収益	198	195	△3
役務取引等費用	301	375	73
その他事業収支	△3,214	△320	2,894
その他事業収益	35,032	39,572	4,539
その他事業費用	38,247	39,893	1,645
事業粗利益	11,212	14,537	3,324
事業粗利益率	0.39	0.49	0.10

- (注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用)
 2. 本表記載の「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用を控除して記載しています。
 3. 金銭の信託運用見合費用=金銭の信託平均残高×資金調達定期利回り
 資金調達定期利回り=資金調達費用(貯金利息+譲渡性貯金利息+売現先利息+債券貸借取引支払利息+借入金利息+金利スワップ支払利息+その他支払利息(支雑利息等))/資金調達定期平均残高(貯金+譲渡性貯金+売現先勘定+債券貸借取引受入担保金+借入金+その他(貸付留保金、従業員預り金等))×100
 4. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用
 5. その他事業収支=その他事業収益-その他事業費用
 6. 事業粗利益=資金運用収支+役務取引等収支+その他事業収支
 7. 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定(貸出金+有価証券+コールローン+買現先勘定+債券貸借取引支払保証金+買入手形+買入金銭債権+預け金+その他(従業員貸付金等))平均残高×100

● 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度			令和3年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	2,873,945	28,968	1.01	2,954,096	29,418	1.00
うち 預 け 金	1,400,673	8,847	0.63	1,448,362	9,159	0.63
うち 有 価 証 券	1,112,493	17,096	1.54	1,153,528	17,420	1.51
うち 貸 出 金	360,684	3,023	0.84	352,120	2,831	0.80
資 金 調 達 勘 定	2,807,238	14,438	0.51	2,867,450	14,380	0.50
うち 貯 金	2,801,530	14,715	0.53	2,887,198	14,762	0.51
うち 譲 渡 性 貯 金	3,061	0	0.01	8,347	0	0.00
うち 借 用 金	74,816	91	0.12	48,266	0	0.00
総 資 金 利 ざ や			0.32			0.34

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率

資金調達原価率＝(資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息(支払雑利息等))＋経費－金銭の信託運用見合費用)／(貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等)－金銭の信託運用見合額)×100

2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
3. 資金調達勘定の「うち貯金」の利息には、支払奨励金が含まれています。
4. 資金調達勘定の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

● 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和2年度増減額	令和3年度増減額
受 取 利 息	△ 2,847	449
うち 預 け 金	△ 769	312
うち 有 価 証 券	△ 1,835	324
うち 貸 出 金	△ 241	△ 192
支 払 利 息	△ 307	△ 57
うち 貯 金	△ 21	47
うち 譲 渡 性 貯 金	△ 1	0
うち 借 用 金	△ 273	△ 91
差 引	△ 2,539	507

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
3. 支払利息の「うち貯金」には、支払奨励金が含まれています。
4. 支払利息の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

● 経費の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
人 件 費	1,928	1,929
給料手当等	1,589	1,611
福利厚生費	276	298
退職給付費用	47	4
役員退職慰労金	0	0
役員退職慰労引当金繰入額	14	14
物 件 費	2,793	2,594
事業推進費	1,455	1,301
債権管理費	11	11
旅費交通費	9	13
業務費	611	588
負担金	261	240
施設費	439	435
雑費	4	3
税 金	149	137
経 費 合 計	4,871	4,661

(注) 給与手当等には、役員報酬、賞与引当金繰入額が含まれています。

● 役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日または四半期毎（6・9・12・3月）に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会承認後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

項 目	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	73	14

(注1) 対象役員は、経営管理委員13名、理事4名、監事4名です。

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬等審議会（構成：当会の会員JA組合長から選出された委員4人を含む）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって支給額を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等（注1）」の範囲は、当会の非常勤役員、当会の職員及び当会の主要な連結子法人等（注2）の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同額（注3）以上の報酬等を受ける者（注4）のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はおりません。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2) 「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

(注3) 「同額」は、令和3年度に当会の常勤役員に支払った報酬等の平均額としております。

(注4) 令和3年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はおりません。

3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありませぬ。

● その他の諸指標

● 利益率、経営諸指標

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度	令和3年度	増 減
貯 貸 率 (期 末)	12.7	12.4	△ 0.3
(期 中 平 均)	12.9	12.2	△ 0.7
貯 証 率 (期 末)	43.5	43.7	0.2
(期 中 平 均)	39.7	39.8	0.1
一従業員当り貯金平均残高	10,504	11,009	505
一従業員当り貸出金平均残高	1,350	1,338	△ 12
総資産経常利益率	0.37	0.38	0.01
総資産当期純利益率	0.30	0.33	0.02
純資産経常利益率	5.72	5.52	△ 0.19
純資産当期純利益率	4.74	4.80	0.06

- (注) 1. 貯金には、譲渡性が含まれています。
 2. 貸出金には、コールローンが含まれています。
 3. 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 5. 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 6. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 7. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 8. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 9. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 10. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

● 出資金の推移

(単位：百万円、千口)

区 分	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末
出 資 金	54,858	59,837	60,662	102,528	103,923
(うち後配出資金)	(40,825)	(45,380)	(46,206)	(87,312)	(88,280)
(出資口数)	(10,971)	(11,967)	(12,132)	(20,505)	(20,784)
回 転 出 資 金	4,229	—	—	—	—
合 計	59,088	59,837	60,662	102,528	103,923

● 代理業務

● 代理貸付残高

(単位：百万円)

金融機関等	令和3年3月末	令和4年3月末
株式会社 日本政策金融公庫 (農林水産事業)	11,084	10,437
株式会社 日本政策金融公庫 (国民生活事業)	82	63
独立行政法人 住宅金融支援機構	13,119	11,888
独立行政法人 福祉医療機構	460	397
合 計	24,747	22,786

● 自動機

● 現金自動機器設置台数

(令和4年3月31日現在)

区 分	台 数
信 連 設 置 A T M	6
農 協 設 置 A T M	423

ATM……現金自動預入・支払機

● 自己資本の充実の状況

● 自己資本の充実の状況（単体）

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。自己資本造成計画の実行により、令和4年3月末における自己資本比率は、16.99%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は「自己資本造成計画」に基づき、会員からの普通出資金、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項目	内容
発行主体	長野県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	156億円(前年度152億円)

後配出資金

項目	内容
発行主体	長野県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	882億円(前年度873億円)

◇自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当会は、まず規制対応及び事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。

具体的には、「規制資本管理要綱」、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、信用リスク・アセット額については標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額については基礎的手法を採用して、自己資本比率を算出し、モニタリングを実施するほか、所要自己資本額の充実度を評価するため、年2回ストレス・テストを行っています。自己資本比率が一定の水準を下回るもしくは下回る可能性が高い等の場合は、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し、対応する体制を構築しています。

当会の経営においても、健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことは最重要課題であると認識しています。当会におけるリスク管理とは、「経営戦略や業務方針の達成に対する不確実性の要因、すなわちリスクを当会として許容できるレベルまで調整し、そのために必要な施策を行うこと」であり、そうした取り組みによって「当会経営の安定性を確保し、期待される役割発揮が可能な状態を維持すること」を目的としています。

このような考え方を踏まえ、具体的な取り組みとして、財務上の諸リスクを中心に影響度が大きく計量可能なリスクに加え、定性的な管理が中心となるその他のリスクを一定の前提のもとで計数化して、統合的なリスクの把握と管理を行っています。この統合的なリスク管理において、総体的に捉えたリスクを自己資本をベースとする経営体力と比較・対照することによって、自己資本の充実度の評価を行っています。

(1) 単体自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	経過措置による不算入額	令和3年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	215,965		222,335	
うち、出資金及び資本準備金の額	102,528		103,923	
うち、再評価積立金の額	31		31	
うち、利益剰余金の額	117,507		122,864	
うち、外部流出予定額(△)	4,102		4,485	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,260		7,730	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	7,260		7,730	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	223,226		230,065	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	125		133	
うち、のれんに係るものの額	—		—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	125		133	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—		—	
適格引当金不足額	—		—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—		—	
前払年金費用の額	—		—	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—		—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—		—	
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—		—	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	125		133	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	223,100		229,931	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,279,851		1,321,746	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 17,186		△ 6,169	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 17,186		△ 6,169	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	25,101		31,439	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,304,953		1,353,186	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	17.09%		16.99%	

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

項目	令和2年度			令和3年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	3,466	—	—	3,409	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	257,143	—	—	203,408	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	148,663	—	—	182,356	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	67,300	—	—	61,833	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	19,774	3,954	158	21,740	4,348	173
国際開発銀行向け	4,233	—	—	4,579	—	—
地方公共団体金融機構向け	3,186	637	25	3,515	703	28
我が国の政府関係機関向け	7,165	781	31	6,198	688	27
地方三公社向け	3	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,713,066	341,539	13,661	1,750,174	349,353	13,974
法人等向け	415,332	230,468	9,218	446,501	246,466	9,858
中小企業等向け及び個人向け	2,396	1,498	59	2,024	1,275	51
抵当権付住宅ローン	267	93	3	219	76	3
不動産取得等事業向け	587	586	23	518	518	20
三月以上延滞等	44	17	0	19	6	0
取立未済手形	13	2	0	31	6	0
信用保証協会等による保証付	2,243	218	8	2,355	230	9
出資等	7,938	7,938	317	7,623	7,623	304
（うち出資等のエクスポージャー）	7,938	7,938	317	7,623	7,623	304
上記以外	237,174	498,493	19,939	240,682	512,786	20,511
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	28,140	70,351	2,814	20,795	51,988	2,079
（うち農林中央金庫の対象普通出資等に係るエクスポージャー）	167,606	419,016	16,760	167,606	419,016	16,760
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	1,549	3,872	154	1,370	3,426	137
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	39,877	5,253	210	50,909	38,355	1,534
証券化	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	346,333	175,259	7,010	383,693	190,105	7,604
（うちレックスルー方式）	346,333	175,259	7,010	383,693	190,105	7,604
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	17,186	687	—	6,169	246
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	—	1,278,677	51,147	—	1,320,359	52,814
CVAリスク相当額÷8%	—	1,174	46	—	1,387	55
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	—	1,279,851	51,194	—	1,321,746	52,869
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 （基礎的手法）	—	—	—	—	—	—
—	—	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額	所要自己資本額 b=a×4%	—	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額	所要自己資本額 b=a×4%
—	—	a	b=a×4%	—	a	b=a×4%
—	—	25,101	1,004	—	31,439	1,257
所要自己資本額	—	—	—	—	—	—
—	—	リスク・アセット等（分母）計	所要自己資本額	—	リスク・アセット等（分母）計	所要自己資本額
—	—	a	b=a×4%	—	a	b=a×4%
—	—	1,304,953	52,198	—	1,353,186	54,127

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削除手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

2. 信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢としてリスク管理に関する規程類を整備しています。

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。当会では、信用リスクを優良貸出資産形成に当たっての重要なリスクと認識し、信用リスク取引にかかる「信用リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っています。

「信用リスク管理要綱」等は、信用リスク管理部署が策定し、リスク管理委員会等で審議のうえ理事会において決定しています。

与信審査については、フロント・営業セクションから独立した審査所管部を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンの確保を図っています。

また、上記に加え、毎月、当会全体の信用格付別一貸出先・グループ与信、業種別及び運用目的別与信、各種シーリングに関する与信等についてモニタリングを行うとともに、信用リスクポートフォリオのリスク量について計測を行い、自己資本対比での状況把握、管理に努めています。

上記モニタリング状況、リスク量等はリスク管理委員会、理事会において、報告・協議され対応方針を決定しています。

〈貸倒引当金算定方法の概要〉

当会における貸倒引当金等の計上は、「資産の償却・引当細則」に基づき計上しています。

○一般貸倒引当金

自己査定における債務者区分が正常先及び要注意先に対する債権について、過去の貸倒実績率に基づき算出する将来発生が見込まれる予想損失額に相当する額を計上しています。なお、将来の貸倒リスクを反映した必要額に不足すると見込まれる場合には当該必要額を繰り入れています。

○個別貸倒引当金

自己査定における債務者区分が破綻懸念先に対する債権について、貸倒実績率による方法、キャッシュフローを見積もる方法、売却可能額を見積もる方法のいずれかの方法により、個別債務者ごとに今後の一定期間における予想損失額を見積もり、予想損失額に相当する額を計上しています。

自己査定における債務者区分が実質破綻先及び破綻先に対する債権について、自己査定の結果発生したⅢ分類及びⅣ分類の全額を予想損失額として、予想損失額に相当する額（Ⅳ分類で直接償却を行うものを除く。）を計上しています。

※Ⅲ分類資産

最終の回収または価値について重大な懸念が存し、従って、損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産

※Ⅳ分類資産

回収不可能または無価値と判定される資産

◇標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度					令和3年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国 内	2,427,679	448,156	408,971	—	44	2,376,906	472,208	346,521	—	19
国 外	462,321	—	462,321	—	—	560,287	—	560,287	—	—
地域別残高計	2,890,000	448,156	871,292	—	44	2,937,193	472,208	906,808	—	19
法 人	農業	3,335	3,335	—	—	2,390	2,390	—	—	—
	林業	7	7	—	—	4	4	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	80,332	51,694	26,840	—	79,885	53,716	24,528	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	28,556	23,171	4,183	—	29,399	23,680	4,517	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	23,959	23,219	—	—	23,873	23,132	—	—	—
	運輸・通信業	24,731	15,472	8,304	—	23,533	15,443	7,135	—	—
	金融・保険業	2,076,515	172,555	383,830	—	2,139,909	199,131	443,552	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	115,060	98,942	15,081	—	117,113	95,607	20,554	—	14
	日本国政府・地方公共団体	324,444	57,713	266,730	—	265,242	57,226	208,016	—	—
	上記以外	164,804	—	164,106	—	199,201	—	198,503	—	—
個 人	2,011	2,011	—	—	15	1,875	1,875	—	—	5
その他	46,240	31	2,216	—	—	54,764	—	—	—	—
業種別残高計	2,890,000	448,156	871,292	—	44	2,937,193	472,208	906,808	—	19
1年以下	1,624,990	130,944	110,737	—	—	1,557,158	170,213	26,512	—	—
1年超3年以下	137,547	83,472	54,074	—	—	119,985	70,221	49,763	—	—
3年超5年以下	128,621	58,815	69,805	—	—	165,789	57,979	107,809	—	—
5年超7年以下	195,735	37,872	157,863	—	—	268,337	37,781	230,556	—	—
7年超10年以下	463,333	79,730	383,603	—	—	467,697	77,295	390,401	—	—
10年超	127,612	35,621	91,991	—	—	138,264	37,500	100,764	—	—
期限の定めのないもの	212,159	21,699	3,216	—	—	219,961	21,217	1,000	—	—
残存期間別残高計	2,890,000	448,156	871,292	—	—	2,937,193	472,208	906,808	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

区 分	令和2年度					令和3年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	396	758	—	396	758	758	1,128	—	758	1,128
個別貸倒引当金	3,809	4,868	0	3,809	4,868	4,868	3,824	82	4,785	3,824

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

当会では、国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

(単位：百万円)

区 分	令和2年度					令和3年度					
	個別貸倒引当金				貸出金償却	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		
法人	農業	112	130	112	130	—	130	98	130	98	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	88	149	88	149	—	149	192	149	192	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	3	368	3	368	—	368	0	368	0	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	9	23	9	23	—	23	17	23	17	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	3,189	3,929	3,189	3,929	0	3,929	3,291	3,929	3,291	5
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	406	267	406	267	—	267	225	267	225	6	
業種別計	3,809	4,868	3,809	4,868	0	4,868	3,824	4,868	3,824	11	

(注) 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

2. 貸出金償却には、債務保証に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び税務上の損金経理に伴う簿外債権の償却額が含まれています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度			令和3年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	489,154	489,154	—	462,373	462,373
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	8,704	8,704	—	7,817	7,817
	20%	97,951	1,735,918	1,833,869	95,367	1,781,590	1,876,958
	35%	—	267	267	—	219	219
	50%	191,392	44	191,437	220,108	20	220,129
	75%	—	2,162	2,162	—	1,821	1,821
	100%	29,706	148,858	178,565	33,296	148,919	182,215
	150%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	185,838	185,838	—	185,659	185,659
その他	—	—	—	—	—	—	
1250%	—	—	—	—	—	—	
合計	319,051	2,570,949	2,890,000	348,772	2,588,421	2,937,193	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。

なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保付取引について、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項目	令和2年度			令和3年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	74	4,595	—	182	8,852	—
中小企業等向け及び個人向け	63	0	—	60	0	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合計	137	4,595	—	242	8,852	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。当会では、派生商品取引に関しては、リスク資本及び信用供与額の割当方法に関する具体的方針は定めていませんが、余裕金運用規程及び余裕金運用会議で派生商品取引の運用限度額、運用目的、方法等を定める中で総体のリスク量の圧縮を図っています。また、派生商品取引の信用供与額の割当方法については、リスク管理委員会において金融機関別の派生商品取引の与信限度額を定めるとともに、ロスカット基準を定め適切なリスク管理を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払いを行う取引です。当会では、これに該当する取引を想定していないため、リスク管理の方針及び手続きは定めていません。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

項目	令和2年度	令和3年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和2年度

(単位：百万円)

項目	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	364	3,913	—	—	—	3,913
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	364	3,913	—	—	—	3,913
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—
合計	364	3,913	—	—	—	3,913

令和3年度

(単位：百万円)

項目	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	4,624	—	—	—	4,624
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	4,624	—	—	—	4,624
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—
合計	—	4,624	—	—	—	4,624

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において、価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当ありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当ありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会では、「証券化エクスポージャー」を投資対象としており、証券化エクスポージャーの取得に当たって発生する信用リスクに関しては、余裕金運用規程・細則等で定める一般法人の発行する債券の取得と同様な考え方を基本としています。また、リスク管理の方針及び手続きについても同様です。

なお、現時点で当会として「再証券化エクスポージャー」は保有していませんが、取得に当たっては「証券化エクスポージャー」に準じて取り扱います。

◇体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーの包括的なリスク特性、その裏付け資産に関する包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報、証券化取引についての構造上の特性等を把握するため、定期的にモニタリングを実施しています。

◇信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当ありません。

◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

◇当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引

該当ありません。

◇当会が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等及び関連法人等

該当ありません。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

◇内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(注) オリジネーターとは、証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	令和2年度		令和3年度	
	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オンバランス	クレジットカード与信	—	—	—
	住 宅 ロ ー ン	—	—	—
	自 動 車 ロ ー ン	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	合 計	—	—	—
オフバランス	クレジットカード与信	—	—	—
	住 宅 ロ ー ン	—	—	—
	自 動 車 ロ ー ン	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	合 計	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

b リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

令和2年度

(単位：百万円)

項目	証券化エクスポージャー			項目	再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	0%～ 15%未満	—	—	オンバランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	—	—		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
合計	—	—	合計	—	—		
オフバランス	0%～ 15%未満	—	—	オフバランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	—	—		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
合計	—	—	合計	—	—		

令和3年度

(単位：百万円)

項目	証券化エクスポージャー			項目	再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	0%～ 15%未満	—	—	オンバランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	—	—		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
合計	—	—	合計	—	—		
オフバランス	0%～ 15%未満	—	—	オフバランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	—	—		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
合計	—	—	合計	—	—		

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

c 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他	—	—
合計	—	—

(注) 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定に基づき、証券化取引のデュー・ディリジェンス等の要件を満たさなかったもの、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したものおよび信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。

d 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

再証券化エクスポージャーの保有はありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、当社が業務を遂行する際に発生するリスクのうち、市場、信用、流動性リスクを除いたその他リスクをいいます。当社では、管理すべきオペレーショナル・リスクを「リスク管理基本方針」及び「オペレーショナル・リスク管理要綱」に定めるとともに、リスク管理にあたっては個々のリスクについて発生可能性を極小化することを目的に、各種管理要綱等を制定し適切なリスク管理に努めています。

○オペレーショナル・リスクの総合的な管理

当社では、オペレーショナル・リスクを管理統括する統括部署を設置し、各部署のリスク管理状況について総合的に把握し、部署間調整及び改善指示等を行っています。また、経営層によって構成されるリスク管理委員会を毎月開催し、各部署の管理状況を定期的に報告するほか、重大な事案については改善方策を含め理事会に報告する態勢を整備しています。

○事務リスク管理

事務リスク管理にあたっては、多種多様な事象・項目を管理する必要性に留意し、発生頻度と影響度合いを踏まえつつ、発生する可能性を極小化するため「事務リスク管理要綱」等を定め適切な管理を行っています。

○システムリスク管理

情報資産を適切に保護するための基本方針として「セキュリティ基本方針」を定めるとともに、「システムリスク管理要綱」等を整備し、システムリスク管理体制の強化に努めています。また、システム等が不慮の災害や事故・犯罪、障害等により重大な損害を被り業務の遂行が果たせなくなった場合に、各種業務の中断の範囲と期間を極小化し、迅速かつ効率的に必要な業務の復旧を行うための「コンティンジェンシープラン」を定め適切な管理を行っています。

○その他のオペレーショナル・リスク管理

事務リスク、システムリスク以外の法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、情報漏えい等リスク、系統組織の経営リスクについては、各種管理要綱等に基づき適切な管理を行っています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

○当社では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

○基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定の株式・投資証券及び外部出資勘定の株式・出資として計上されているものです。

子会社株式及び関連会社株式等の取得による時価のない株式または外部出資の管理方針等は、子会社管理規程または個別審査により適切に取得するとともに、資産自己査定実施細則等に基づき適切なリスク管理を行っています。

その他有価証券として区分される時価のある株式・投資証券についての管理方針等は、市場リスク管理の枠組みの中で適切なリスク管理を行っています。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	11,929	11,929	10,858	10,858
非上場	138,029	138,029	137,982	137,982
合計	149,958	149,958	148,840	148,840

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和2年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
588	18	—	118	3	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資等の評価損益)

(単位：百万円)

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
7,516	200	6,740	252

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	175,259	190,105
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産・負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより、利益が低下ないし損害を被るリスクのことです。

当会では、「金利リスク」については金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により資産・負債の価値が変動して損失を被るリスクである「市場リスク管理」の中で、適切な管理を行っています。

当会のリスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

○リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲

当会では、金利リスクを含む「市場リスク」を重要なリスクの一つであり極めて重要な収入源であると認識し、適切な管理体制のもとで一体的に管理をしています。

市場リスク管理においては、「市場リスク管理要綱」を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差損限度額の基準を設定し日次管理を行うとともに、VaR法等によりリスク量を計測し、自己資本対比でのリスクの把握と管理に努めています。

金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

○リスク管理およびリスクの削減の方針

当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理やストレステストに基づくリスク・ファクターのモニタリング（予兆管理）等を行いリスク削減に努めています。

また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたって、投資方針の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離して行っています。具体的には、余裕金運用方針の決定については、ALM委員会等の協議内容を踏まえ余裕金運用会議、リスク管理委員会および理事会に、管理運営状況については、執行はフロント・セクション、モニタリングはリスク管理部署が担当し、毎月、リスク管理委員会および理事会に報告しています。

○金利リスク計測の頻度

当会は、月次でVaR法による金利、為替、株式、市場統合の各リスク量を計測しています。また、月次で銀行勘定の金利リスク（IRRBB）を計測しています。

○ヘッジ等金利リスクの削減手法

当会は、金利スワップやオプション取引等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化、フラット化、短期金利上昇、短期金利低下の6シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

○流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.843年です。

○流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

○流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

○固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

○複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

○スプレッドに関する前提

キャッシュ・フロー展開において、一定の前提を置いたスプレッドは考慮していません。

○内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

○前年度末の開示からの変動に関する事項

Δ EVE の前年度末からの変動要因は、受益証券の売却および金利上昇等によるものです。

○計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ Δ EVE および Δ NII 以外の金利リスクに関する事項

○金利ショックについて

当会では、リスク資本配賦管理として、市場性資産に加え、貸出金や預け金、貯金等の資産・負債の金利リスク量の算出を、分散共分散法による VaR 法（観測期間 1,000 日、信頼区間 99%、保有期間 60 日）により、金利とあわせ為替、株式、市場統合の各リスク量を毎月計測・評価し、リスク管理委員会等で市場変動に伴う損失発生可能性額の把握に努めています。

○金利リスク計測の前提およびその意味

農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE および Δ NII と大きく異なる点はありません。

◇金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	79,325	90,764	7,589	6,571
2	下方パラレルシフト	0	0	1,588	151
3	スティープ化	39,309	44,674		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	16,550	17,289		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	79,325	90,764	7,589	6,571
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	229,931		223,100	

(補足説明)

「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

「 Δ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

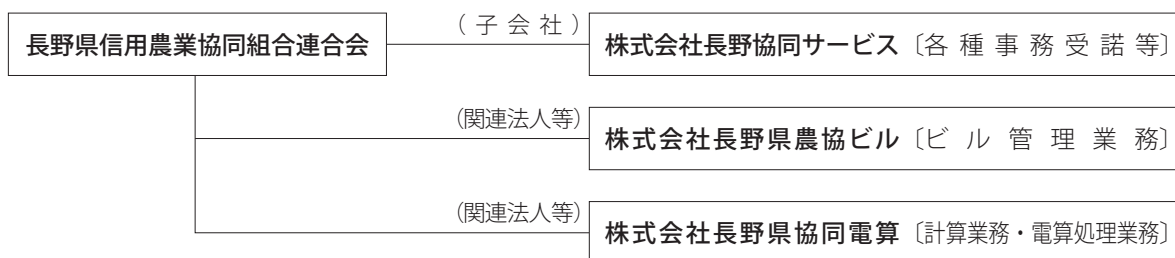
「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

● 連結情報

● グループの概況



● 子会社等の状況

会社名	株式会社長野協同サービス	株式会社長野県農協ビル	株式会社長野県協同電算
主たる営業所又は事業所の所在地	長野市大字南長野 北石堂町1198-15	長野市大字南長野 北石堂町1177-3	長野市中御所 1-25-1
設立年月日	平成3年7月1日	昭和59年10月31日	昭和49年10月1日
資本金又は出資金	30百万円	100百万円	2,332百万円
事業の内容	各種事務受託、労働者派遣業務	J Aビルにかかる不動産の所有、管理、賃貸業務他	電子計算機等による計算受託業務他
当会の議決権比率	100.00%	29.60%	19.98%
当会及び他の子会社等の議決権比率	100.00%	29.60%	19.98%

● 事業の概況

株式会社 長野協同サービス

当社は、当会の業務効率化のために設立された当会100%出資の子会社であり、当会事務の請負および労働者派遣を中心に事業展開を行っております。

令和3年度の請負業務は、長野県J Aバンクアカデミー事務局業務、事務集中センター業務、文書類等の集配・保管管理、当会所有の建物車両管理等を主な業務として取り組んだ結果、事業別売上高は前年比4.7%の減収となりました。

また、労働者派遣業務は、長野県J Aバンクの事務効率化に寄与するため、当会およびJ A等へ職員を派遣しておりますが、事業別売上高は前年比5.0%の減収となりました。売上高全体では前年比4.8%減少の1億7,228万円となりました。

一方、営業費用は、長野県J Aバンクアカデミー事務局業務にかかる研修業務費等が減少したことにより、前年比1.5%の減少となりました。

この結果、経常利益は1,376万円、当期純利益は897万円を計上しました。

株式会社 長野県農協ビル

当社は、当会および他連合会等と共有しているJ A長野県ビルの運営・管理業務を行っている関連法人であります。

営業収益は、受託管理料・貸室料の単価改定を行わなかったことから前年同水準となりました。

また、会議室・駐車場等の受入使用料は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けているものの、既往顧客への継続利用に向けた積極的な営業活動を行った結果、全体では前年比2.2%の増収となりました。

一方、営業費用は、世界的な原油価格の高騰の影響から水道光熱費等の施設費が増加し、全体では前年比1.7%の増加となりました。

この結果、経常利益は4,165万円、当期純利益は3,398万円を計上しました。

株式会社 長野県協同電算

当社は、当会、県下JA、他連合会および関連企業等の電算業務受託、ソフトウェアの開発・販売、自営通信ネットワークの運営・管理、インターネット・イントラネットの運営・管理等の事業を行っている関連法人であります。

令和3年度は、第10次経営計画の最終年度にあたり、JA長野県グループの総合情報センターとして、関係機関と連携し、基本目標の達成に向けた重点実施事項について鋭意遂行してまいりました。

売上高は、計算事務受託料が前年比0.6%の増収、JANIS事業収入が前年比1.2%の減収となり、全体では前年比0.2%の増収となりました。

一方、外注委託費用の減少等により売上原価は減少しました。

この結果、経常利益は3億3万円、当期純利益は1億8,240万円を計上しました。

●最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
連結経常収益	47,654	46,661	48,735	72,056	72,079
連結経常利益	11,812	10,349	10,933	11,412	12,058
連結当期剰余金	11,146	9,205	9,559	9,453	10,478
連結純資産額	205,703	214,049	203,584	274,314	251,295
連結総資産額	2,978,155	3,063,517	3,057,403	3,183,544	3,204,951
連結自己資本比率	19.29	16.30	16.04	17.18	17.10

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年度金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

●連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和2年度 (令和3年3月31日現在)	令和3年度 (令和4年3月31日現在)	科 目	令和2年度 (令和3年3月31日現在)	令和3年度 (令和4年3月31日現在)
■資産の部			■負債の部		
現金	3,466	3,409	貯 金	2,804,108	2,870,068
預 け 金	1,383,268	1,360,417	譲 渡 性 貯 金	9,563	8,875
金 銭 の 信 託	68,106	64,028	借 用 金	56,000	28,500
有 価 証 券	1,223,778	1,258,912	代 理 業 務 勘 定	1	1
貸 出 金	357,748	356,593	そ の 他 負 債	10,907	28,833
そ の 他 資 産	9,334	23,233	諸 引 当 金	6,869	6,959
有 形 固 定 資 産	1,869	1,798	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,431	1,343
建 物	838	788	繰 延 税 金 負 債	18,475	7,300
土 地	848	848	債 務 保 証	1,872	1,773
その他の有形固定資産	182	161	負 債 の 部 合 計	2,909,229	2,953,655
無 形 固 定 資 産	174	185	■純資産の部		
ソフトウェア	164	175	出 資 金	102,528	103,923
その他の無形固定資産	9	9	資 本 剰 余 金	31	31
外 部 出 資	139,552	139,551	利 益 剰 余 金	119,218	124,626
債 務 保 証 見 返	1,872	1,773	会 員 資 本 合 計	221,778	228,581
貸 倒 引 当 金	△ 5,626	△ 4,952	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	52,536	22,714
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	52,536	22,714
			純 資 産 の 部 合 計	274,314	251,295
資 産 の 部 合 計	3,183,544	3,204,951	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,183,544	3,204,951

●連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)	令和3年度 (自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)
経常収益	72,056	72,079
資金運用収益	28,968	29,418
貸出金利	3,023	2,831
預け金利	103	34
有価証券利息配当金	17,096	17,420
その他受入利息	8,745	9,131
(うち受取奨励金)	(8,371)	(7,907)
(うち受取特別配当金)	(373)	(1,217)
役務取引等収益	211	206
その他事業収益	35,028	39,568
その他経常収益	7,848	2,886
経常費用	60,644	60,020
資金調達費用	14,820	14,776
貯金利息	292	171
譲渡性貯金利息	0	0
借入金利	91	—
その他支払利息	14,436	14,603
(うち支払奨励金)	(14,423)	(14,590)
役務取引等費用	301	375
その他事業費用	38,247	39,893
その他経常費用	4,859	4,654
(うち貸倒引当金繰入額)	2,414	321
(うち貸倒引当金繰入額)	(1,421)	(—)
経常利益	11,412	12,058
特別損失	4	2
固定資産処分損失	0	0
減損	3	2
税引前当期利益	11,408	12,056
法人税、住民税及び事業税	2,063	1,396
法人税等調整額	△109	181
法人税等合計	1,954	1,577
当期剰余金	9,453	10,478

●連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	31	31
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	31	31
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	114,906	119,218
2 利益剰余金増加高	9,453	10,478
当期剰余金	9,453	10,478
3 利益剰余金減少高	5,142	5,070
配当金	5,142	5,070
4 利益剰余金期末残高	119,218	124,626

● 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)	令和3年度 (自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	11,408	12,056
減価償却費	118	122
減損損失	3	2
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,421	△ 674
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△ 53	△ 88
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	79	90
資金運用収益	△ 28,968	△ 29,418
資金調達費用	14,820	14,776
有価証券関係損益 (△は益)	△ 1,753	2,152
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△ 2,138	△ 1,673
外部出資関係損益 (△は益)	1	△ 2
為替差損益 (△は益)	△ 29,977	△ 35,261
固定資産処分損益 (△は益)	0	0
貸出金の純増 (△) 減	5,255	1,155
預け金の純増 (△) 減	△ 25,000	△ 4,000
貯金の純増減 (△)	107,353	65,271
借入金の純増減 (△)	△ 13,500	△ 27,500
資金運用による収入	28,649	29,148
資金調達による支出	△ 14,967	△ 14,788
事業分量配当金の支払額	△ 4,248	△ 3,849
その他	6,561	18,660
小 計	55,066	26,178
法人税等の支払額	△ 1,800	△ 1,625
事業活動によるキャッシュ・フロー	53,265	24,552
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 432,324	△ 558,003
有価証券の売却による収入	341,806	461,980
有価証券の償還による収入	42,733	38,723
金銭の信託の増加による支出	△ 20,389	△ 18,811
金銭の信託の減少による収入	14,216	24,538
固定資産の取得による支出	△ 202	△ 64
外部出資による支出	△ 31	△ 57
外部出資による収入	21	60
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 54,169	△ 51,634
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	△ 45,000	—
出資の増額による収入	41,866	1,395
出資配当金の支払額	△ 893	△ 1,221
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,027	173
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額	△ 4,931	△ 26,907
6 現金及び現金同等物の期首残高	96,626	91,695
7 現金及び現金同等物の期末残高	91,695	64,787

●令和2年度 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項
連結される子会社 1社
(株)長野協同サービス
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連法人等 2社
(株)長野県農協ビル
(株)長野県協同電算
- (3) 連結される子会社の事業年度に関する事項
連結される子会社の決算日は3月末日であります。
- (4) のれんの償却方法及び償却期間
(株)長野協同サービスに係るのれんは発生年度以降5年間で均等償却し、平成14年度で終了しております。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しております。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」の中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

2. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
 - ・売買目的有価証券・・・時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・その他有価証券
時価のあるもの・・・原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの
・・・原価法(売却原価は移動平均法により算定)なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当連結会計年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～60年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当細則」に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を立上不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,500百万円であります。
 - ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
 - ③ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金については、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金内規」に基づき、当連結会計年度末要支給見積額を計上しております。
 - ④ 相互援助積立金
相互援助積立金は、「長野県」Aバンク支援制度要領に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。
 - ⑤ 特例業務負担金引当金
特例業務負担金引当金については、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当連結会計年度における将来負担見込額を計上しております。
- (9) 退職給付にかかる会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用又は収益処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：その発生年度において全額費用又は収益処理
- (10) ヘッジ会計の方法
外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該先物為替予約についてはヘッジ会計の要件を満たしていることから、時価ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。
- (11) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

3. 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 貸倒引当金
 - ① 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額
貸倒引当金 5,626百万円
 - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「2. 重要な会計方針に関する事項」「(8) 引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。
 - b 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各

債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

c 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

① 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

「7. 金融商品に関する事項」(2) 金融商品の時価等に関する事項に記載しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「7. 金融商品に関する事項」(2) 金融商品の時価等に関する事項「②金融商品の時価の算定方法」に記載しております。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

c 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4. 表示方法の変更に関する事項

(1) 農業協同組合法施行規則第126条の3の2の改正により、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を適用し、当連結会計年度より貸倒引当金及び金融商品の時価に関する見積りに係る情報を「3. 会計上の見積りに関する事項」に記載しています。

5. 連結貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、2,977百万円であります。

(2) リース契約により使用している重要な固定資産としては、端末機・車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	7百万円	13百万円	20百万円
オペレーティング・リース	13百万円	51百万円	64百万円

(3) 連結貸借対照表上の債務に対応する担保提供はありません。対応する債務がないものでは、為替決済に係る担保として預け金66,000百万円、先物取引の証拠金等の代用として有価証券2,249百万円、また、県公金収納代理及び指定金融等事務取扱の担保として、現金41百万円、預け金35百万円を差し入れております。

(4) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に95,331百万円含まれております。

(5) 当会の理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、金銭債務の総額

該当ありません。

(6) 貸出金のうち、破綻先債権額はあります。延滞債権額は6,171百万円あります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

(7) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はあります。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

(8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は511百万円あります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

(9) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,683百万円あります。

なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(10) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、583百万円あります。

(11) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、101,575百万円あります。

(12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金38,009百万円が含まれております。

6. 連結損益計算書に関する事項

(1) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しております。相殺した金額は0百万円あります。

(2) 当連結会計年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。

主な用途	種類	場所	減損損失
遊休資産	建物等	小諸市	3百万円

業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングしており、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。

遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額を零としております。

7. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、長野県を事業区域として、県内のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、農業・地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸し付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体、県内に事務所等を有する県外企業などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内外の企業や団体などに対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。金銭の信託は金外信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式及び外貨建ての外国証券等であり、純投資目的(その他目的・運用目的)で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、純投資目的(その他目的)で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている債券先物・オプション取引、株式先物・オプション取引及び先物為替予約取引等があります。このうち、外貨建有価証券については、為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会では、信用リスクを与信に付帯する本源的なリスクと位置づけ、信用リスク取引に係る「信用リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。

「信用リスク管理要綱」等は、信用リスク管理部署が策定し、リスク管理委員会等で審議のうえ理事会において決定しております。

与信審査については、フロント・営業セクションから独立した審査部署を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え、適正なリターンを確保を図っております。

また、有価証券の発行体等の信用リスクに関しては、信用リスク管理部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

上記に加え、毎月、当会全体の信用格付別一貸出先・グループ与信、業種別及び運用目的別与信、各種シーリングに関する与信等についてモニタリングを行うとともに、信用リスクポートフォリオのリスク量について計測を行い、自己資本対比での状況把握、管理に努めるとともに、モニタリング状況・リスク量等はリスク管理委員会・理事会において報告・協議され、対応方針を決定しております。

b) 市場リスクの管理

当会では、金利リスクを含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置づけ、主体的にリスクテイクを行い、リスクコントロールすることにより、効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益確保を目指しております。

このため「市場リスク管理要綱」等を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差損限度額の基準を設定し日々の管理を行うとともに、VaR法やBPV法によりリスク量等を計測し、自己資本対比での状況把握・管理に努めております。

また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたって、投資方針等の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っております。具体的には、余裕金運用方針の決定については、ALMの協議内容を踏まえ余裕金運用会議・リスク管理委員会及び理事会、執行はフロント・セクション、モニタリングは市場リスク管理部署が担当し、市場リスクに係る運営状況等について、毎月、リスク管理委員会及び理事会に報告しております。

なお、為替の変動リスクに関しては、必要に応じて先物為替予約等の措置を講じております。

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法(保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1,000日)により算出しており、令和3年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で42,203百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会では、流動性リスクを金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から、極めて重要なファクターと位置づけ、「流動性リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。

特に、資金繰りリスクについては、県内のJAバンク全体の信用にも影響することを認識し、その管理には万全を期しております。

適切な資金繰りリスク管理は、業務継続及びポートフォリオの安定的な運営を行う上での前提となることから、主体的なリスク管理を行うことにより、資金の調達とポートフォリオの変化に対応する適切なコントロールに努めております。具体的には、関係部署と連携をとり、資金動向、大口資金決済の情報、内外政治経済の動向及び市場流動性リスク等を踏まえつつ、安定的調達による資金繰り管理を行うことなどによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む。)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む。)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,383,268	1,383,284	16
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	15,000	15,000	—
その他の金銭の信託	53,106	53,106	—
有価証券			
その他有価証券	1,223,778	1,223,778	—
貸出金	357,748		
貸倒引当金	△ 5,574		
貸倒引当金控除後	352,174	356,628	4,454
資 産 計	3,027,327	3,031,797	4,470
貯 金	2,813,671	2,813,759	87
借入金	56,000	56,000	—
負 債 計	2,869,671	2,869,759	87
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(6,221)	(6,221)	—
デリバティブ取引計	(6,221)	(6,221)	—

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金9,563百万円を含めております。

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b) 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。

c) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格又は金融機関等から提示された価格によっております。

d) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならないう限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a) 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は通貨関連取引（為替予約）であり、取引金融機関等から提示された価格によっております。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品として外部出資があり、連結貸借対照表計上額 139,552 百万円は、①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,383,268	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券の うち満期があるもの	113,136	51,272	22,602	63,391	81,614	759,178
貸出金	73,707	44,496	46,950	33,226	24,998	134,325
合 計	1,570,112	95,769	69,553	96,618	106,613	893,503

(注) 1. 貸出金のうち、連結貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）8,909 百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金 32,109 百万円については「5年超」に含めております。

2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 44 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	2,801,158	2,508	294	63	71	10
譲渡性貯金	9,563	—	—	—	—	—
借 用 金	27,700	21,800	6,500	—	—	—
合 計	2,838,422	24,308	6,794	63	71	10

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

8. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	国 債	271,911	256,626	15,284
	地 方 債	5,390	5,353	36
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	39,070	38,432	637
	外国証券	426,248	402,540	23,707
	株 式	11,389	3,873	7,516
	受益証券	184,617	149,749	34,868
	投資証券	1,063	592	470
	小 計	939,691	857,168	82,522
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	20,021	20,232	△ 211
	外国証券	138,331	144,620	△ 6,288
	株 式	539	740	△ 200
	受益証券	125,193	128,891	△ 3,697
投資証券	—	—	—	
小 計	284,086	294,484	△ 10,398	
合 計	1,223,778	1,151,653	72,124	

(注) 上記差額合計から繰延税金負債 19,869 百万円を差し引いた金額 52,255 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
債 券	243,251 百万円	1,243 百万円	1,003 百万円
株 式	1,554	588	18
その他	30,835	5,395	3,762
合 計	275,640	7,227	4,784

9. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、次のとおりであります。

① 運用目的の金銭の信託

連結貸借対照表計上額	15,000 百万円
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	— 百万円

② その他の金銭の信託	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	53,106百万円	52,718百万円	388百万円	1,090百万円	△ 701百万円

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金資産107百万円を差し引いた金額280百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

10. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。この制度に加え、退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会に加入し、共済会規約に基づく退職共済制度を採用しております。また、従業員の退職時に際して割増退職金を支払う場合があります。

② 確定給付制度

a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,622百万円
勤務費用	132百万円
利息費用	2百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 81百万円
退職給付の支払額	△ 80百万円
期末における退職給付債務	<u>2,595百万円</u>

b 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,138百万円
期待運用収益	6百万円
事業主からの拠出額	63百万円
退職給付の支払額	△ 43百万円
期末における年金資産	<u>1,164百万円</u>

c 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表で計上された退職給付引当金の調整表

年金資産	△ 1,164百万円
	△ 1,164百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,595百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>1,431百万円</u>
退職給付引当金	<u>1,431百万円</u>

d 退職給付に関連する損益

勤務費用	132百万円
利息費用	2百万円
期待運用収益	△ 6百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 81百万円
確定給付制度にかかる退職給付費用	<u>47百万円</u>

e 年金資産の内訳

年金資産合計に対する年金資産分類ごとの比率	
現金及び預金	100%
合計	<u>100%</u>

f 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在の年金資産の配分と、年金資産を構成する資産の現在の収益率を考慮しております。

g 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）	
割引率	0.179%
長期期待運用収益率	0.527%

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当連結会計年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、22百万円となっております。

また、存続組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、261百万円となっております。

11. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	1,219百万円
貸出金償却超過額	330百万円
退職給付引当金超過額	395百万円
相互援助積立金	1,798百万円
支払奨励金未払費用	641百万円
その他	466百万円
繰延税金資産小計	4,852百万円
評価性引当額	△ 3,347百万円
繰延税金資産合計 (A)	1,505百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 19,976百万円
その他	△ 3百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 19,980百万円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△ 18,475百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等損金不算入項目	0.06%
受取配当金益金不算入等	△ 3.05%
事業分量配当金等	△ 9.33%
評価性引当額の増減	1.09%
その他	0.69%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.12%

令和3年度 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項
連結される子会社 1社
株式会社長野協同サービス
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連法人等 2社
株式会社長野県農協ビル
株式会社長野県協同電算
- (3) 連結される子会社の事業年度に関する事項
連結される子会社の決算日は3月末日であります。
- (4) のれんの償却方法及び償却期間
株式会社長野協同サービスに係るのれんは発生年度以降5年間で均等償却し、平成14年度で終了しております。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」の中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

2. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資決定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
 - ・売買目的有価証券・・・時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他有価証券
時価のあるもの・・・原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等
・・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当連結会計年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～50年
その他	2年～60年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当細則」に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のおお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,104百万円であります。
 - ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
 - ③ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金については、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金内規」に基づき、当連結会計年度末要支給見積額を計上しております。
 - ④ 相互援助積立金
相互援助積立金は、「長野県JAバンク支援制度要領」に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。
 - ⑤ 特例業務負担金引当金
特例業務負担金引当金については、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当連結会計年度における将来負担見込額を計上しております。
- (9) 退職給付にかかる会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用又は収益処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：その発生年度において全額費用又は収益処理
- (10) ヘッジ会計の方法
外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該先物為替予約についてはヘッジ会計の要件を満たしていることから、時価ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。
- (11) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

3. 会計方針の変更に関する事項

- (1) 収益認識に関する会計基準
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。
これによる当連結会計年度の計算書類への影響はありません。
- (2) 時価の算定に関する会計基準
「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。
これによる当連結会計年度の計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 貸倒引当金
- ① 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額
貸倒引当金 4,952百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- a 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「2. 重要な会計方針に関する事項」「(8) 引当金の計上方法」「① 貸倒引当金」に記載しております。
- b 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- c 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 金融商品の時価
- ① 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額
「7. 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- a 算出方法
金融商品の時価の算出方法は、「7. 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」「② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。
- b 主要な仮定
主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。
- c 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、3,061百万円であります。
- (2) リース契約により使用している重要な固定資産としては、端末機・車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。
- | | 1年以内 | 1年超 | 合計 |
|------------------|-------|-------|-------|
| 所有権移転外ファイナンス・リース | 9百万円 | 11百万円 | 21百万円 |
| オペレーティング・リース | 13百万円 | 37百万円 | 51百万円 |
- (3) 連結貸借対照表上の債務に対応する担保提供はありません。対応する債務がないものでは、為替決済に係る担保として預け金66,000百万円、先物取引の証拠金等の代用として有価証券2,222百万円、また、県公金収納代理及び指定金融等事務取扱の担保として、現金41百万円、預け金35百万円を差し入れております。
- (4) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に101,559百万円含まれております。
- (5) 当会の理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、金銭債務の総額
該当ありません。
- (6) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。
- | | |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 29百万円 |
| 危険債権額 | 4,526百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 一百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 1,747百万円 |
| 合計額 | 6,303百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
(表示方法の変更)
- 令和2年12月23日に公布された農協法施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権の区分が一本化され、リスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一の表示となっております。(令和4年3月31日施行)
- (7) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、539百万円です。
- (8) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、106,788百万円です。
- (9) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金38,009百万円が含まれております。

6. 連結損益計算書に関する事項

- (1) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しております。相殺した金額は82百万円です。
- (2) 当連結会計年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。
- | 主な用途 | 種類 | 場所 | 減損損失 |
|------|-----|-----|------|
| 遊休資産 | 建物等 | 小諸市 | 2百万円 |
- 業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングしており、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。
- 遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
- なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額を零としております。

7. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
当会は、長野県を事業区域として、県内のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、農業・地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。
- JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸し付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。
- 当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体、県内に事務所等を有する県外企業などに貸付を行っております。
- また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
当会が保有する金融資産は、主として県内外の企業や団体などに対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。
- 金銭の信託は金外信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式及び外貨建ての外国証券等であり、純投資目的(その他目的・売買目的)で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、純投資目的(その他目的)で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている債券先物・オプション取引、株式先物・オプション取引及び先物為替予約取引等があります。このうち、外貨建有価証券については、為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会では、信用リスクを与信に付帯する本源的なリスクと位置づけ、信用リスク取引に係る「信用リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。

「信用リスク管理要綱」等は、信用リスク管理部署が策定し、リスク管理委員会等で審議のうえ理事会において決定しております。

与信審査については、フロント・営業セクションから独立した審査部署を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え、適正なリターンを確保を図っております。

また、有価証券の発行体等の信用リスクに関しては、信用リスク管理部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

上記に加え、毎月、当会全体の信用格付別一貸出先・グループ与信、業種別及び運用目的別与信、各種シーリングに関する与信等についてモニタリングを行うとともに、信用リスクレポートフォリオのリスク量について計測を行い、自己資本対比での状況把握、管理に努めるとともに、モニタリング状況・リスク量等はリスク管理委員会・理事会において報告・協議され、対応方針を決定しております。

b 市場リスクの管理

当会では、金利リスクを含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行い、リスクコントロールすることにより、効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益確保を目指しております。

このため「市場リスク管理要綱」等を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差損限度額の基準を設定し日々の管理を行うとともに、VaR法やBPV法によりリスク量を計測し、自己資本対比での状況把握・管理に努めております。

また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたって、投資方針等の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っております。具体的には、余裕金運用方針の決定については、ALMの協議内容を踏まえ余裕金運用会議・リスク管理委員会及び理事会、執行はフロント・セクション、モニタリングは市場リスク管理部署が担当し、市場リスクに係る運営状況等について、毎月、リスク管理委員会及び理事会に報告しております。

なお、為替の変動リスクに関しては、必要に応じて先物為替予約等の措置を講じております。

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1,000日）により算出しており、令和4年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で54,288百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会では、流動性リスクを金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から、極めて重要なファクターと位置づけ、「流動性リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。

特に、資金繰りリスクについては、県内のJAバンク全体の信用にも影響することを認識し、その管理には万全を期しております。

適切な資金繰りリスク管理は、業務継続及びポートフォリオの安定的な運営を行う上での前提となることから、主体的なリスク管理を行うことにより、資金の調達とポートフォリオの変化に対応する適切なコントロールに努めております。具体的には、関係部署と連携をとり、資金動向、大口資金決済の情報、内外政治経済の動向及び市場流動性リスク等を踏まえつつ、安定的調達による資金繰り管理を行うことなどによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、取引金融機関等の第三者から入手した評価価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,360,417	1,360,428	11
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	7,280	7,280	—
その他の金銭の信託	56,748	56,748	—
有価証券			
その他有価証券	1,258,912	1,258,912	—
貸出金	356,593		
貸倒引当金	△ 4,904		
貸倒引当金控除後	351,689	354,725	3,036
資 産 計	3,035,047	3,038,095	3,047
貯金	2,878,943	2,879,023	80
借入金	28,500	28,498	△ 1
負 債 計	2,907,443	2,907,521	78
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(23,361)	(23,361)	—
デリバティブ取引計	(23,361)	(23,361)	—

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2. 貯金には、連結貸借対照表上の譲渡性貯金8,875百万円を含めております。

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

有価証券のうち、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては、観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、デフォルト率等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第26項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。
また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。
固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては、観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

- ③ 市場価格のない株式等として外部出資があり、連結貸借対照表計上額139,551百万円は、①の金融商品の時価情報には含まれておりません。
(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象としていません。
- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,360,417	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券の うち満期があるもの	50,106	25,077	57,104	70,079	150,512	820,903
貸出金	85,370	47,049	35,648	27,456	27,560	133,489
合 計	1,495,894	72,126	92,752	97,535	178,072	954,393

(注) 1. 貸出金のうち、連結貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）7,971百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金32,109百万円については「5年超」に含めております。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等19百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	2,868,851	854	238	70	32	21
譲渡性貯金	8,875	-	-	-	-	-
借 入 金	22,000	6,500	-	-	-	-
合 計	2,899,726	7,354	238	70	32	21

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

8. 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	国 債	169,427	157,407	12,019
	地 方 債	-	-	-
	政府保証債	-	-	-
	金 融 債	-	-	-
	社 債	22,964	22,514	449
	外 国 証 券	257,416	248,009	9,407
	株 式	10,370	3,629	6,740
	受 益 証 券	220,498	183,351	37,147
	投 資 証 券	1,088	592	495
小 計	681,765	615,505	66,260	
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	国 債	44,154	45,554	△ 1,400
	地 方 債	-	-	-
	政府保証債	-	-	-
	金 融 債	-	-	-
	社 債	28,225	28,732	△ 506
	外 国 証 券	374,237	400,703	△ 26,466
	株 式	487	740	△ 252
	受 益 証 券	130,041	136,705	△ 6,664
	投 資 証 券	-	-	-
小 計	577,146	612,436	△ 35,289	
合 計	1,258,912	1,227,942	30,970	

(注) 上記差額合計から繰延税金負債8,519百万円を差し引いた金額22,450百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
債 券	419,764百万円	1,843百万円	3,129百万円
株 式	441	118	3
その他	3,009	95	435
合 計	423,215	2,057	3,569

9. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、次のとおりであります。

① 運用目的の金銭の信託	連結貸借対照表計上額		差 額	うち連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
	連結貸借対照表計上額	取得原価			
① 運用目的の金銭の信託	7,280百万円	-			
② その他の金銭の信託	56,748百万円	56,384百万円	364百万円	1,424百万円	△ 1,060百万円

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債100百万円を差し引いた金額263百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

10. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。この制度に加え、退職給付の一部に充てるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会に加入し、共済会規約に基づく退職金共済制度を採用しております。また、従業員の退職時に際して割増退職金を支払う場合があります。

② 確定給付制度

a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,595百万円
勤務費用	135百万円
利息費用	4百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 128百万円
退職給付の支払額	△ 67百万円
期末における退職給付債務	<u>2,540百万円</u>

b 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,164百万円
期待運用収益	7百万円
事業主からの拠出額	63百万円
退職給付の支払額	△ 38百万円
期末における年金資産	<u>1,197百万円</u>

c 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	2,540百万円
年金資産	△ 1,197百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,343百万円
退職給付引当金	<u>1,343百万円</u>

d 退職給付に関連する損益

勤務費用	135百万円
利息費用	4百万円
期待運用収益	△ 7百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 128百万円
確定給付制度にかかる退職給付費用	<u>4百万円</u>

e 年金資産の内訳

年金資産合計に対する年金資産分類ごとの比率	
現金及び預金	100%
合計	<u>100%</u>

f 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在の年金資産の配分と、年金資産を構成する資産の現在の収益率を考慮しております。

g 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）	
割引率	0.287%
長期期待運用収益率	0.677%

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当連結会計年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、22百万円となっております。

また、存続組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、235百万円となっております。

11. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	940百万円
貸出金償却超過額	212百万円
退職給付引当金超過額	371百万円
相互援助積立金	1,825百万円
支払奨励金未払費用	645百万円
その他	449百万円
繰延税金資産小計	4,445百万円
評価性引当金	△ 3,122百万円
繰延税金資産合計 (A)	1,323百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 8,620百万円
その他	△ 3百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 8,623百万円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△ 7,300百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等損金不算入項目	0.06%
受取配当金益金不算入等	△ 2.81%
事業分量配当金等	△ 9.65%
評価性引当額の増減	△ 1.87%
その他	△ 0.31%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.08%

●財務諸表の適正性等にかかる確認

- ① 私は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については内部監査部門から理事会等へ適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和4年6月30日
代表理事 理事長

佐藤卓治

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、注記表、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結注記表を指しています。

●連結事業年度の農協法に基づく開示債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	令和3年3月末	令和4年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (A)	55	29
危険債権 (B)	6,193	4,526
要管理債権 (C)	511	1,747
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	511	1,747
小計 (D = A + B + C)	6,760	6,303
正常債権 (E)	353,050	352,241
合計 (F = D + E)	359,810	358,545
担保等による保全 (G)	1,361	966
貸倒引当金 (H)	5,064	4,409
引当率 $H / (D - G)$	93.82	82.61
保全率 $(G + H) / D$	95.06	85.27

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題ないものとして、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、及び「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。
7. 引当率 = 引当額 / (債権額 - 担保等)
保全率 = (担保等 + 引当額) / 債権額
8. 担保等による保全額のうち、要管理債権については、要管理先債権に対する根担保を債権毎の残高に応じて按分し割り付けて算出しています。
9. 貸倒引当金については、要管理債権の引当である一般貸倒引当金を含んでいます。

●事業の種類別情報

連結子会社の営む信用事業以外の事業は、全事業に占める割合が僅少であるため事業の種類別情報は記載していません。

●自己資本の充実の状況（連結）

1. 連結の範囲に関する事項

◇連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点及び相違点が生じた原因

相違点はありません。

◇連結子会社等数並びに主要な連結子会社等の名称及び主要な業務内容

・連結子会社数 1社

名 称	主要な業務内容
株式会社長野協同サービス	各種事務受託、労働者派遣業務

・連結関連法人数 2社

名 称	主要な業務内容
株式会社長野県農協ビル	JAビルにかかる不動産の所有、管理、賃貸業務他
株式会社長野県協同電算	電子計算機等による計算受託業務他

◇比例連結が適用される関連法人

該当ありません。

◇連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれない会社

該当ありません。

◇連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれる会社

該当ありません。

◇連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等

該当ありません。

(1) 規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

2. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。自己資本造成計画の実行により、令和4年3月末における連結自己資本比率は、17.10%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連結グループの自己資本は「自己資本造成計画」に基づき、会員からの普通出資金、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	長野県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	156億円(前年度152億円)

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	長野県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	882億円(前年度873億円)

自己資本比率の算出にあたっては、「規制資本管理要綱」、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当連結グループにおける信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(1) 連結自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	経過措置による不算入額	令和3年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	217,680		224,101	
うち、出資金及び資本剰余金の額	102,528		103,923	
うち、再評価積立金の額	31		31	
うち、利益剰余金の額	119,222		124,630	
うち、外部流出予定額(△)	4,102		4,485	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に算入される評価・換算差額等	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	—		—	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,260		7,730	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	7,260		7,730	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	224,941		231,831	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	125		133	
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—		—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	125		133	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—		—	
適格引当金不足額	—		—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—		—	
退職給付に係る資産の額	—		—	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—		—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—		—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—		—	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	125		133	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	224,815		231,697	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,281,379		1,323,316	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 17,186		△ 6,169	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 17,186		6,169	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	26,963		31,455	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,308,343		1,354,771	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	17.18%		17.10%	

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当連結グループは国内基準を採用しています。

2. 当連結グループは、信用リスク・アセットの算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

項目	令和2年度			令和3年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	3,466	—	—	3,409	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	257,143	—	—	203,408	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	148,663	—	—	182,356	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	67,300	—	—	61,833	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	19,774	3,954	158	21,740	4,348	173
国際開発銀行向け	4,233	—	—	4,579	—	—
地方公共団体金融機構向け	3,186	637	25	3,515	703	28
我が国の政府関係機関向け	7,165	781	31	6,198	688	27
地方三公社向け	3	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,713,066	341,539	13,661	1,750,174	349,353	13,974
法人等向け	415,332	230,468	9,218	446,501	246,466	9,858
中小企業等向け及び個人向け	2,396	1,498	59	2,024	1,275	51
抵当権付住宅ローン	267	93	3	219	76	3
不動産取得等事業向け	587	586	23	518	518	20
三月以上延滞等	44	17	0	19	6	0
取立未済手形	13	2	0	31	6	0
信用保証協会等による保証付	2,243	218	8	2,355	230	9
出資等	9,466	9,466	378	9,194	9,194	367
（うち出資等のエクスポージャー）	9,466	9,466	378	9,194	9,194	367
上記以外	237,174	498,493	19,939	240,682	512,786	20,511
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	28,140	70,351	2,814	20,795	51,988	2,079
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー）	167,606	419,016	16,760	167,606	419,016	16,760
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	1,549	3,872	154	1,370	3,426	137
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	39,877	5,253	210	50,909	38,355	1,534
証券化	—	—	—	—	—	—
（うち STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非 STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	346,333	175,259	7,010	383,693	190,105	7,604
（うちリスクスルー方式）	346,333	175,259	7,010	383,693	190,105	7,604
（うちマニフェット方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式 250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式 400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	17,186	687	—	6,169	246
標準的手法を適用するエクスポージャー計	—	1,280,205	51,208	—	1,321,929	52,877
CVAリスク相当額÷8%	—	1,174	46	—	1,387	55
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	—	1,281,379	51,255	—	1,323,316	52,932
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 （基礎的手法）	—	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	—	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
		26,963	1,078		31,455	1,258
所要自己資本額	—	リスク・アセット等（分母）計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	—	リスク・アセット等（分母）計 a	所要自己資本額 b = a × 4%
		1,308,343	52,333		1,354,771	54,190

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削除方法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当連結グループでは基礎的手法を採用しています。
 〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連における信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P85)をご参照ください。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度					令和3年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国 内	2,429,207	448,156	408,971	—	44	2,378,476	472,208	346,521	—	19
国 外	462,321	—	462,321	—	—	560,287	—	560,287	—	—
地域別残高計	2,891,528	448,156	871,292	—	44	2,938,763	472,208	906,808	—	19
法 人	農業	3,335	3,335	—	—	2,390	2,390	—	—	—
	林業	7	7	—	—	4	4	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	80,332	51,694	26,840	—	79,885	53,716	24,528	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	28,556	23,171	4,183	—	29,399	23,680	4,517	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	23,959	23,219	—	—	23,873	23,132	—	—	—
	運輸・通信業	24,731	15,472	8,304	—	23,533	15,443	7,135	—	—
	金融・保険業	2,076,515	172,555	383,830	—	2,139,909	199,131	443,552	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	115,060	98,942	15,081	—	117,113	95,607	20,554	—	14
	日本国政府・地方公共団体	324,444	57,713	266,730	—	265,242	57,226	208,016	—	—
	上記以外	166,332	—	164,106	—	200,771	—	198,503	—	—
個 人	2,011	2,011	—	—	15	1,875	1,875	—	—	5
その他	46,240	31	2,216	—	—	54,764	—	—	—	—
業種別残高計	2,891,528	448,156	871,292	—	44	2,938,763	472,208	906,808	—	19
1年以下	1,624,990	130,944	110,737	—	—	1,557,158	170,213	26,512	—	—
1年超3年以下	137,547	83,472	54,074	—	—	119,985	70,221	49,763	—	—
3年超5年以下	128,621	58,815	69,805	—	—	165,789	57,979	107,809	—	—
5年超7年以下	195,735	37,872	157,863	—	—	268,337	37,781	230,556	—	—
7年超10年以下	463,333	79,730	383,603	—	—	467,697	77,295	390,401	—	—
10年超	127,612	35,621	91,991	—	—	138,264	37,500	100,764	—	—
期限の定めのないもの	213,687	21,699	3,216	—	—	221,531	21,217	1,000	—	—
残存期間別残高計	2,891,528	448,156	871,292	—	—	2,938,763	472,208	906,808	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

区 分	令和2年度					令和3年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	396	758	—	396	758	758	1,128	—	758	1,128
個別貸倒引当金	3,809	4,868	0	3,809	4,868	4,868	3,824	82	4,785	3,824

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

当連結グループでは、国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

(単位：百万円)

区 分	令和2年度					令和3年度					
	個別貸倒引当金				貸出金償却	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		
法人	農業	112	130	112	130	—	130	98	130	98	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	88	149	88	149	—	149	192	149	192	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	3	368	3	368	—	368	0	368	0	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	9	23	9	23	—	23	17	23	17	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	3,189	3,929	3,189	3,929	0	3,929	3,291	3,929	3,291	5
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	406	267	406	267	—	267	225	267	225	6	
業種別計	3,809	4,868	3,809	4,868	0	4,868	3,824	4,868	3,824	11	

(注) 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

2. 貸出金償却には、債務保証に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び税務上の損金経理に伴う簿外債権の償却額が含まれています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度			令和3年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	489,154	489,154	—	462,373	462,373
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	8,704	8,704	—	7,817	7,817
	20%	97,951	1,735,918	1,833,869	95,367	1,781,590	1,876,958
	35%	—	267	267	—	219	219
	50%	191,392	44	191,437	220,108	20	220,129
	75%	—	2,162	2,162	—	1,821	1,821
	100%	29,706	150,386	180,093	33,296	150,489	183,785
	150%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	185,838	185,838	—	185,659	185,659
	その他	—	—	—	—	—	—
	1250%	—	—	—	—	—	—
合計	319,051	2,572,477	2,891,528	348,772	2,589,991	2,938,763	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続等については、信連に準じて管理しています。具体的内容は単体の開示内容（P88）をご参照ください。

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	令和2年度			令和3年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	74	4,595	—	182	8,852	—
中小企業等向け及び個人向け	63	0	—	60	0	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	137	4,595	—	242	8,852	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で派生商品取引及び長期決済期間取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P89）をご参照ください。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

項 目	令和2年度	令和3年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和2年度

(単位：百万円)

項 目	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	364	3,913	—	—	—	3,913
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	364	3,913	—	—	—	3,913
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果(△)		—				—
合 計	364	3,913	—	—	—	3,913

項目	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	4,624	—	—	—	4,624
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	4,624	—	—	—	4,624
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—
合計	—	4,624	—	—	—	4,624

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において、価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区分して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当ありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、信連以外で証券化エクスポージャーを取り扱っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針及びリスク特性等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及びリスク特性等の具体的内容は単体の開示内容（P90）をご参照ください。

(1) 当連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(注) オリジネーターとは、証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。

(2) 当連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

項目	令和2年度		令和3年度	
	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オンバランス	クレジットカード与信	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	—	—
オフバランス	クレジットカード与信	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

b リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

令和2年度

(単位：百万円)

項目	証券化エクスポージャー			項目	再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	0%～ 15%未満	—	—	オンバランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	—	—		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
合計	—	—	合計	—	—		
オフバランス	0%～ 15%未満	—	—	オフバランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	—	—		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
合計	—	—	合計	—	—		

令和3年度

(単位：百万円)

項目	証券化エクスポージャー			項目	再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	0%～ 15%未満	—	—	オンバランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	—	—		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
合計	—	—	合計	—	—		
オフバランス	0%～ 15%未満	—	—	オフバランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	—	—		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
合計	—	—	合計	—	—		

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

c 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他	—	—
合計	—	—

(注) 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定に基づき、証券化取引のデュー・ディリジェンス等の要件を満たさなかったもの、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したものおよび信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。

d 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

再証券化エクスポージャーの保有はありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理方法や手続については、「子会社管理規程」内で定めるほか、信連に準じた内容としています。信連におけるオペレーショナル・リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P93)をご参照ください。

8. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、子会社等が信連以外の出資その他これに類するエクスポージャーを保有していないため、連結グループにおける当該エクスポージャーにかかるリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P93）をご参照ください。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 （単位：百万円）

区 分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	11,929	11,929	10,858	10,858
非上場	139,557	139,557	139,552	139,552
合 計	151,487	151,487	150,410	150,410

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 （単位：百万円）

令和2年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
588	18	—	118	3	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資等の評価損益）

（単位：百万円）

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
7,516	200	6,740	252

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

項 目	令和2年度	令和3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	175,259	190,105
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

10. 金利リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクにかかるリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P95）をご参照ください。

◇金利リスクの算定手法の概要

当連結グループでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化、フラット化、短期金利上昇、短期金利低下の6シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.844年です。
- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- 流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- スプレッドに関する前提
キャッシュ・フロー展開において、一定の前提を置いたスプレッドは考慮していません。
- 内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- 前年度末の開示からの変動に関する事項
 Δ EVEの前年度末からの変動要因は、受益証券の売却および金利上昇等によるものです。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB：金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
		1	上方パラレルシフト	79,326	90,765
2	下方パラレルシフト	0	0	1,588	151
3	スティープ化	39,308	44,674		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	16,550	17,290		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	79,326	90,765	7,587	6,570
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	231,697		224,815	

(補足説明)

「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

「 Δ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

●単体開示項目（農業協同組合法施行規則第204条関連）	ページ
1 概況及び組織に関する事項	
（1） 業務の運営の組織	53
（2） 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	53
（3） 会計監査人の名称	70
（4） 事務所の名称及び所在地	55
（5） 特定信用事業代理業者に関する事項	55
2 主要な業務の内容	45～52
3 主要な業務に関する事項	
（1） 直近の事業年度における事業の概況	24～32
（2） 直近の5事業年度における主要な業務の状況	
a 経常収益	78
b 経常利益	78
c 当期剰余金	78
d 出資金及び出資口数	78
e 純資産額	78
f 総資産額	78
g 貯金等残高	78
h 貸出金残高	78
i 有価証券残高	78
j 単体自己資本比率	78
k 剰余金の配当の金額	78
l 職員数	78
（3） 直近の2事業年度における事業の状況	
a 主要な業務の状況を示す指標	78～79
b 貯金に関する指標	71
c 貸出金等に関する指標	71～73
d 有価証券に関する指標	75～77
4 業務の運営に関する事項	
（1） リスク管理の体制	10～12
（2） 法令遵守の体制	13～14
（3） 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	41～42
（4） 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	16～17
5 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
（1） 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	58～60
（2） 債権にかかる額及びその合計額	
a 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権	74
b 危険債権に該当する債権	74
c 三月以上延滞債権に該当する債権	74
d 貸出条件緩和債権に該当する債権	74

(3) 元本補てん契約のある信託に係る債権に関する事項	74
(4) 自己資本の充実の状況	82～96
(5) 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
a 有価証券	76
b 金銭の信託	76
c デリバティブ取引	77
d 金融等デリバティブ取引	77
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	77
(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	73
(7) 貸出金償却の額	73
(8) 会計監査人の監査	70

●連結開示項目（農業協同組合法施行規則第205条関連）

1 連合会及びその子会社等の概況に関する事項	
(1) 連合会及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	97
(2) 連合会の子会社等に関する事項	
a 名称	97
b 主たる営業所又は事務所の所在地	97
c 資本金又は出資金	97
d 事業の内容	97
e 設立年月日	97
f 連合会が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	97
g 連合会の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	97
2 連合会及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	97～98
(2) 直近5年間の連結事業年度における主要な業務の状況	
a 経常収益	98
b 経常利益	98
c 当期利益	98
d 純資産額	98
e 総資産額	98
f 連結自己資本比率	98
3 連合会及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	98～99
(2) 債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
a 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権	111
b 危険債権に該当する債権	111
c 三月以上延滞債権に該当する債権	111
d 貸出条件緩和債権に該当する債権	111
(3) 自己資本の充実の状況	112～121
(4) 事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額	111

●その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第207条）

役員等の報酬体系	80
----------	----

